

第1期 相馬市地域福祉計画

【相馬市再犯防止推進計画】



～市民が つながり、助け合い、
支え合う 地域共生社会～

市民が 生きがいを持って
安心して暮らせる 相馬市を目指して

令和7年3月



福島県 相馬市

はじめに

近年、地域においては、核家族化が進み、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、人間関係やつながりが希薄化し、これまでのような地域社会を継続することが難しくなっております。

また、虐待やひきこもりなどの社会問題が浮き彫りとなり、8050問題やヤングケアラーの問題など制度をまたぐ複合的な課題も表面化しております。

国においては、これらの地域課題の解消に向け、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手といった

関係を超えて、地域住民や団体、関係機関が相互に支え合いながら、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を推進しております。

このような状況を踏まえ、本市においては、住み慣れた地域で自分らしく安全・安心に暮らしていけるよう、市民をはじめ、地域における様々な主体が相互に助け合い・支え合う地域づくりを推進するとともに、地域共生社会の実現を目指し、第1期相馬市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、市民や関係団体など社会福祉活動の担い手が地域で行う取組や市の施策についてまとめた福祉分野における総合的な計画であるとともに、再犯防止推進計画を一体的に策定するなど、本市における福祉施策全般の方向性を示すものとなっております。

今後は、本計画を地域福祉推進の基本として、基本理念である「市民が 生きがいを持って 安心して暮らせる 相馬市を目指して ～市民が つながり、助け合い、支えあう 地域共生社会～」に基づき、地域共生社会の実現及び地域福祉の推進を目指してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました相馬市地域福祉計画策定推進委員会の皆様、並びにアンケート調査などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係団体・事業者の皆様にご心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

相馬市長

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 地域福祉について	2
（1）地域福祉について	2
（2）自助・互助・共助・公助について	2
（3）地域共生社会について	3
3 計画の位置付け	4
（1）計画の位置付け	4
（2）関連計画との関係	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 相馬市の現状と課題	9
1 相馬市を取り巻く現状等	9
（1）人口・世帯の状況	9
（2）高齢者福祉の現状	13
（3）障がい者福祉の現状	16
（4）こどもを取り巻く現状	17
（5）生活保護の現状	18
（6）地域を取り巻く現状	19
2 統計資料・アンケート調査等からみる地域の傾向と課題	21
（1）アンケート調査の概要	21
（2）関係団体調査の概要	49
（3）統計資料・アンケート調査等からみる地域の傾向と課題	54
第3章 計画の基本理念と基本目標	55
1 基本理念	55
2 基本目標	56
3 施策の体系	58
第4章 施策の展開	59
基本目標1 協働・支え合いの地域づくり	59
基本目標2 安全・安心な地域づくり	62
基本目標3 生きがいを感じる地域づくり	66
基本目標4 地域福祉推進の環境づくり	70

第5章 相馬市再犯防止推進計画	73
1 計画策定の背景と目的	73
2 計画の位置付け	73
3 計画の期間	74
4 再犯防止を取り巻く現状	75
(1) 犯罪及び再犯の現状	75
(2) アンケート調査からみる現状	78
5 基本方針	79
6 施策方針	80
 第6章 計画の推進	83
1 計画の推進	83
2 計画の進捗管理	84
3 計画の周知・広報	84
 資料編	85
1 相馬市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱	85
2 相馬市地域福祉計画策定推進委員会委員名簿	87
3 相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ	88
4 計画策定の経過	89

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化が進む中、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などにより、地域社会が抱える課題は様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、8050問題¹やダブルケア²、ヤングケアラー³など、個人や世帯においても複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、複合化しています。これらは、従来からある公的な制度のみでは解決が困難であり、公的支援についても課題を世帯として捉え、包括的に支援していくことなどが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、住民が様々な地域課題に取り組みながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりを実現するためには、これまでに以上にきめの細かい対応が求められています。

国においては、地域や個人が抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、包括的に支えていく「地域共生社会」の実現に向け、高齢者や障がいのある人、こどもなどの分野にかかわらず包括的に支援するための体制づくりや住民主体により相互に支え合う地域づくりを進めています。

本市においては、平成29年2月に「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」を策定し、人と地域が相互に支え合いながら、将来にわたって安心して充実した市民生活を送ることができる、活力ある地域社会を築いていくことを最重要課題とし、市民がそれぞれの人生のステージで地域に参画することで、「子どもたちに希望を」「青壮年にいきがいを」「高齢者に安心を」の理念の実現を目指しています。

本計画は、相馬市総合計画の理念を踏まえ、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、各世代の幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するため策定するものです。

¹ 80代の高齢の親とひきこもりなどの50代の子どもの組み合わせに関連する問題。高齢の親が中年の子どもを支える状況。

² 子育てと親（または配偶者など）の介護が同時期に重なる状況。

³ 家族にケアを必要とする人がいる場合に18歳未満の子どもが家事などを行うこと。

2 地域福祉について

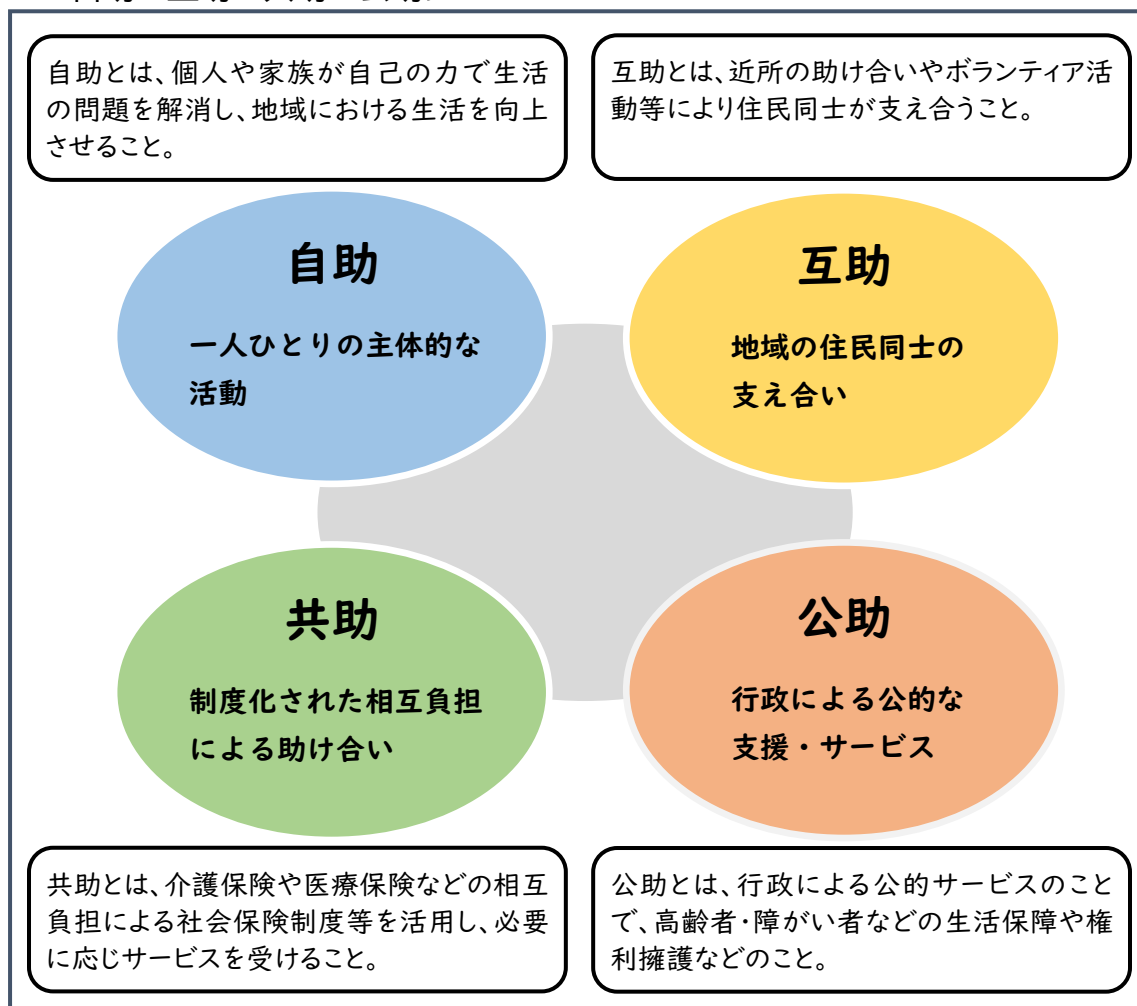
(1) 地域福祉について

地域福祉とは、住民一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、住み慣れた地域において、安全・安心に自分らしく日常生活を送ることができるように、地域住民、事業者、行政など地域に関わりのある様々な主体が、地域や世帯が抱える課題について、お互いに尊重し、支え合いながら、解消に取り組む、地域をより良いものにしていくことです。

(2) 自助・互助・共助・公助について

地域福祉の推進にあたっては、自助・互助・共助・公助によるつながり・支え合いの考えが重要になります。自分ができることは自分で行う「自助」、近所や地域の住民同士が支え合う「互助」、社会保険制度等の活用による「共助」、行政による「公助」が、それぞれに連携・協力し、地域福祉の視点から支援する体制整備が求められます。

■自助・互助・共助・公助について



(3) 地域共生社会について

地域共生社会とは、同じ地域で暮らす住民一人ひとりが、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会のことです。その実現には、地域住民や地域における多様な主体が「我が事」として参画し、人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要です。

○社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村の計画で、本市における地域福祉の向上を図るための各施策を展開する基本となるものです。

地域の様々な課題を明らかにし、その解消に向けた取組を、市民や地域における多様な主体が関わり、関係機関、行政等が協力・連携し、推進していく上での指針となります。

また、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰等を推進する再犯防止推進計画の内容を含み、同計画を一体的に策定しています。

○社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

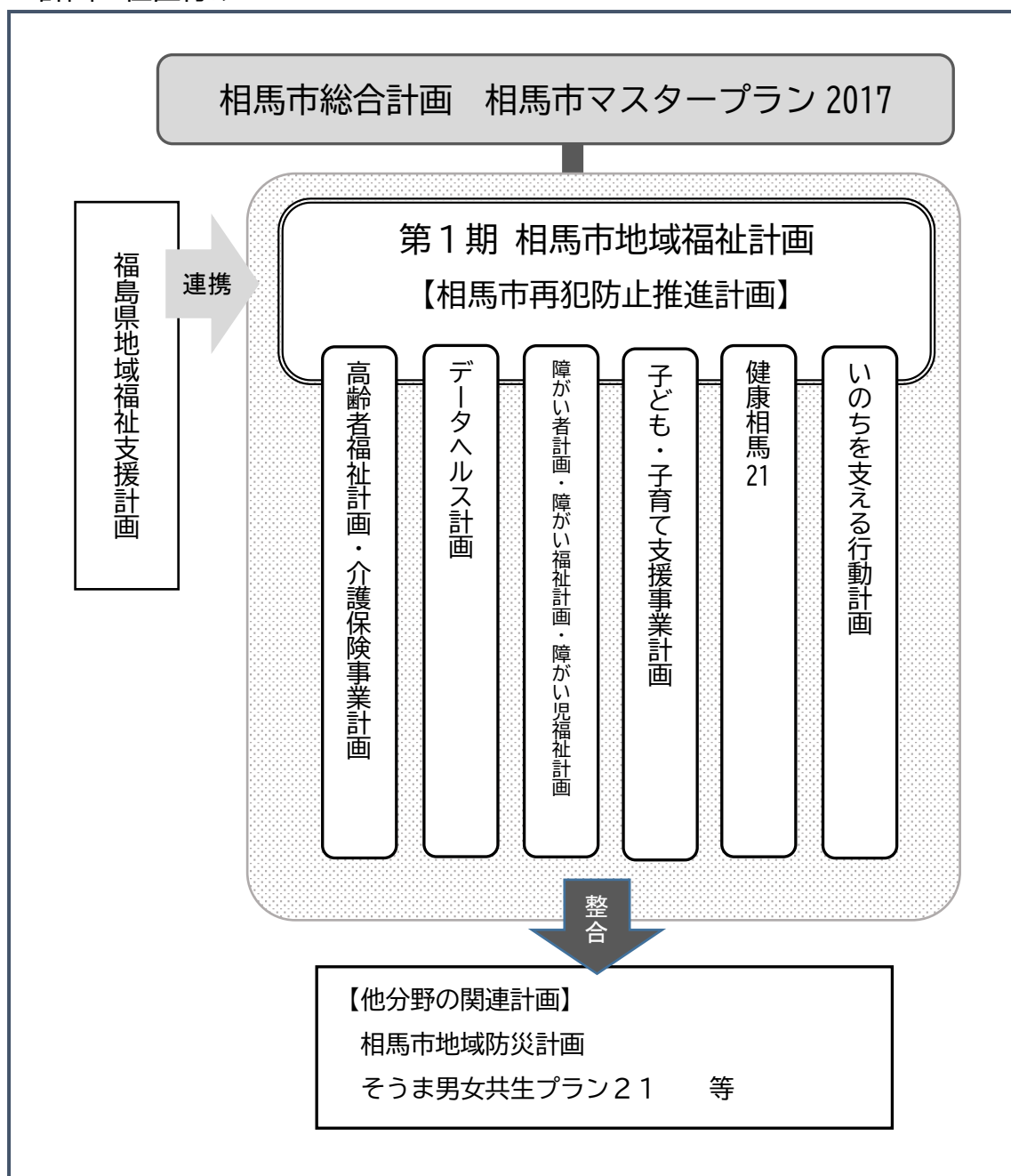
2 都道府県又は市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 関連計画との関係

地域福祉計画は、「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」を上位計画とした個別計画であり、総合計画が目指す理念や将来像の実現に資する保健福祉施策の指針となるものです。

また、高齢者、障がい者、こども・子育て、健康づくりといった保健福祉分野における各計画や他の関連計画との整合を図るとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担います。

■計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の期間は、「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」の計画期間に合わせて、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2年間とします。

なお、取組状況を点検・精査するとともに、法制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、状況に応じ見直しを行います。

■計画の期間

	令和 6年 2024	令和 7年 2025	令和 8年 2026	令和 9年 2027	令和 10年 2028	令和 11年 2029	令和 12年 2030	令和 13年 2031
総合計画								
	第3次			次期				
地域福祉計画	—							
		第1期	次期					
子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期					次期	
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第9期		次期				
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第7次 第7期 第3期		次期				
健康相馬21	第2次	第3次						
データヘルス計画		第3期					次期	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、市民等の意見を広く反映することを目的として、相馬市地域福祉計画検討委員会を設置するとともに、アンケート調査や関係団体調査を実施し、計画への意見の反映に努めました。

(1) 相馬市地域福祉計画策定推進委員会

市民や地域、関係機関等の意見を広く反映した計画とするため、地域福祉の関係者や地域住民の代表者、学識経験者等から構成される「相馬市地域福祉計画策定推進委員会」において、計画案の検討を行いました。

(2) 相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ

計画に掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、相馬市地域福祉計画策定推進委員会の下部組織として庁内ワーキンググループを組織し、計画内容の検討や施策の調整を行いました。

(3) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、市民の地域との関わりや地域活動の状況、地域福祉についての意識等を把握することを目的に、地域福祉計画に関するアンケート調査を行いました。

(4) 関係団体調査

福祉や地域活動に関わる団体等に対して、地域福祉における課題や取組等について調査を行いました。

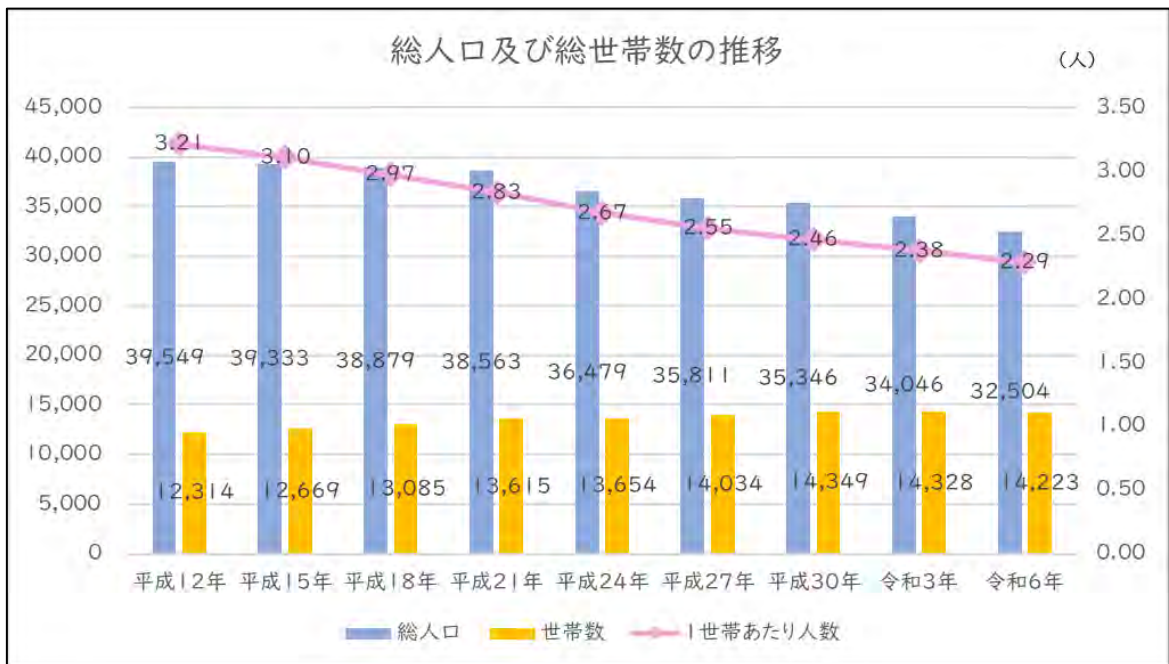
第2章 相馬市の現状と課題

1 相馬市を取り巻く現状等

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口及び総世帯数の推移

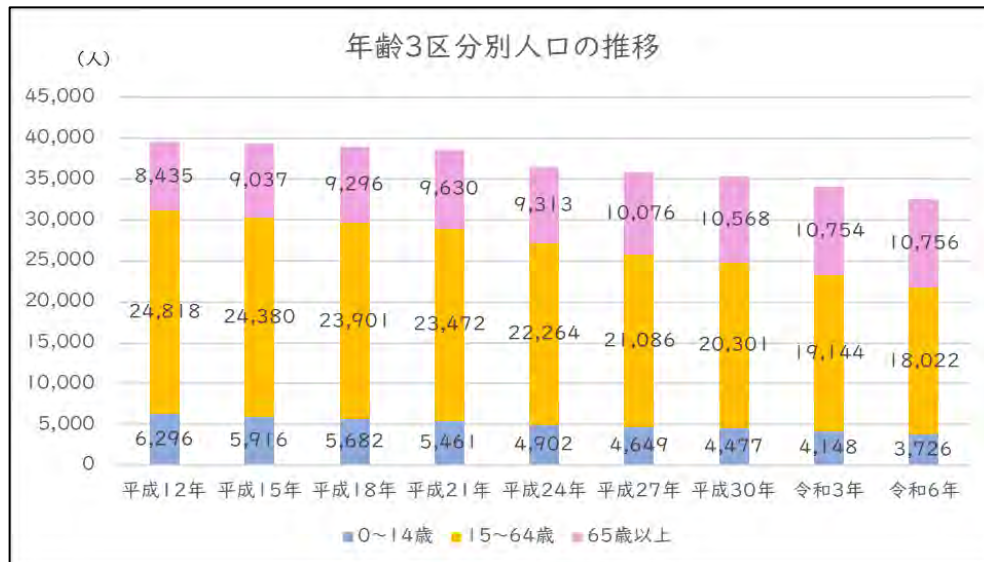
本市の総人口は年々減少しており、令和6年には32,504人となっています。世帯数は増加傾向にあり、令和6年には14,223世帯となっています。また、1世帯あたりの人数は減少しており、核家族化が進んでいます。



資料：相馬市住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

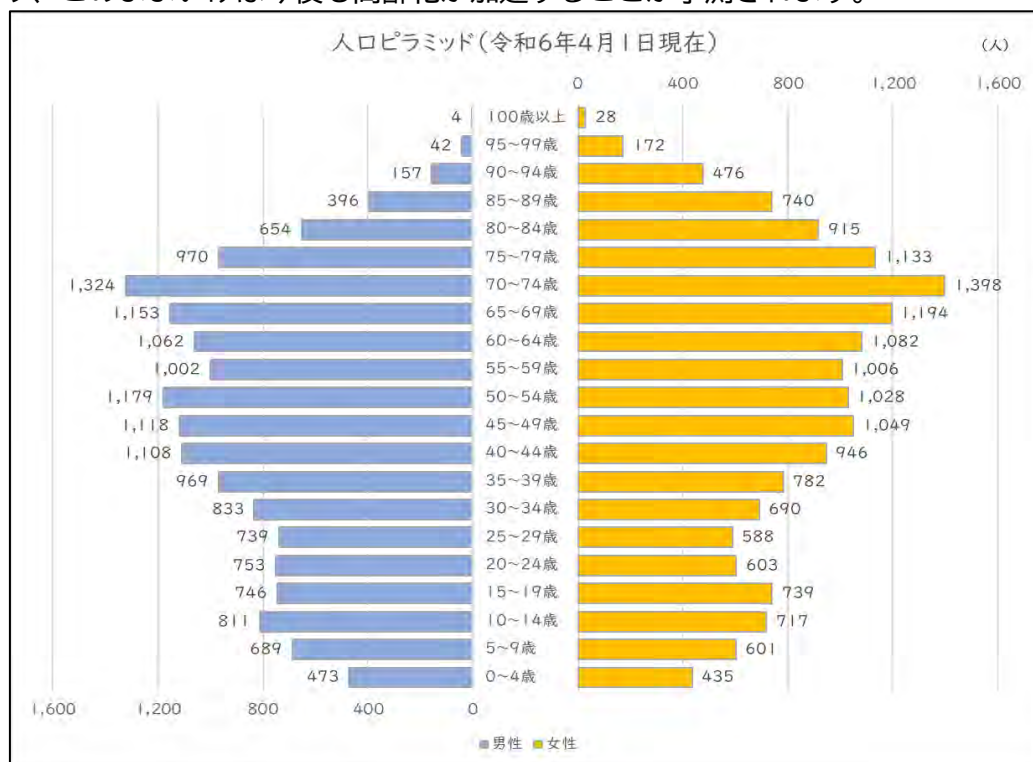
年齢3区分別の人口の推移は年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。平成12年と比較すると、令和6年は年少人口が40.8%、生産年齢人口が27.3%減少している一方で、老年人口は27.5%増加しており、今後さらに少子高齢化が進むことが予測されます。



資料：相馬市住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 人口ピラミッド

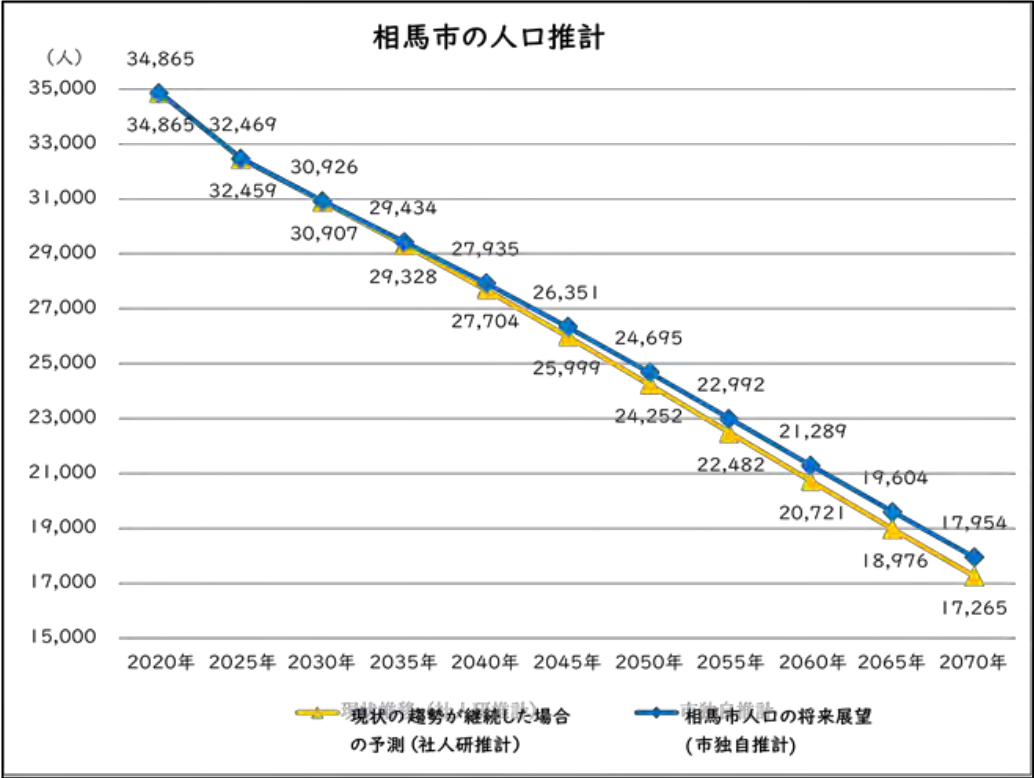
令和6年4月1日時点での人口ピラミッドを見ると、男女共に70～74歳の人口が最も多いことが分かります。また、30代以下の若い世代の構成人員が少なくなっており、このままいけば今後も高齢化が加速することが予測されます。



資料：住民基本台帳

④ 人口推計

本市の人口推計では、人口は年々減少が予測され、2050年には25,000人を下回ることが見込まれています。



【人口推計にあたっての条件】

推計方法	自然増減数及び社会増減数の各数値を設定して推計
出 生	2040（令和22）年に福島県民の「希望出生率」1.51を達成 2040年以降は1.51を維持
死 亡	国立社会保障・人口問題研究所推計の年齢階級別生存率を用い推計
転入・転出	2030（令和12）年に社会動態±0（ゼロ）を達成 2030年以降は±0（ゼロ）を維持

資料：相馬市人口ビジョン

※人口推計は、令和7年3月策定の相馬市人口ビジョン（第3.0版）の情報に基づいています。

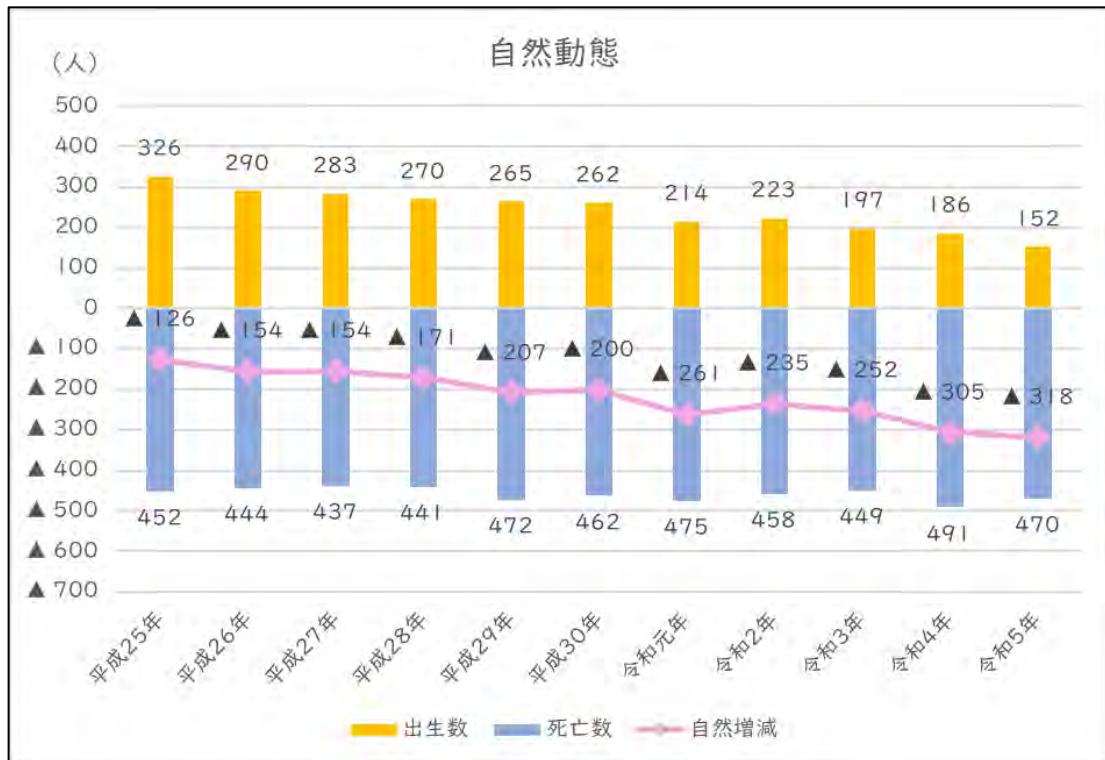
⑤ 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回り、令和4年の自然増減は307人となっています。また、死亡数は減少と増加を繰り返しているのに対し、出生数は減少傾向にあります。

社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、年によって推移にばらつきがあるものの、平成29年以降は転出が多くマイナスが続いています。

自然動態・社会動態ともにマイナス傾向にあり、今後も継続的な人口減少が懸念されます。

第2章 相馬市の現状と課題



※出生率、死亡率、自然増加率は人口千対

資料：福島県人口動態統計の概況

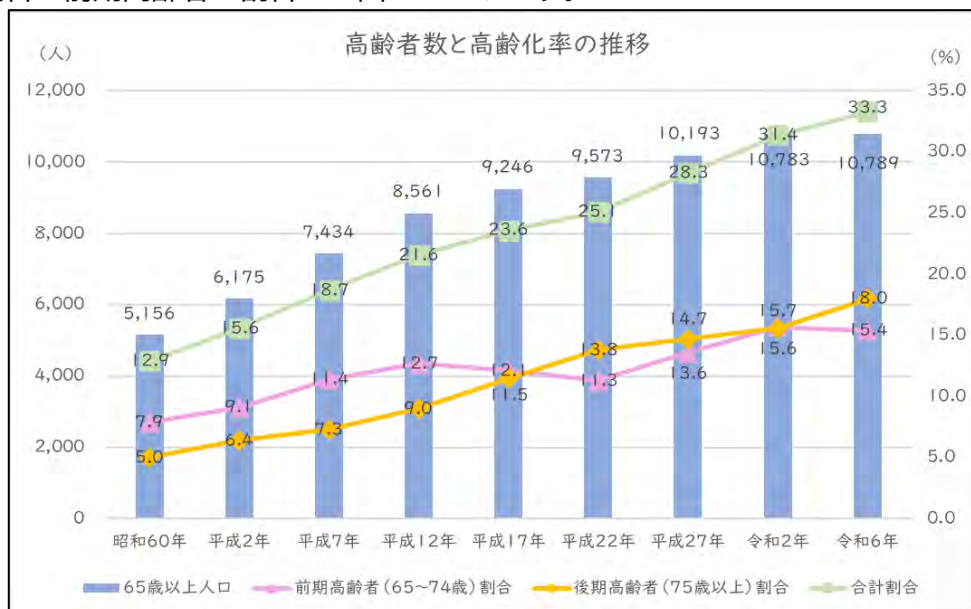


資料：福島県現住人口調査年報

(2) 高齢者福祉の現状

① 高齢者数と高齢化率の推移

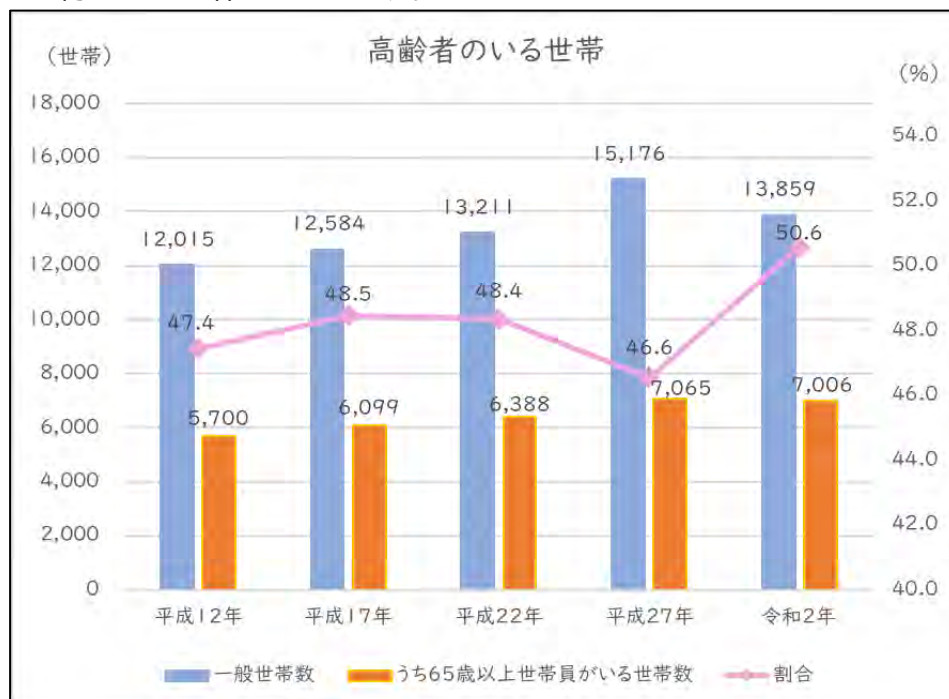
本市の高齢者数は増加傾向にあり、総人口に占める前期高齢者（65～74歳）の割合及び後期高齢者（75歳以上）の割合も年々増加傾向にあります。昭和60年には後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を下回っていましたが、令和6年は後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っております。



資料：相馬市住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 高齢者のいる世帯

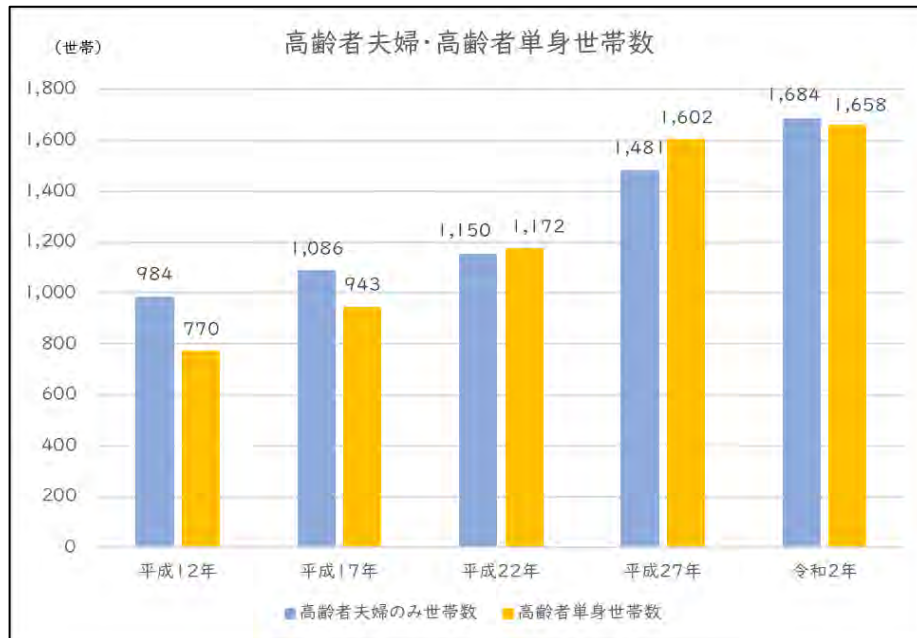
一般世帯数のうち高齢者（65歳以上の方）がいる世帯数は増加傾向にあります。高齢者がいる世帯数の割合を見ると、平成12年は約47.4%であったのに対し、令和2年には約50.6%に増加しています。



資料：国勢調査

③ 高齢者夫婦数・高齢者単身世帯数

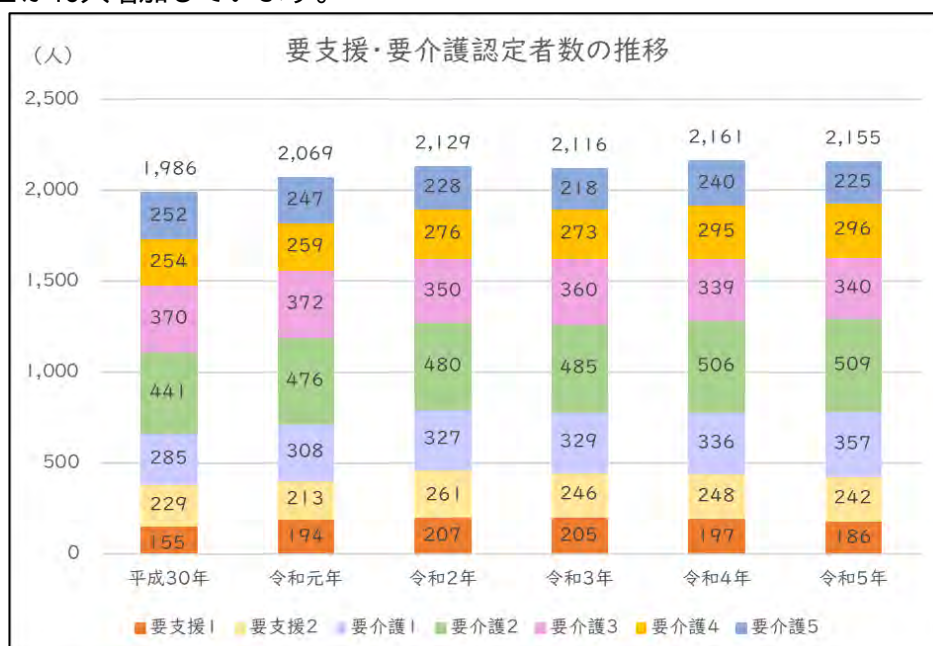
高齢者夫婦のみの世帯数及び高齢者単身世帯は年々増加しており、平成12年にはどちらも1,000世帯未満であったのに対し、令和2年はどちらも1,600世帯を超えています。特に高齢者単身世帯数は令和2年には平成12年の215.3%に増加しています。



資料：国勢調査

④ 要支援・要介護認定者数の推移

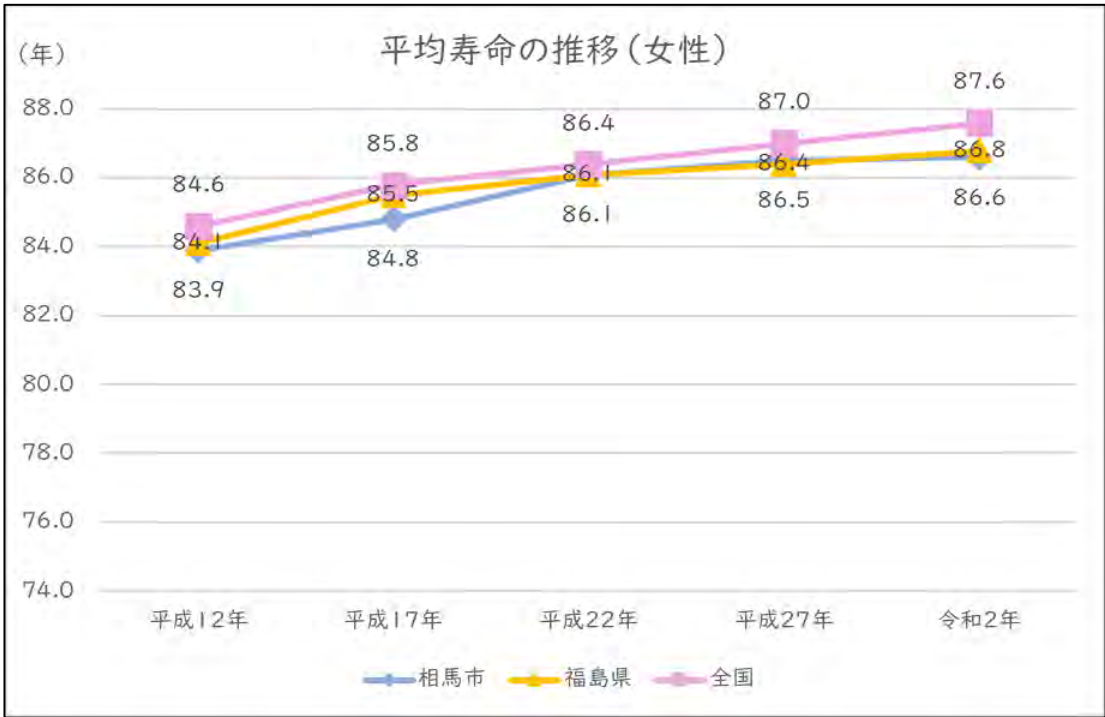
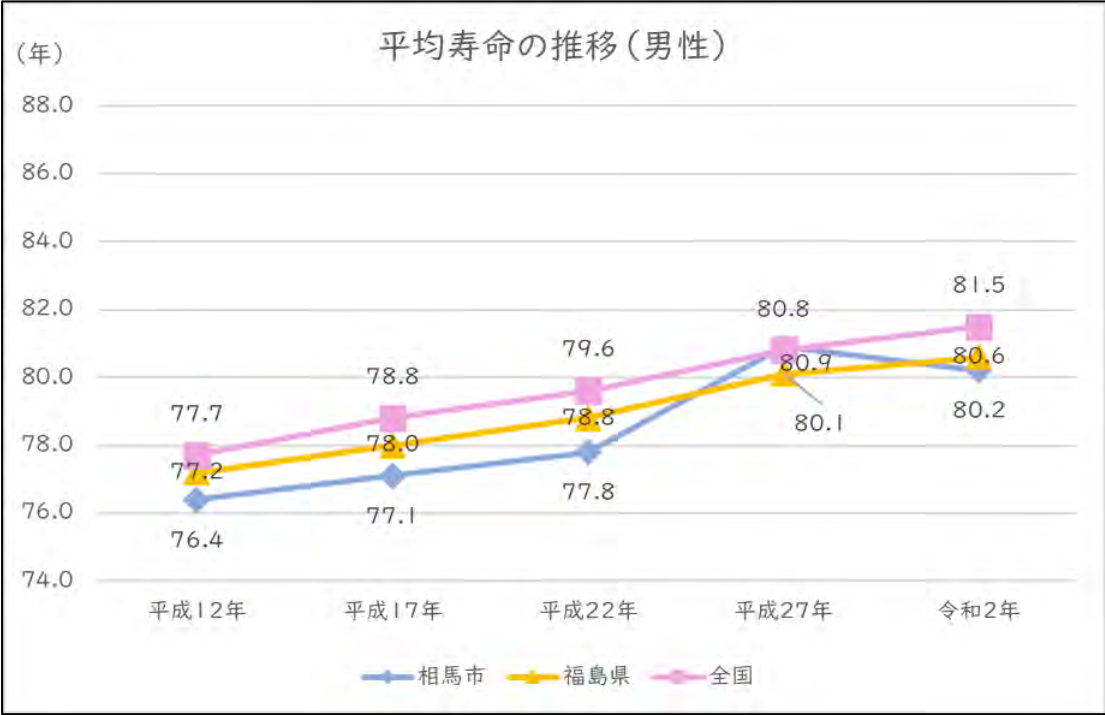
要支援・要介護認定者数を要介護度別に見ると、令和5年は要介護2が509人と最も多く、次いで要介護1が357人、要介護3が340人、要介護4が296人と続いています。一方、平成30年と令和5年を比較すると、要介護3が30人、要介護5が27人減少しているのに対し、要介護1が72人、要介護2が68人、要介護4が40人、要支援1が31人、要支援2が13人増加しています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月1日現在）

⑤ 平均寿命の推移

本市の平均寿命の推移を見ると、平成12年と比較し令和2年には男性は3.8歳、女性は2.7歳伸びているものの、男女共に全国平均及び福島県平均を下回っています。

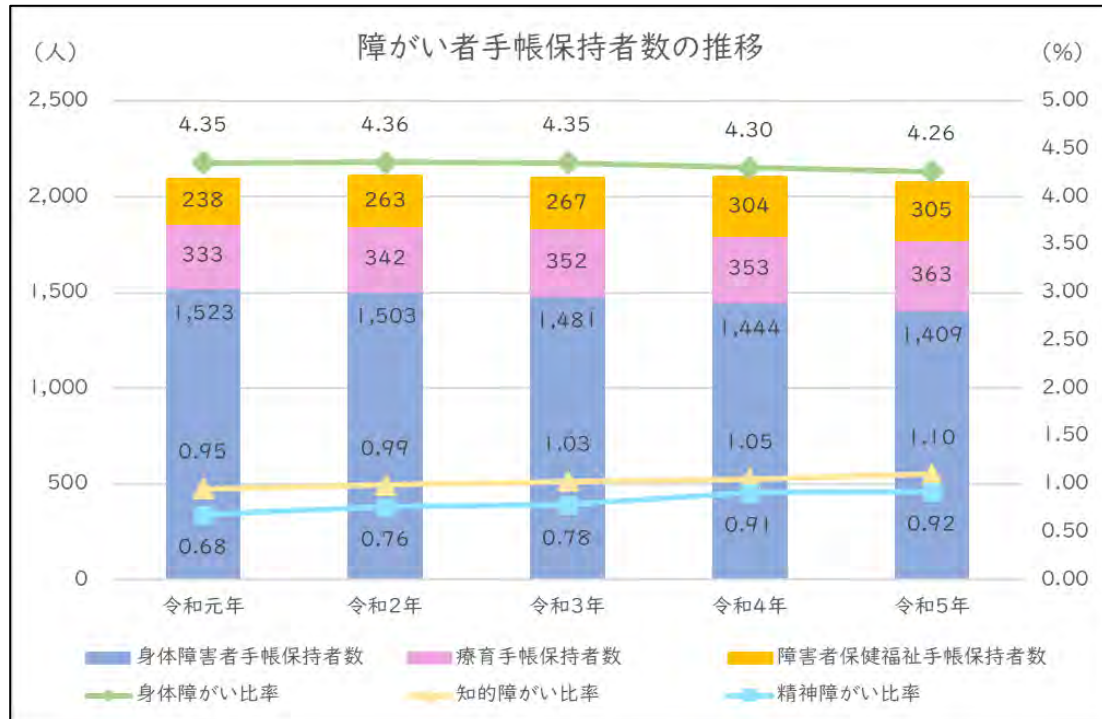


資料：厚生労働省 市区町村別生命表

(3) 障がい者福祉の現状

① 障がい者手帳所持者数の推移

本市の障がい者手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳保持者数は減少傾向にあるのに対し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあります。一方で、身体障がい比率は知的障がい及び精神障がい比率と比べ高い値を維持しています。



資料：福島県障がい者総合福祉センター、福島県精神保健福祉センター
(相馬市社会福祉課)

(4) こどもを取り巻く現状

① 児童数の推移

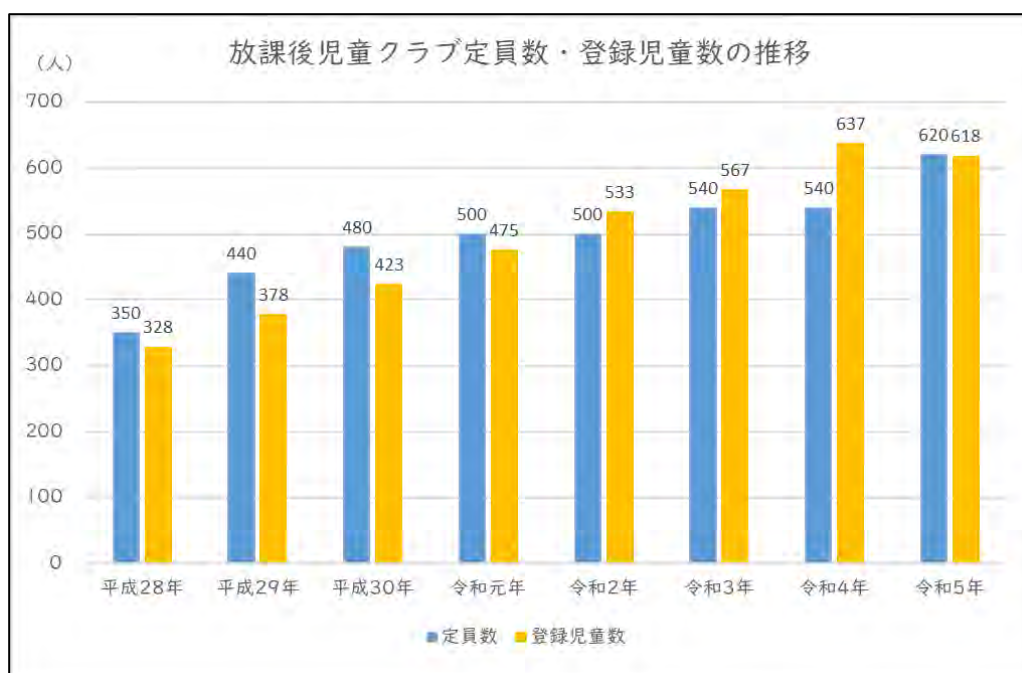
児童数（18歳未満人口）は年々減少しており、平成12年には7,926人であったのに対し、令和6年は4,656人となっています。減少率は約41.3%と大幅に減少しており、今後もさらに少子化が進むことが予想されます。



資料：相馬市住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 放課後児童クラブ定員数・登録児童数の推移

放課後児童クラブ定員数及び登録児童数は、平成28年はそれぞれ350人、328人であったのに対し、令和5年は620人、618人になっています。放課後児童クラブの新設や改築等により定員数は大幅に増加しています。

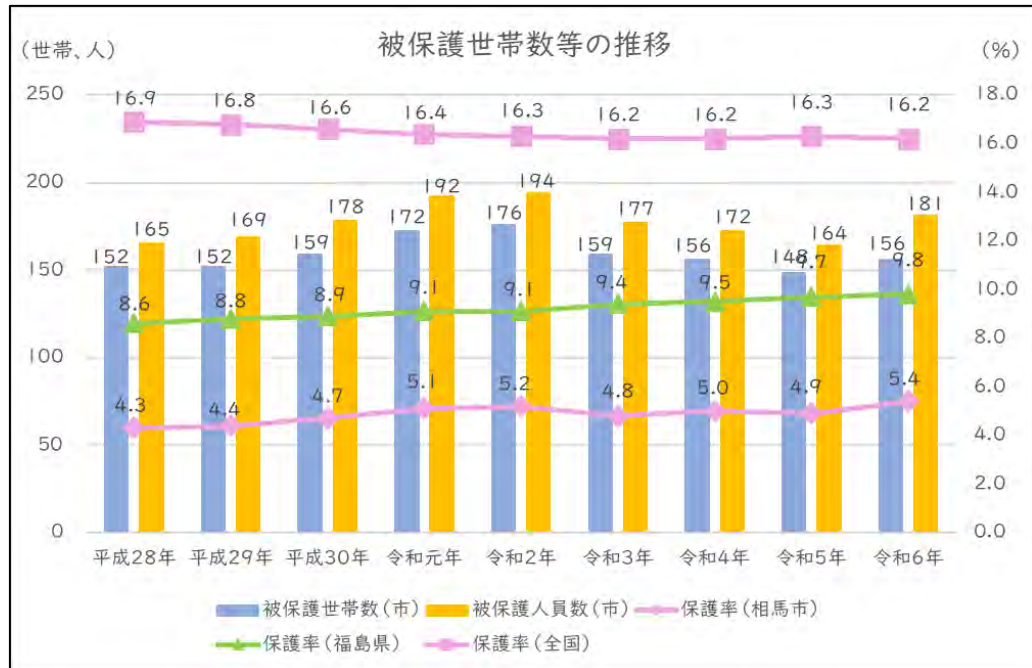


資料：相馬市こども家庭課

(5) 生活保護の現状

① 被保護世帯数等の推移

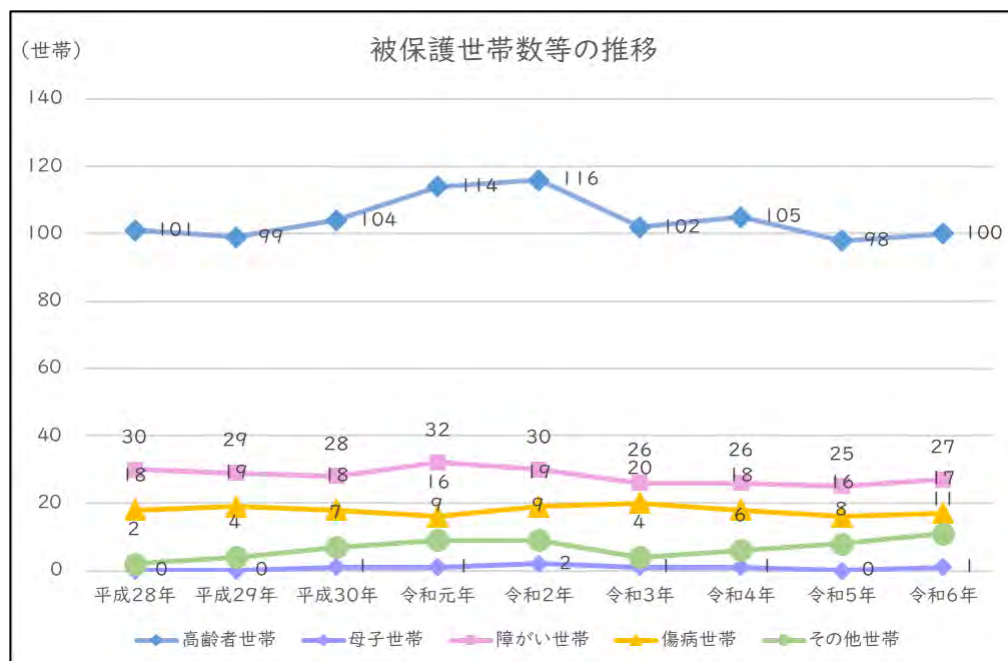
本市の被保護世帯数及び被保護人員数は令和2年をピークに減少傾向にありましたが、令和6年は再び増加し、人口1,000人あたりに対する保護率はほぼ横ばいで推移しています。



資料：相馬市社会福祉課（各年1月時点）

② 被保護世帯数（世帯類型別）の推移

被保護世帯数を世帯類型別に見ると、どの年も高齢者世帯が最も多く、次いで障がい世帯、傷病世帯となっています。どの世帯類型も世帯数はほぼ横ばいの状況で推移しています。



資料：相馬市社会福祉課（各年1月時点）

(6) 地域を取り巻く現状

① 行政区加入率等の推移

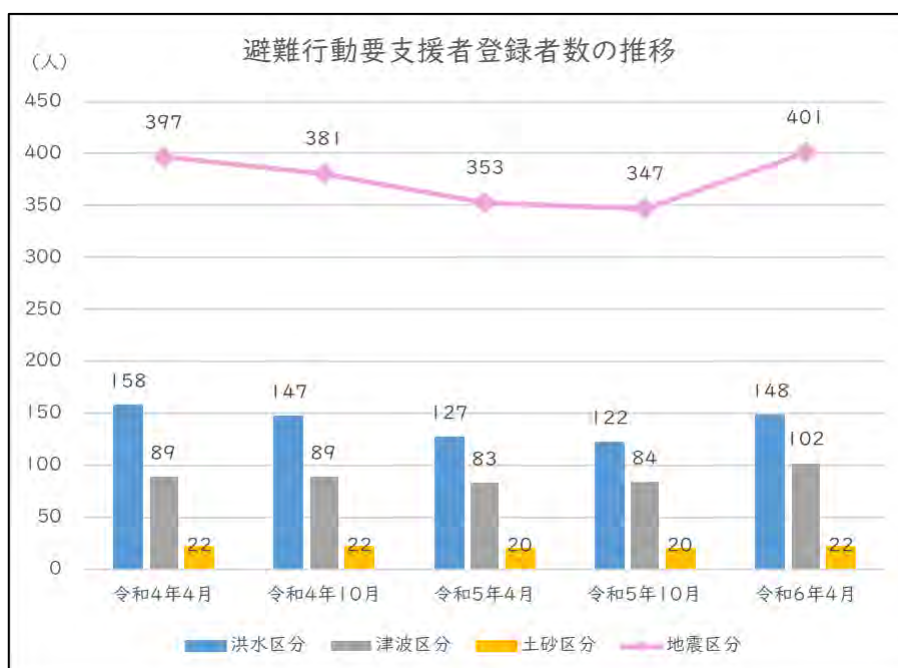
本市の行政区加入率は平成29年の73.06%をピークに年々減少しており、令和6年は67.91%まで減少しています。行政区加入率の減少は地域の助け合いや協力体制の希薄化に繋がるため、改善に向けた取組が求められます。



資料：相馬市総務課

② 避難行動要支援者登録者数の推移

避難行動要支援者登録者数は増加しています。避難行動要支援者の把握は災害発生時の的確な避難につながり、登録推進が求められています。

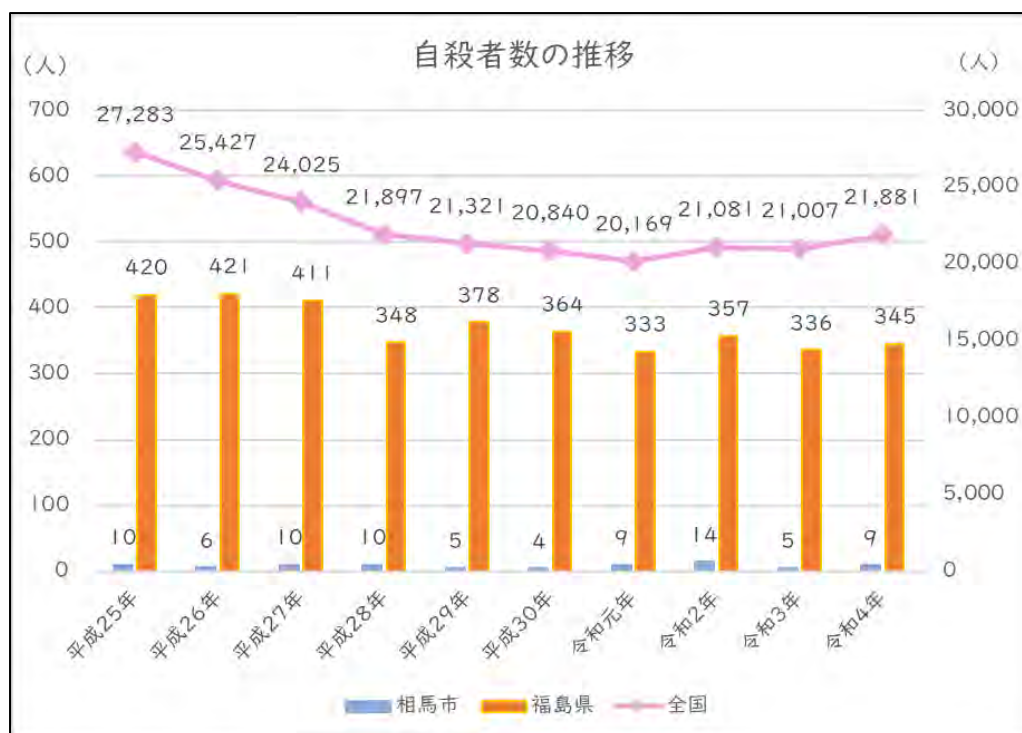


※地震区分は全員が登録、居住地域により区分の重複あり

資料：相馬市社会福祉課

③ 自殺者数の推移

本市の自殺者数は令和2年の14人をピークに、令和4年は9人となっています。元気に自立した生活を送るために、身体だけでなく心の健康の維持も重要であり、メンタルヘルス等の自殺予防対策の推進が求められます。



資料：福島県人口動態統計の概況、警察庁

2 統計資料・アンケート調査等からみる地域の傾向と課題

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

市民の福祉や地域に対する考え方や生活、地域活動・ボランティア活動の状況などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施した。

② 調査対象

相馬市在住の18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人

③ 調査期間

令和6年6月27日～令和6年7月26日

④ 回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 件	849 件	42.5%

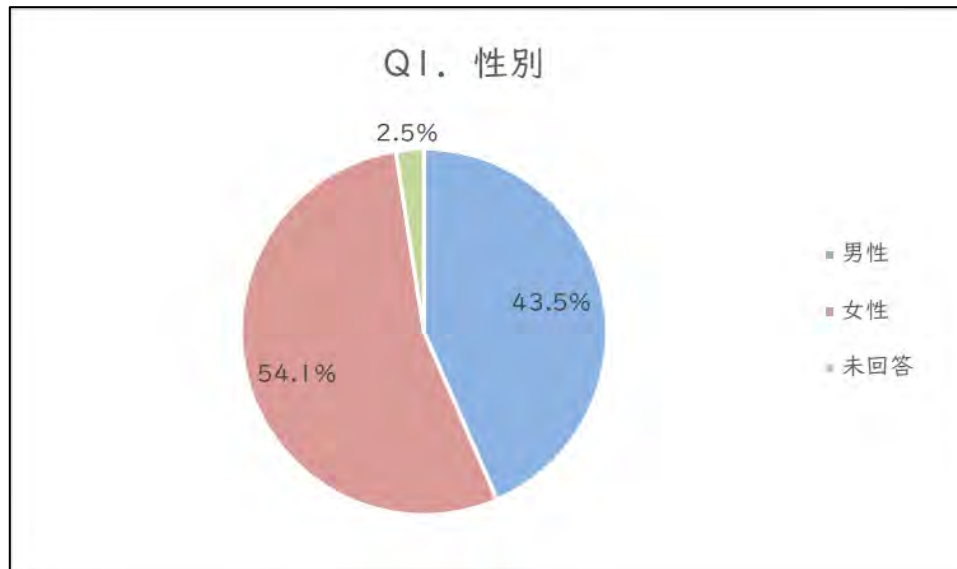
⑤ 調査結果

- ・調査結果は、小数点以下第2位を四捨五入して、それぞれの割合を示しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問については、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表の「n=〇〇」という表記は、その設問の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略している場合があります。

□あなたご自身について

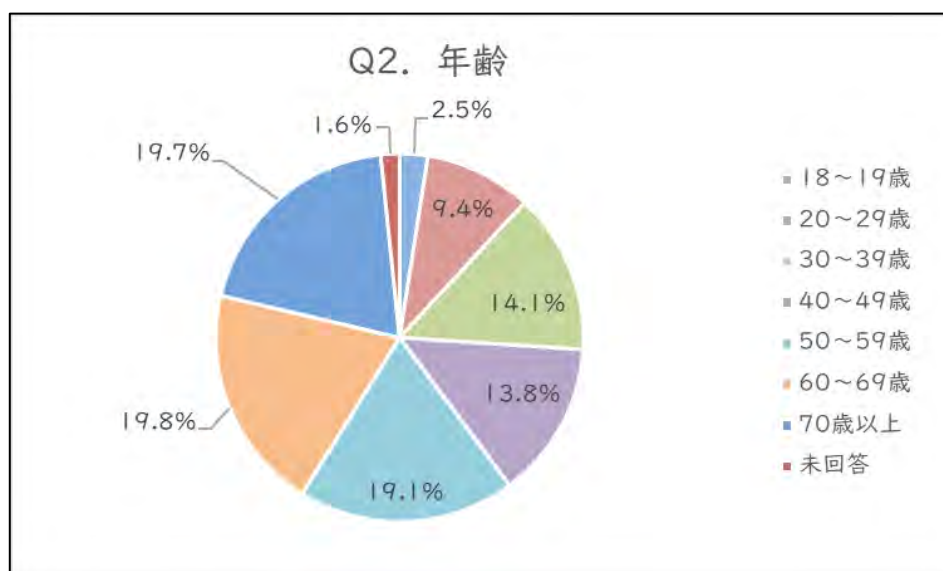
問1 あなたの性別をお答えください。(1つ)

性別は、「男性」が43.5%、「女性」が54.1%となっており、「男性」より「女性」の方が高くなっています。



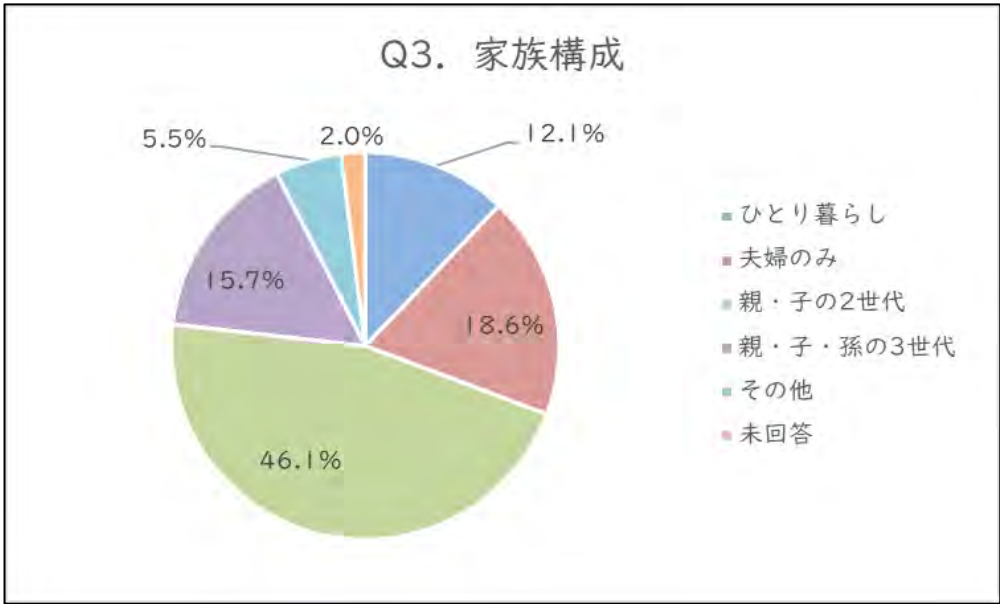
問2 あなたの年齢（令和6年6月1日現在）をお答えください。(1つ)

年齢は、「60～69歳」が19.8%と最も高く、次に「70歳以上」が19.7%、「50～59歳」が19.1%、「30～39歳」が14.1%となっています。50代以上が半数以上を占めており、年齢層は高くなっています。



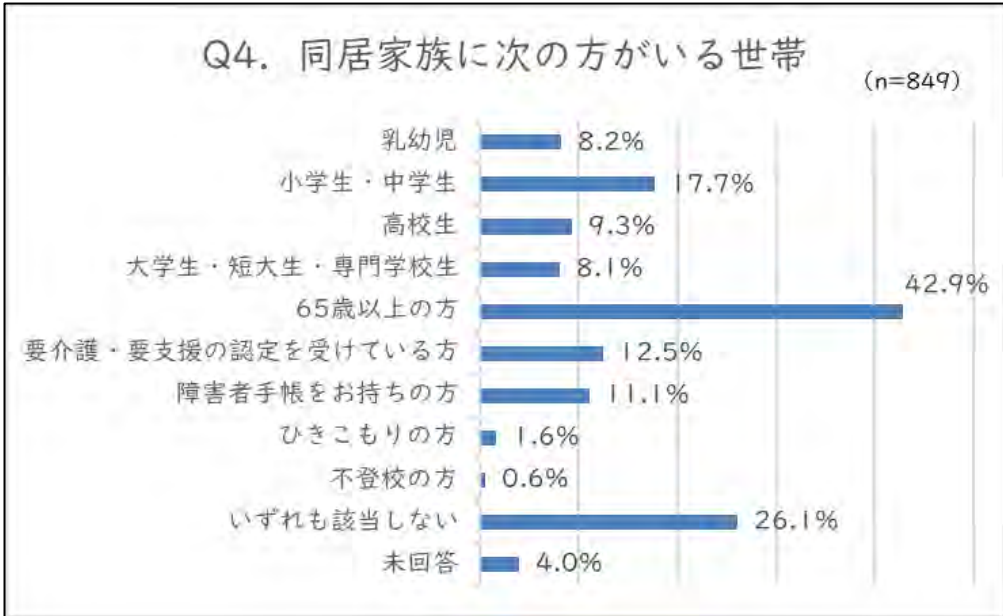
問3 あなたの同居の家族構成をお答えください。(1つ)

家族構成は、「親・子の2世代」が46.1%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が18.6%、「親・子・孫の3世代」が15.7%となっています。



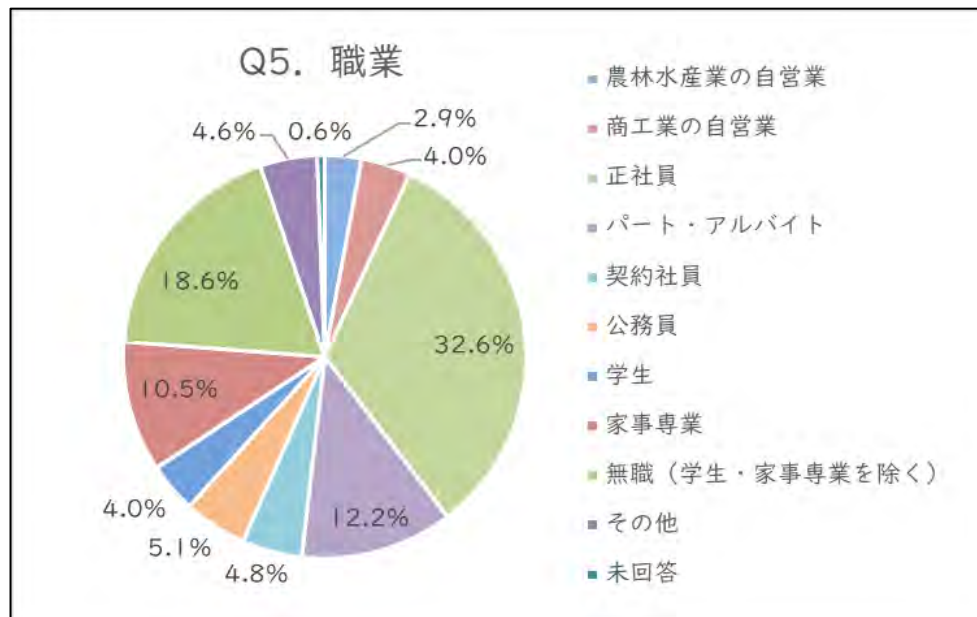
問4 あなた自身も含め、同居のご家族の中に、次のような方はいますか。
(あてはまるものすべて)

「65歳以上の方」が42.9%と最も高く、次いで「いずれも該当しない」が26.1%、「小学生・中学生」が17.7%となっています。



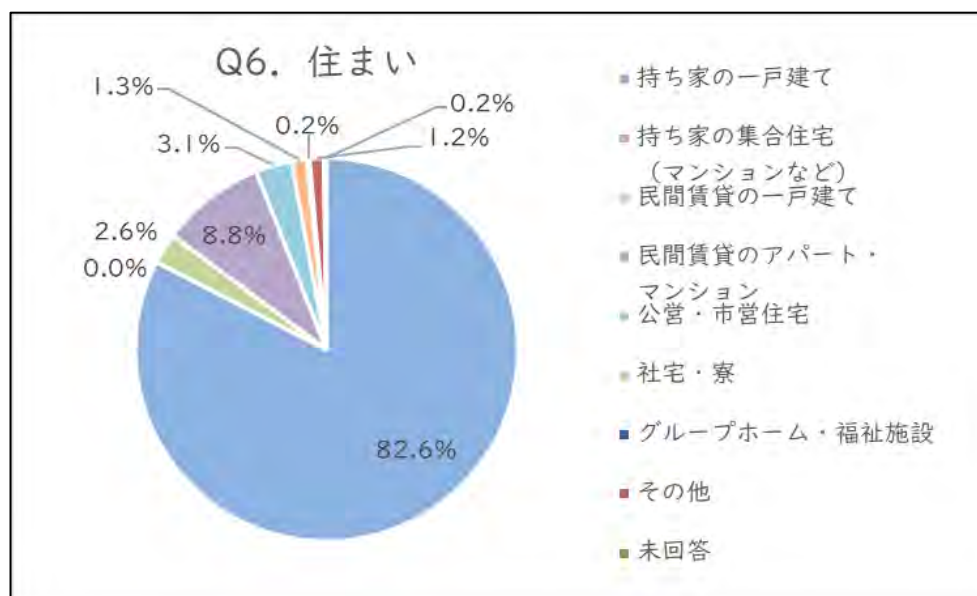
問5 あなたの主なご職業をお答えください。(1つ)

主な職業は、「正社員」が32.6%と最も高く、次いで「無職（学生・家事専業を除く）」が18.6%、「パート・アルバイト」が12.2%となっています。



問6 あなたのお住まいをお答えください。(1つ)

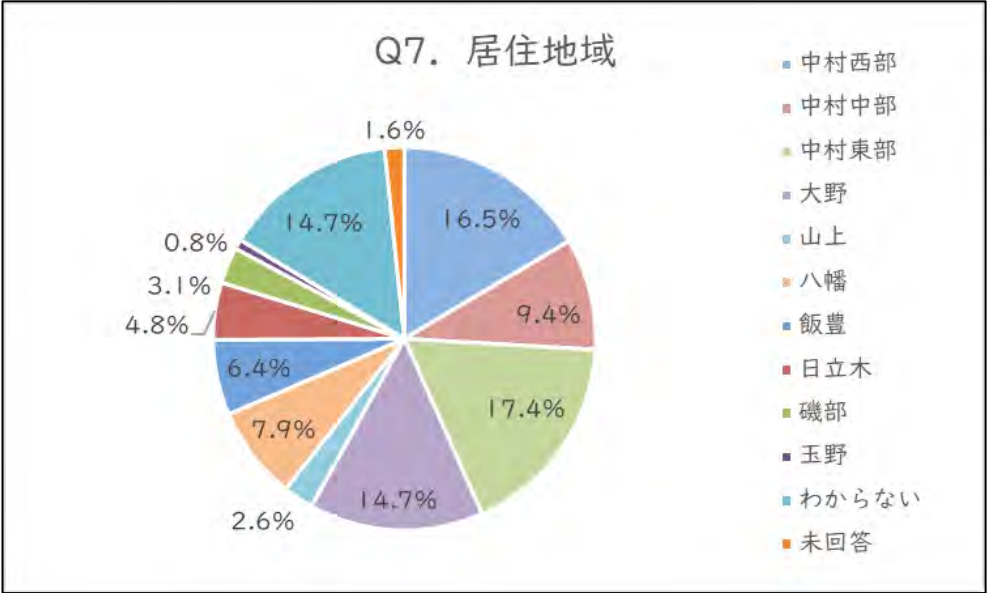
居住形態は、「持ち家の一戸建て」が82.6%と最も高く、次いで「民間賃貸のアパート・マンション」が8.8%、「公営・市営住宅」が3.1%となっています。



□地域での生活について

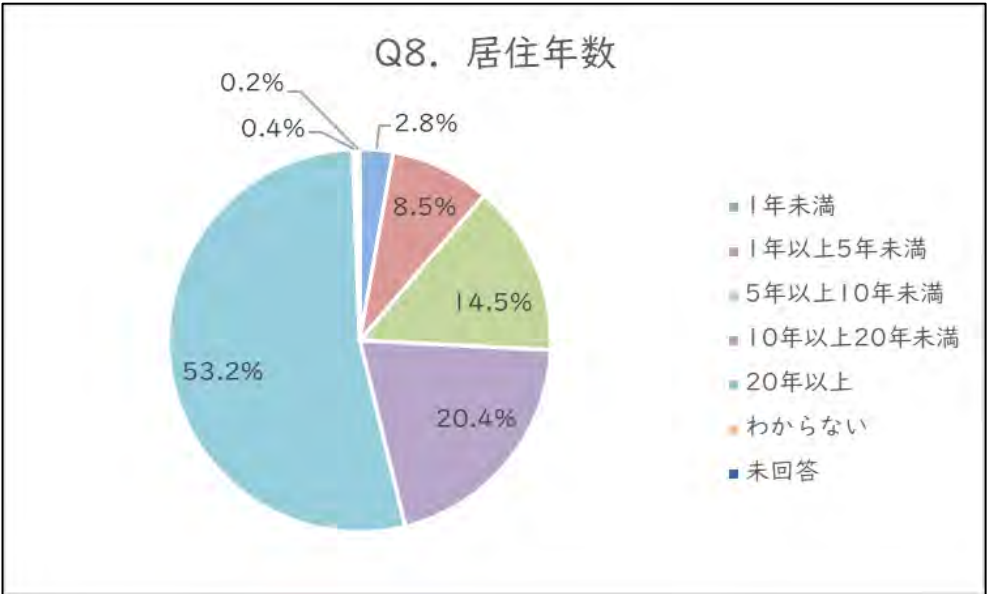
問7 あなたのお住まいの地域をお答えください。(1つ)

居住地は、「中村東部」が17.4%と最も高く、次いで「中村西部」が16.5%、「大野」が14.7%となっています。



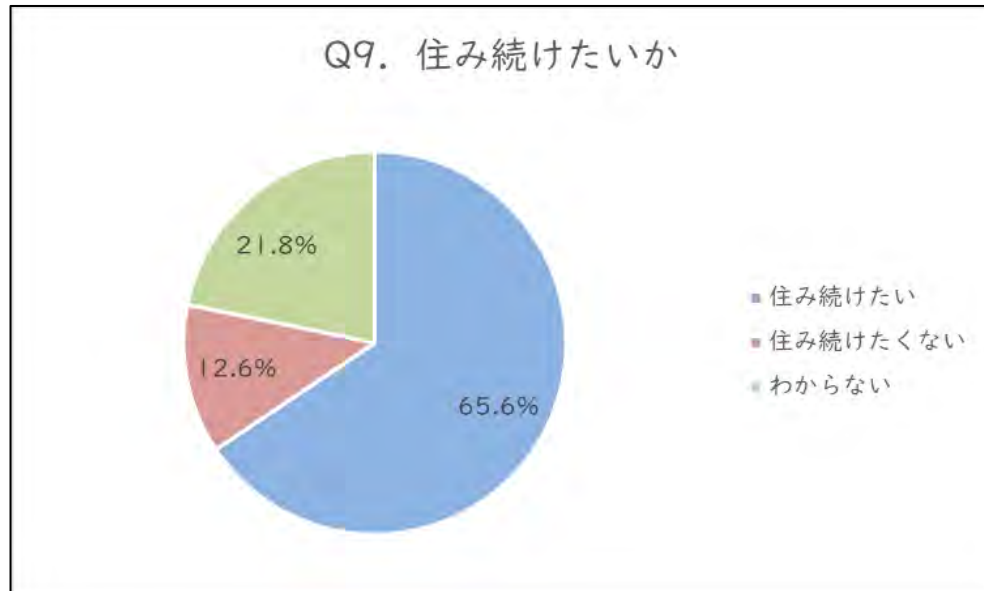
問8 あなたはお住まいの地域（問7で回答された地域）に何年住んでいますか。(1つ)

居住年数は、「20年以上」が53.2%と最も高く、次いで「10年以上20年未満」が20.4%、「5年以上10年未満」が14.5%となっています。



問9 あなたは現在お住まいの地域に今後も住み続けたいと思いますか。(1つ)

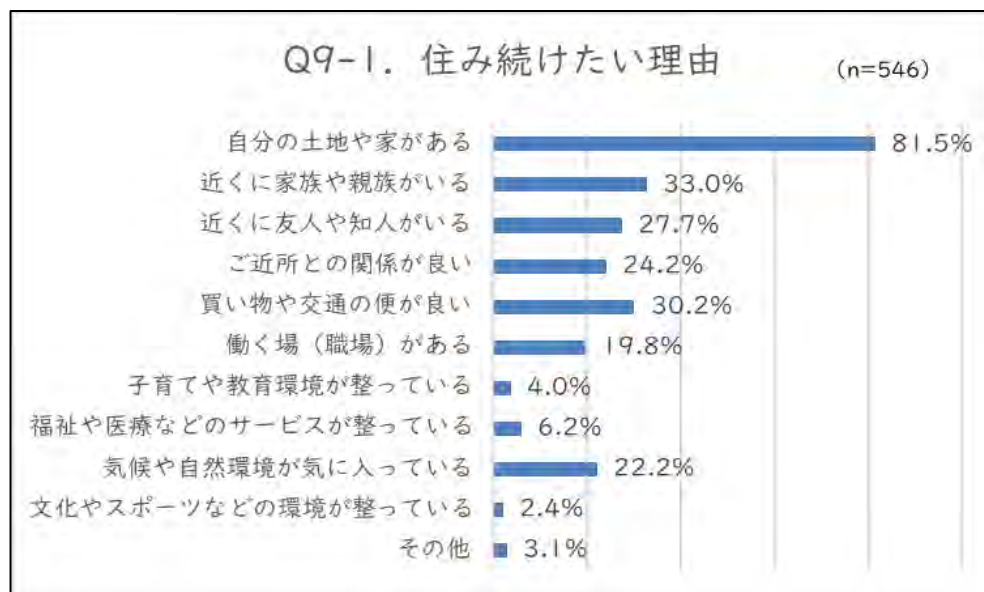
定住意向は、「住み続けたい」が65.6%、「住み続けたくない」が12.6%、「わからない」が21.8%となっています。



問9-1 【問9で「1」と回答された方にお聞きします】

住み続けたいと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

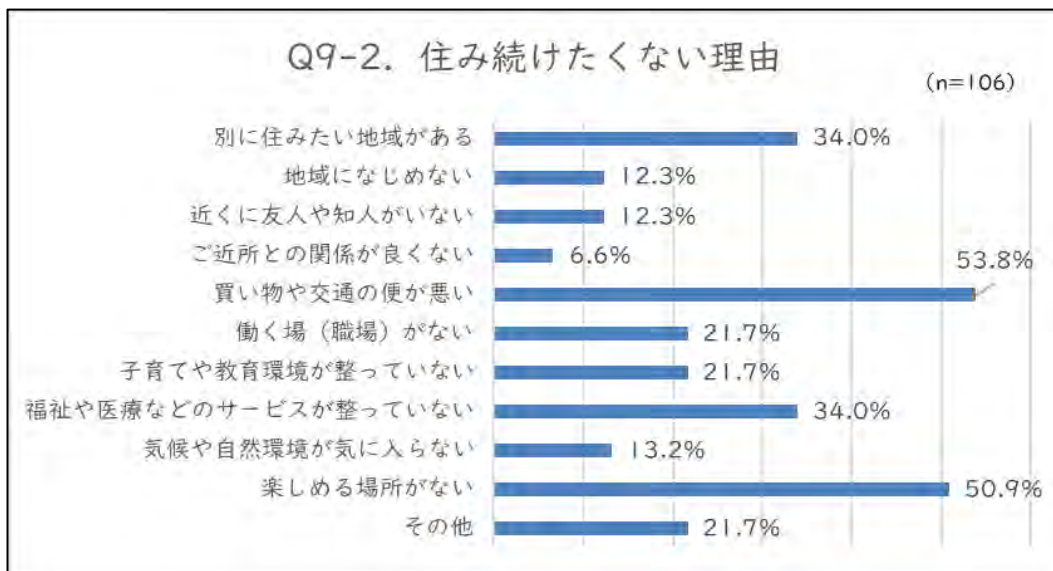
住み続けたいと思う理由は、「自分の土地や家がある」が81.5%と最も高く、次いで「近くに家族や親族がいる」が33.0%、「買い物や交通の便が良い」が30.2%となっています。



問9-2 【問9で「2」と回答された方にお聞きします】

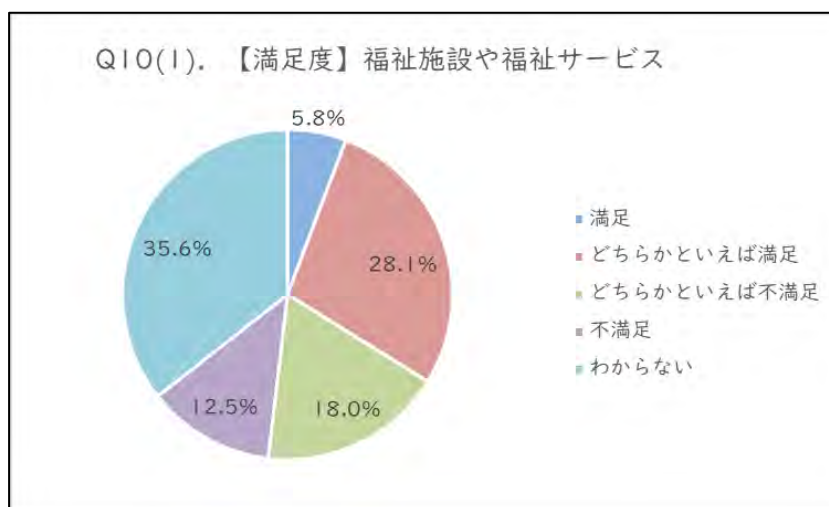
住み続けたくないと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

住み続けたくないと思う理由は、「買い物や交通の便が悪い」が53.8%と最も高く、次いで「楽しめる場所がない」が50.9%、「別に住みたい地域がある」「福祉や医療などのサービスが整っていない」がそれぞれ34.0%となっています。前設問の結果を踏まえると、住んでいる地域によって交通の便や買い物のしやすさに偏りがあると考えられます。

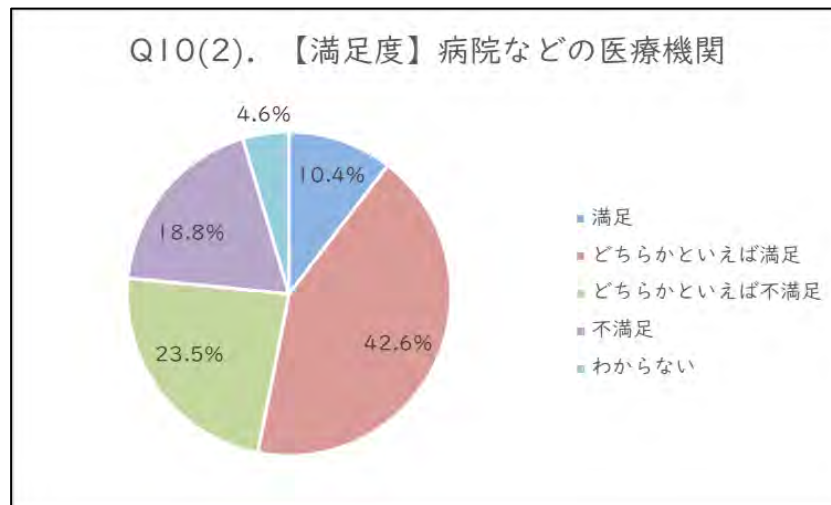


問10 あなたがお住まいの地域や周辺環境の満足度はいかがですか。(それぞれ1つだけ)

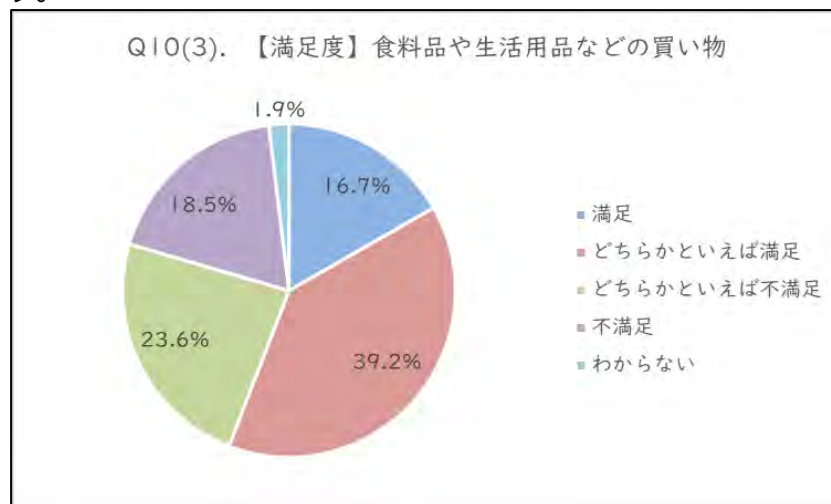
居住地域や周辺環境の満足度について、①福祉施設や福祉サービスは、「どちらかといえば満足」が28.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が18.0%、「不満足」が12.5%となっています。満足度について全体を見ると、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境や防災・防犯対策の充実度について、特に満足度が低く、改善・対応が求められています。



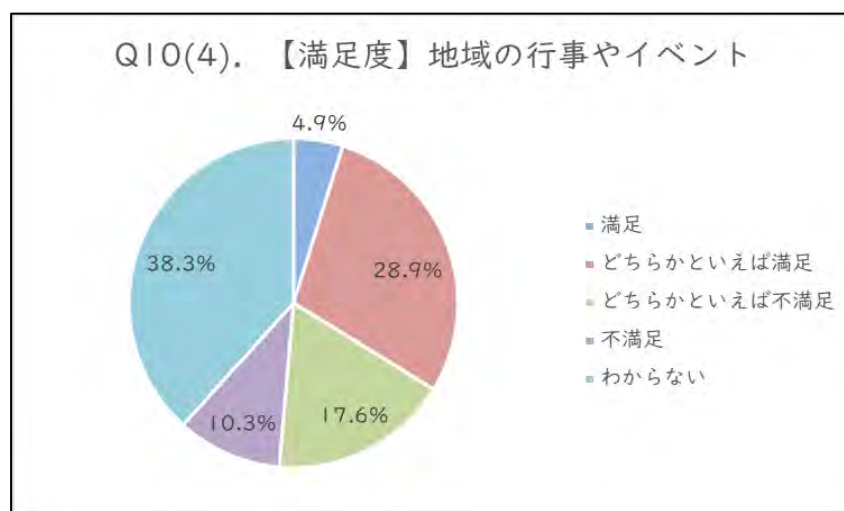
- ②病院などの医療機関は、「どちらかといえば満足」が42.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が23.5%、「不満足」が18.8%となっています。



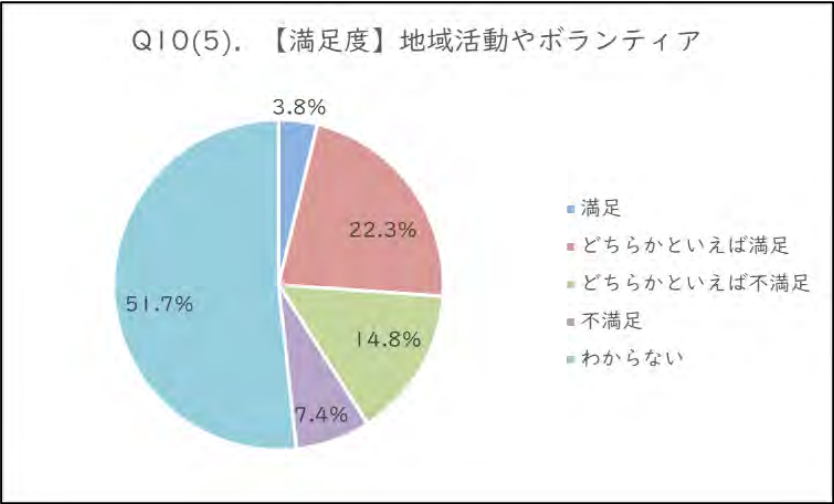
- ③食料品や生活用品などの買い物は、「どちらかといえば満足」が39.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が23.6%、「不満足」が18.5%となっています。



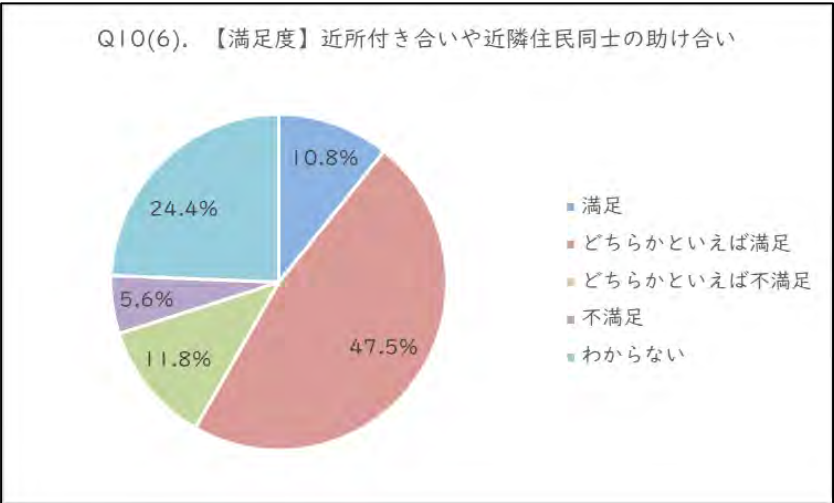
- ④地域の行事やイベントは、「どちらかといえば満足」が28.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が17.6%、「不満足」が10.3%となっています。



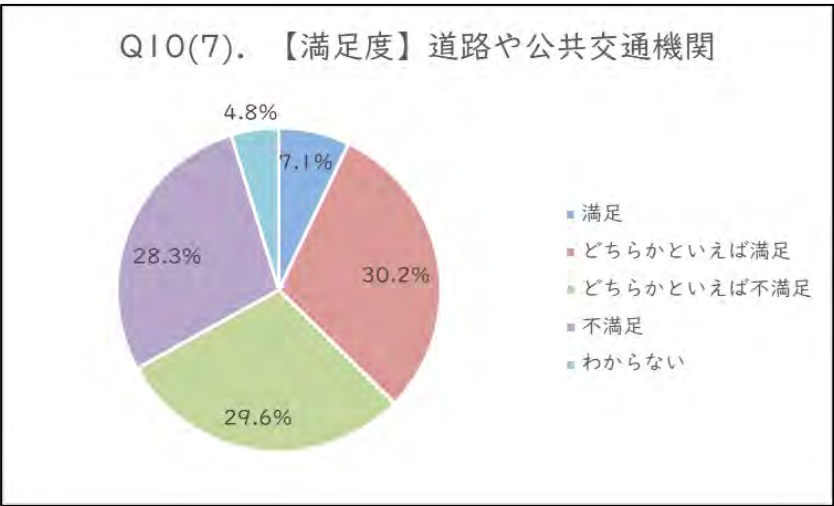
⑤地域活動やボランティアは、「どちらかといえば満足」が22.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が14.8%、「不満足」が7.4%となっています。



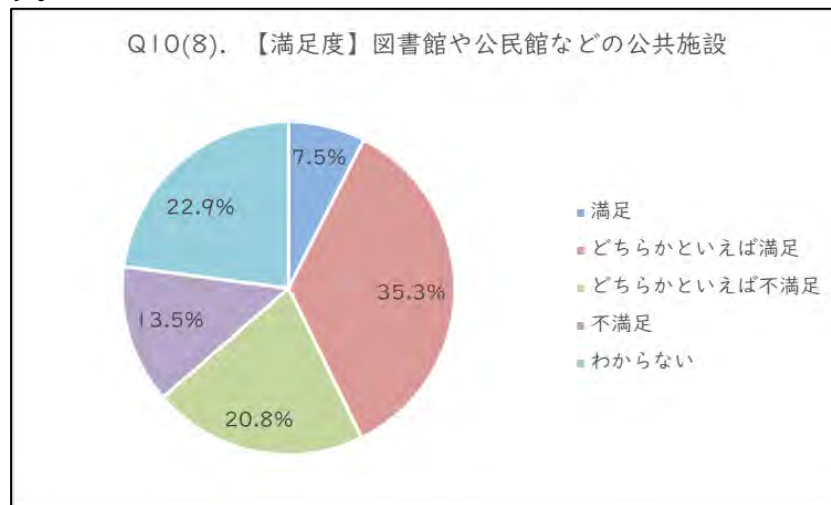
⑥近所付き合いや近隣住民同士の助け合いは、「どちらかといえば満足」が47.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が11.8%、「満足」が10.8%となっています。



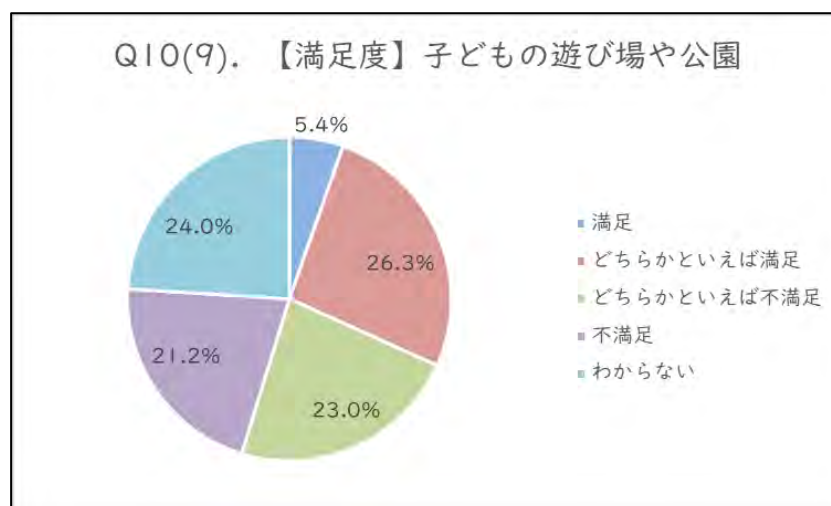
⑦道路や公共交通機関は、「どちらかといえば満足」が30.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が29.6%、「不満足」が28.3%となっています。



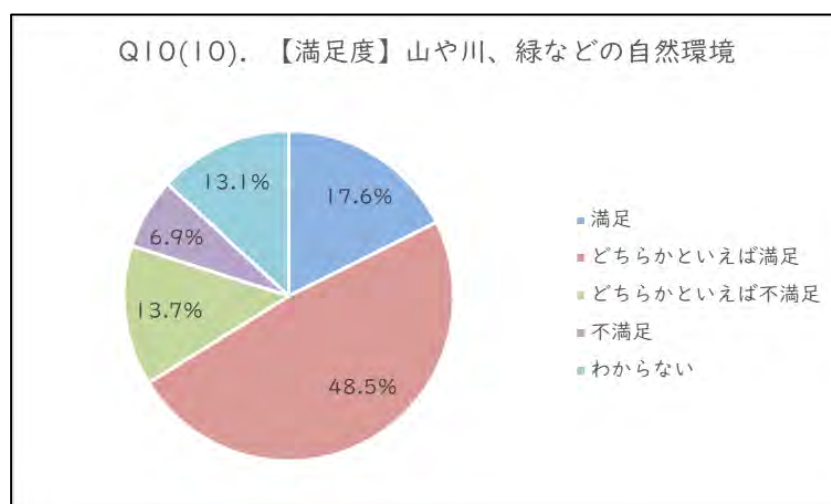
- ⑧図書館や公民館などの公共施設は、「どちらかといえば満足」が35.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が20.8%、「不満足」が13.5%となっています。



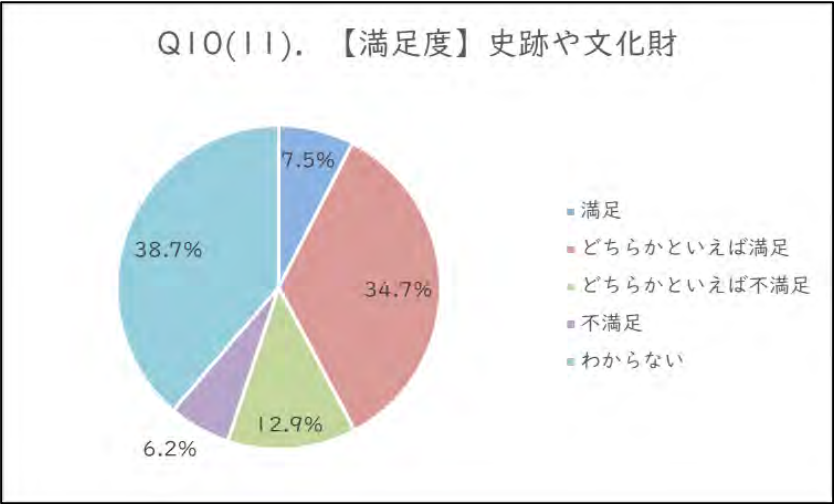
- ⑨子どもの遊び場や公園は、「どちらかといえば満足」が26.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が23.0%、「不満足」が21.2%となっています。



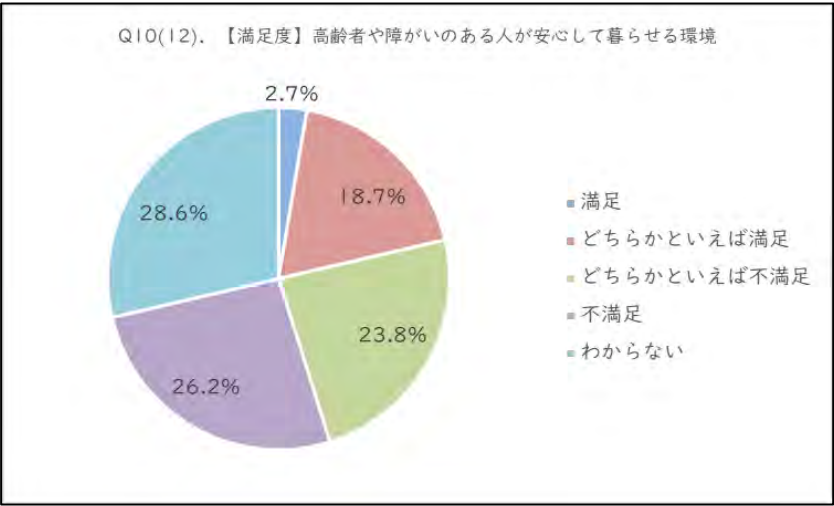
- ⑩山や川、緑などの自然環境は、「どちらかといえば満足」が48.5%と最も高く、次いで「満足」が17.6%、「どちらかといえば不満足」が13.7%となっています。



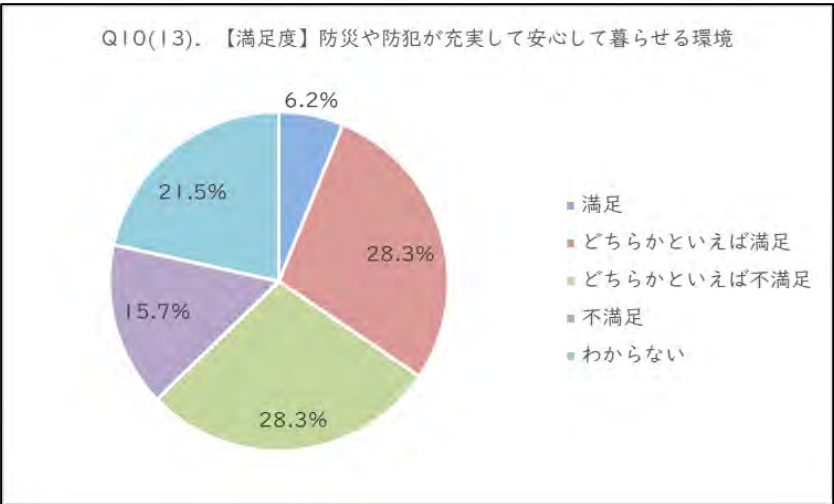
⑪史跡や文化財は、「どちらかといえば満足」が 34.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が 12.9%、「満足」が 7.5%となっています。



⑫高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境は、「不満足」が 26.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば不満足」が 23.8%、「どちらかといえば満足」が 18.7%となっています。

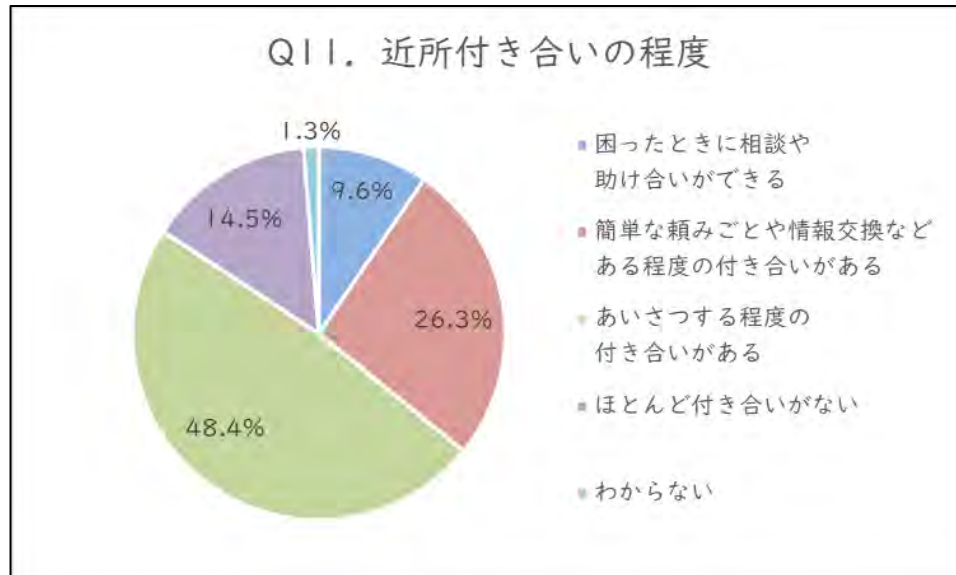


⑬防災や防犯が充実して安心して暮らせる環境は、「どちらかといえば満足」「どちらかといえば不満足」がそれぞれ 28.3%、次いで「不満足」が 15.7%となっています。



問11 あなたはご近所でのお付き合いをどの程度していますか。（1つだけ）

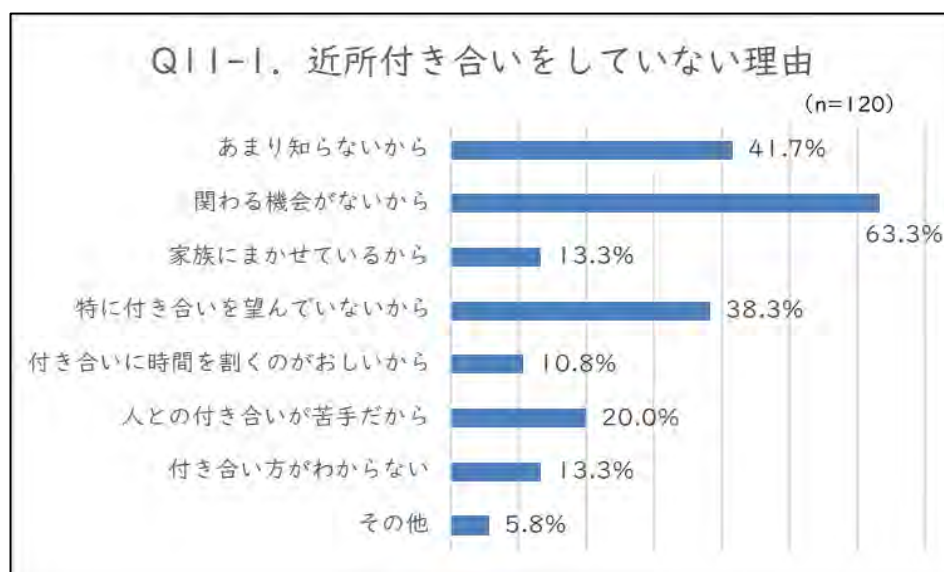
ご近所でのお付き合いの程度は、「あいさつする程度の付き合いがある」が48.4%と最も高く、次いで「簡単な頼みごとや情報交換などある程度の付き合いがある」が26.3%、「ほとんど付き合いがない」が14.5%となっています。また、「困ったときに相談や助け合いができる」は、9.6%であり、近所の方と深く関わりを持っている人は比較的少ない結果となっています。



問11-1 【問11で「4」と回答された方にお聞きします】

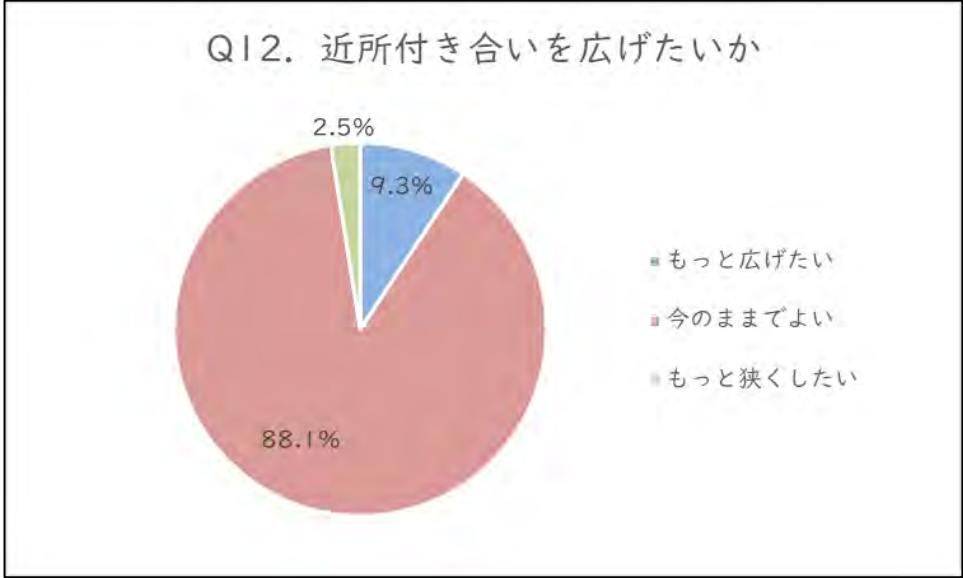
あなたがご近所でのお付き合いをしていない理由は何ですか。（あてはまるものすべて）

ご近所でのお付き合いをしていない理由は、「関わる機会がないから」が63.3%と最も高く、次いで「あまり知らないから」が41.7%、「特に付き合いを望んでいないから」が38.3%となっています。



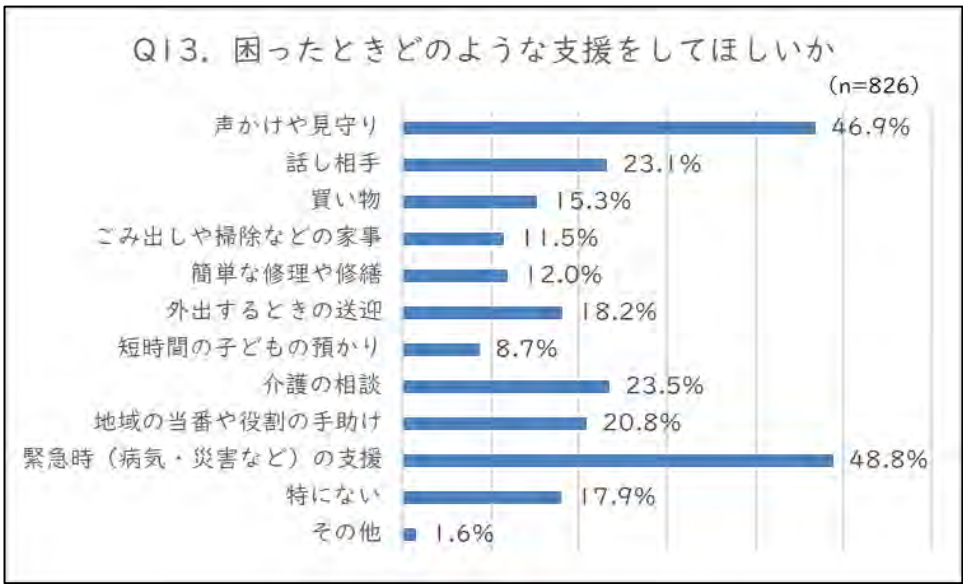
問12 あなたはご近所でのお付き合いを広げたいと思いますか。(1つだけ)

今後のご近所でのお付き合いの程度は、「今のままでよい」が88.1%と最も高く、次いで「もっと広げたい」が9.3%、「もっと狭くしたい」が2.5%となっており、現状維持を希望する人が多い状況となっています。



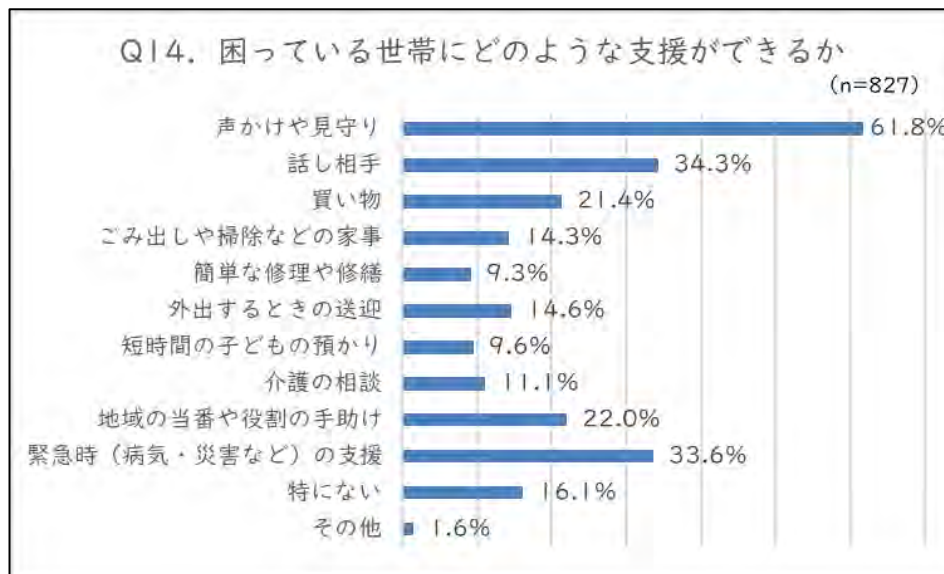
問13 あなたやご家族が高齢や介護、病気、子育てなどで困ったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいですか。(あてはまるものすべて)

困ったときに地域の人に支援してほしいことは、「緊急時（病気・災害など）の支援」が48.8%と最も高く、次いで「声かけや見守り」が46.9%、「介護の相談」が23.5%、「話し相手」が23.1%となっています。



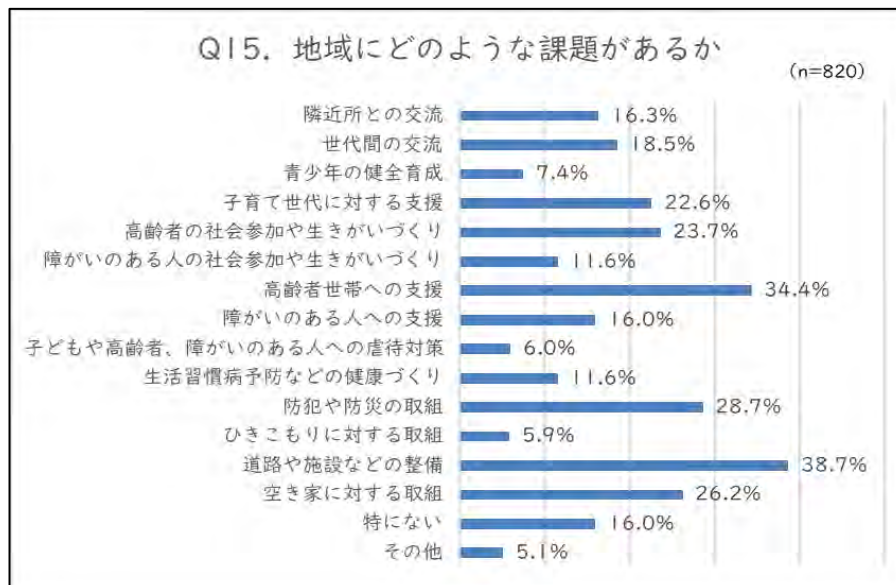
問14 お住まいの地域において高齢や介護、病気、子育てなどで困っている世帯があったら、あなたはどのような支援ができると思いますか。
(あてはまるものすべて)

地域に困っている世帯があるときに支援できると思うことは、「声かけや見守り」が61.8%と最も高く、次いで「話し相手」が34.3%、「緊急時（病気・災害など）の支援」が33.6%となっています。前設問の結果を踏まえると、「緊急時（病気・災害など）の支援」「声かけや見守り」「話し相手」など、支援してほしいことと支援できることの内容に大きな乖離はない結果となっています。



問15 あなたはお住まいの地域にどのような課題や問題があると思いますか。(あてはまるものすべて)

地域の課題や問題は、「道路や施設などの整備」が38.7%と最も高く、次いで「高齢者世帯への支援」が34.4%、「防犯や防災の取組」が28.7%、「空き家に対する取組」が26.2%となっています。地域別に見ると、中村西部、中村中部、中村東部、大野、八幡など、多くの地域で「道路や施設などの整備」が最も重要な課題と考えられており、「高齢者世帯への支援」も各地域で上位を占めています。

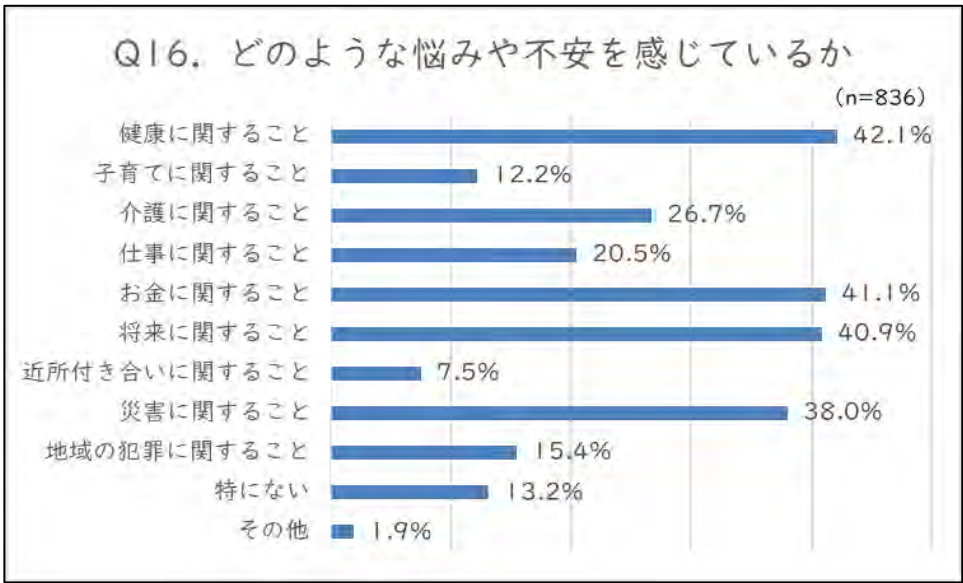


【Q15】 地域別課題（上位3項目）

	1 位	2 位	3 位
中村西部 (n=136)	道路や施設などの整備(41.9%)	高齢者世帯への支援(33.8%) 空き家に対する取組(33.8%)	防犯や防災の取組(32.4%)
中村中部 (n=76)	道路や施設などの整備(32.9%)	高齢者世帯への支援(27.6%) 防犯や防災の取組(27.6%)	特になし(26.3%)
中村東部 (n=141)	道路や施設などの整備(41.8%)	高齢者世帯への支援(34.0%)	防犯や防災の取組(30.5%)
大野 (n=119)	道路や施設などの整備(37.8%)	高齢者世帯への支援(36.1%)	防犯や防災の取組(29.4%)
山上 (n=22)	高齢者の社会参加や生きがいがづくり (50.0%)	世代間の交流(45.5%) 高齢者世帯への支援(45.5%)	防犯や防災の取組(31.8%) 道路や施設などの整備(31.8%)
八幡 (n=63)	道路や施設などの整備(41.3%)	空き家に対する取組(38.1%)	高齢者世帯への支援(34.9%)
飯豊 (n=54)	高齢者世帯への支援(44.4%)	道路や施設などの整備(31.5%)	世代間の交流(27.8%) 防犯や防災の取組(27.8%)
日立木 (n=41)	空き家に対する取組(41.5%)	高齢者世帯への支援(39.0%) 道路や施設などの整備(39.0%)	防犯や防災の取組(31.7%)
磯部 (n=26)	高齢者世帯への支援(61.5%)	子育て世代に対する支援(38.5%) 高齢者の社会参加や生きがいがづくり (38.5%)	世代間の交流(34.6%) 道路や施設などの整備(34.6%)
玉野 (n=6)	空き家に対する取組(66.7%)	高齢者世帯への支援(50.0%)	道路や施設などの整備(33.3%)

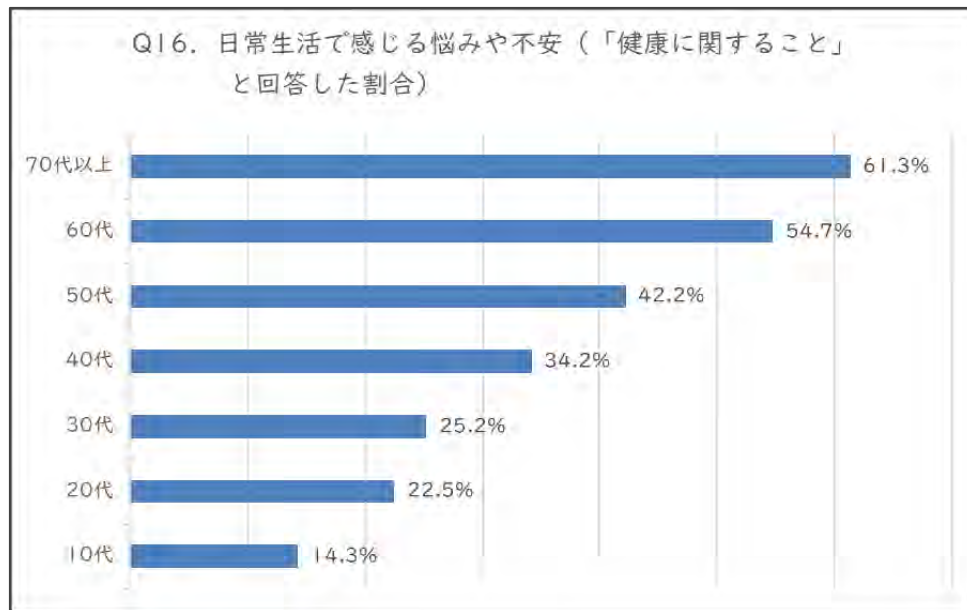
問16 あなたは日常生活の中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。（あてはまるものすべて）

日常生活で感じている悩みや不安は、「健康に関すること」が 42.1%と最も高く、次いで「お金に関すること」が 41.1%、「将来に関すること」が 40.9%、「災害に関すること」が 38.0%となっています。



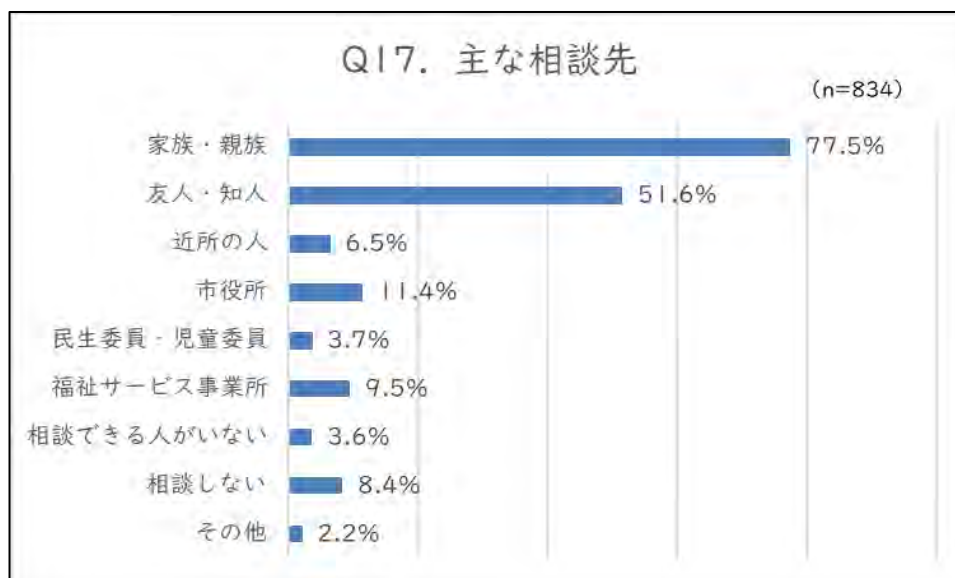
第2章 相馬市の現状と課題

年齢別に見ると、年齢が高くなるほど「健康に関すること」と回答した割合が高くなっています。



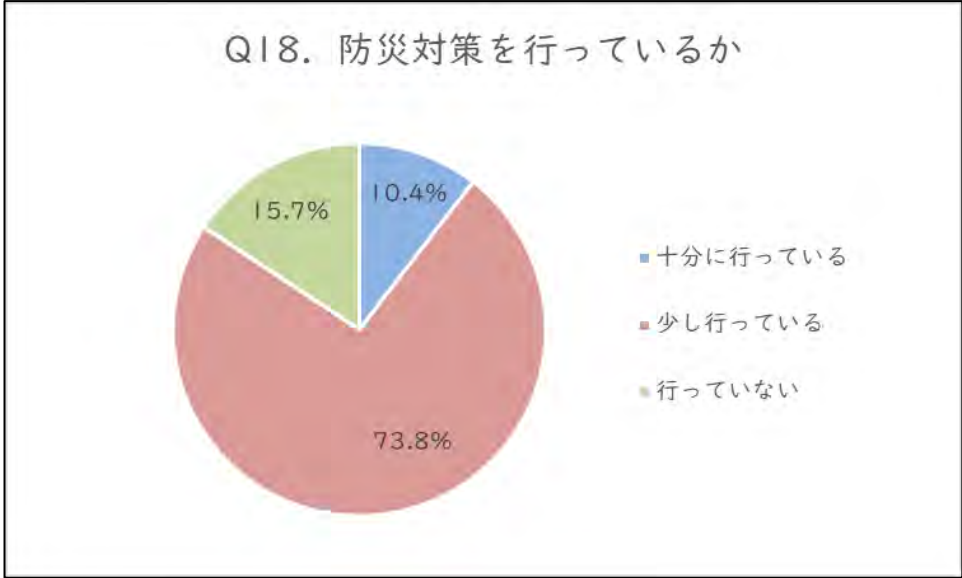
問17 あなたは悩みや不安を相談する場合、どこに相談しますか。（あてはまるものすべて）

悩みや不安の相談先は、「家族・親族」が77.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が51.6%となっています。ほとんどの人が周囲の身近な方に相談をしていることが分かります。



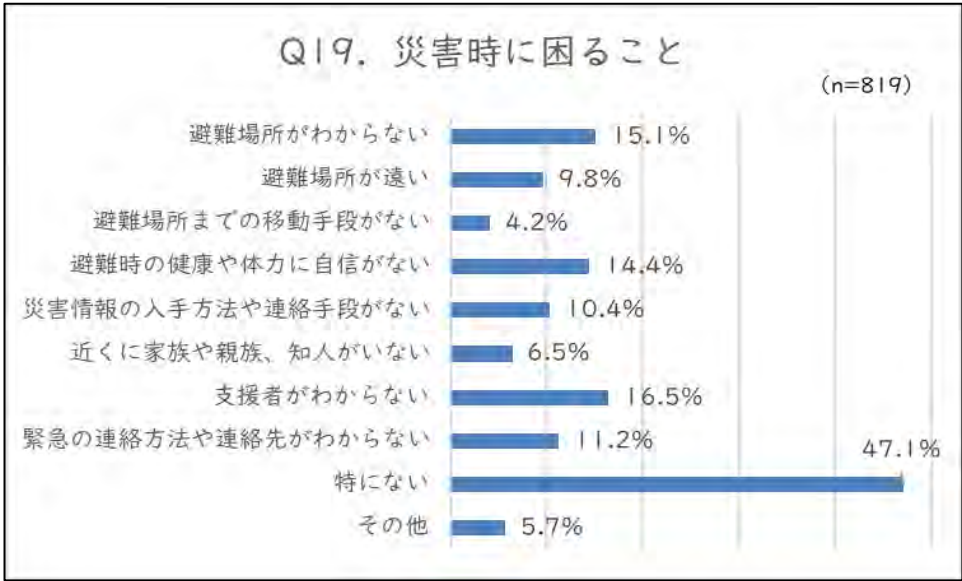
問18 あなたは飲料水・食料などの備蓄や家具転倒防止など、災害発生に備え、防災対策を行っていますか。(1つだけ)

防災対策は、「少し行っている」が73.8%と最も高く、次いで「行っていない」が15.7%、「十分に行っている」が10.4%となっています。問15で「防犯や防災の取組」が地域課題として比較的重視されている一方で、十分に防災対策を行っている人は約1割に留まる結果となりました。



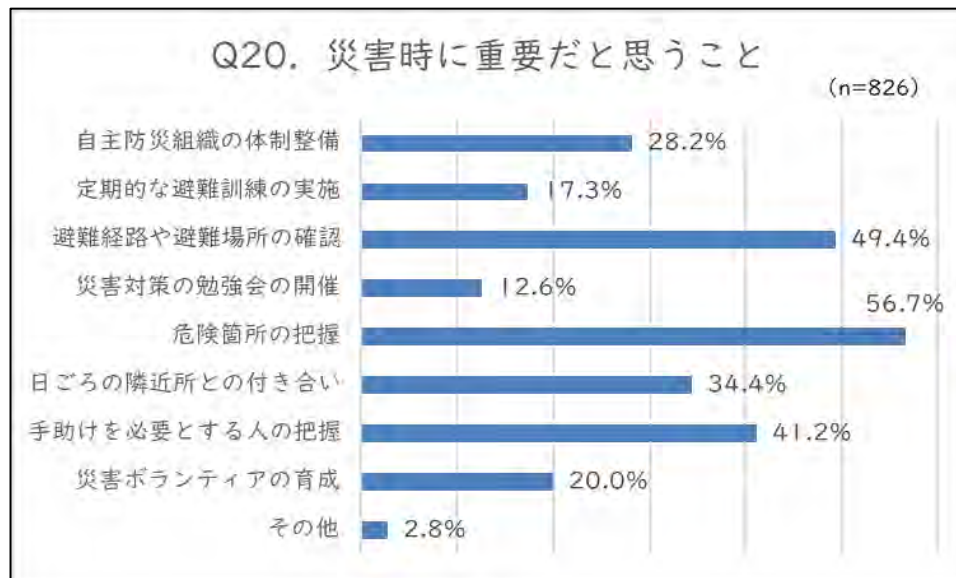
問19 あなたは災害が発生したとき、困ることはありますか。(あてはまるものすべて)

災害時に困ることは、「特にない」が47.1%と最も高い結果となりましたが、「支援者がわからない」が16.5%、「避難場所がわからない」が15.1%、「避難時の健康や体力に自信がない」が14.4%などとなっています。



問20 あなたは災害が発生したときの備えとして、地域においてどのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべて)

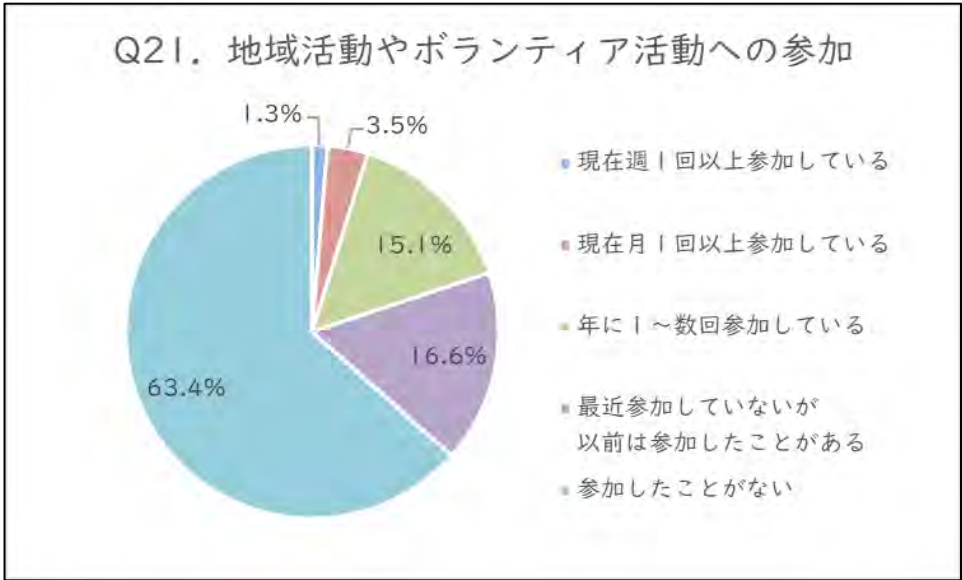
災害時に地域で重要なことは、「危険箇所の把握」が56.7%と最も多く、次いで「避難経路や避難場所の確認」が49.4%、「手助けを必要とする人の把握」が41.2%、「日ごろの隣近所との付き合い」が34.4%と続いています。



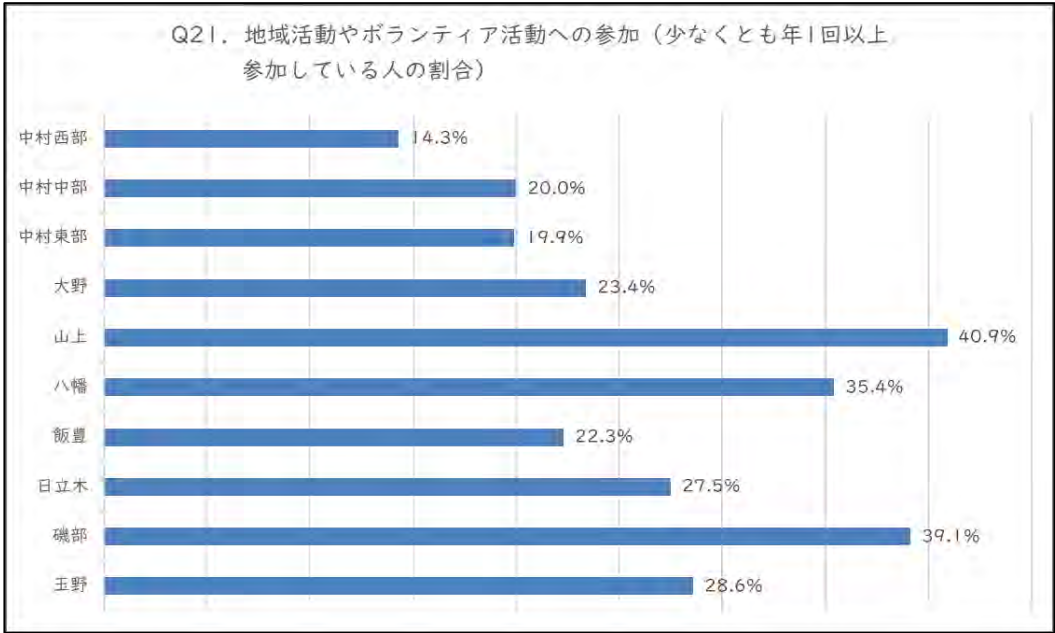
□地域活動・ボランティア活動について

問21 あなたは現在地域活動やボランティア活動に参加していますか。(1つだけ)

地域活動やボランティア活動への参加は、「参加したことがない」が63.4%と最も高く、次いで「最近参加していないが以前は参加したことがある」が16.6%と続き、参加している人が少ないことが分かります。

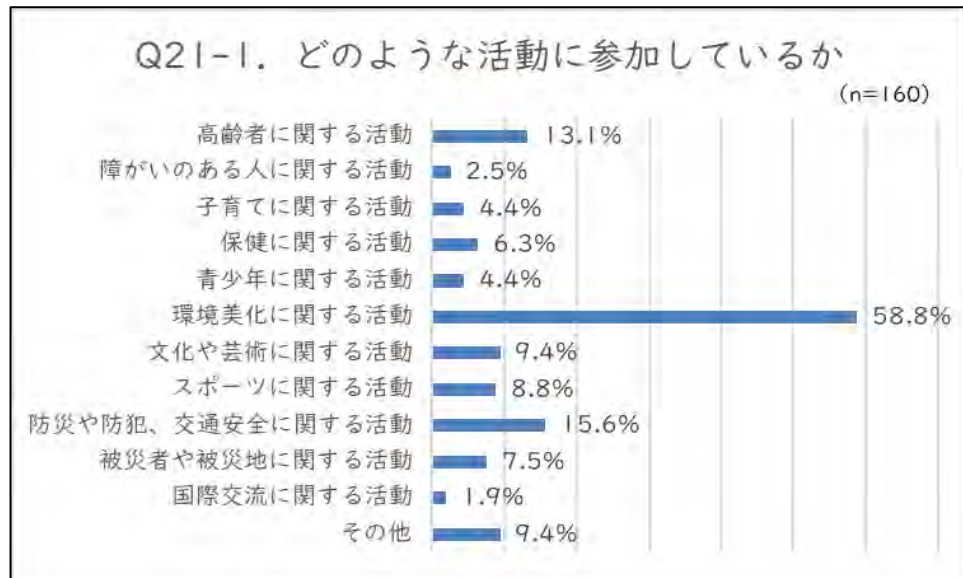


地域別に見ると、山上が4割以上と参加割合が最も多く、磯部、八幡、玉野、日立木と続きます。一方で、飯豊、大野、中村中部、中村東部、中村西部は参加割合が2.5割に満たない結果となりました。



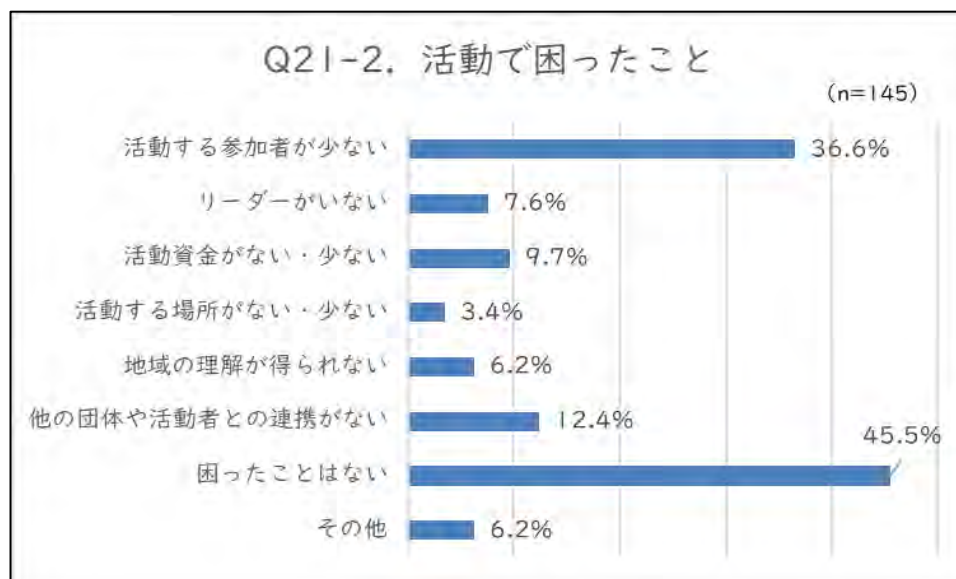
問21-1 【問21で「1」「2」「3」と回答された方にお聞きします】
どのような活動に参加していますか。(あてはまるものすべて)

参加している活動内容は、「環境美化に関する活動」が58.8%と最も多く、次いで「防災や防犯、交通安全に関する活動」が15.6%、「高齢者に関する活動」が13.1%となっています。



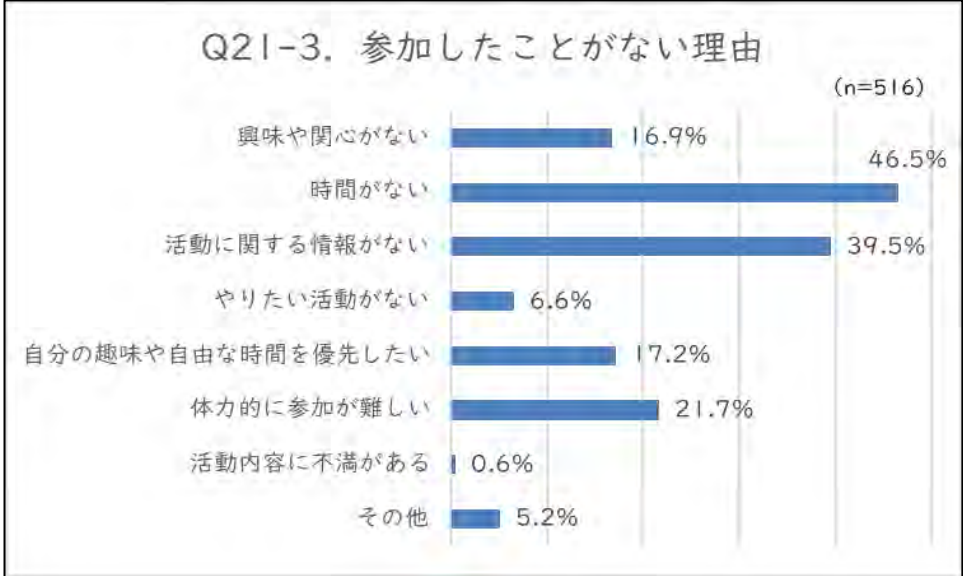
問21-2 【問21で「1」「2」「3」と回答された方にお聞きします】
地域活動やボランティア活動に参加する中で、困ったことや苦勞したことはありますか。(あてはまるものすべて)

活動に参加するうえで困ったことは、「困ったことはない」が45.5%と最も高い結果となりましたが、「活動する参加者が少ない」が36.6%と多数を占めています。



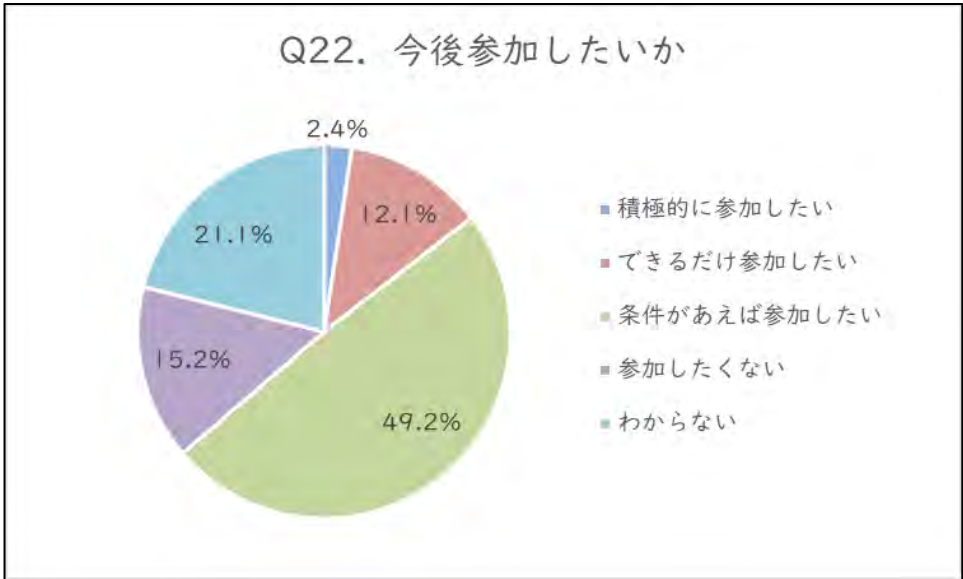
問21-3 【問21で「5」と回答された方にお聞きします】
参加したことがない理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

活動に参加したことがない理由は、「時間がない」が46.5%と最も多く、次いで「活動に関する情報がない」が39.5%、「体力的に参加が難しい」が21.7%となっています。



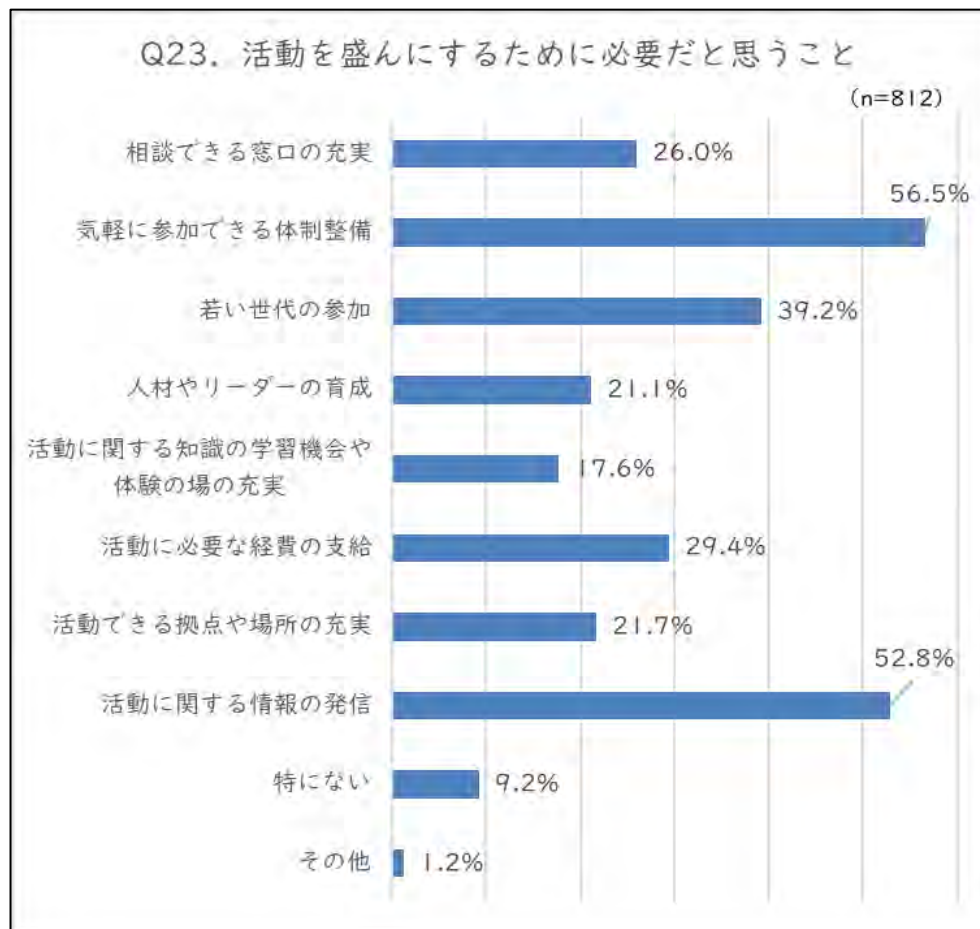
問22 あなたは今後地域活動やボランティア活動に参加したいと思いますか。(1つだけ)

今後の地域活動やボランティア活動については、「条件があれば参加したい」が49.2%と最も高く、次いで「参加したくない」が15.2%、「できるだけ参加したい」が12.1%となっています。



問23 地域活動やボランティア活動を盛んにするために、あなたが必要だと思うことは何ですか。（あてはまるものすべて）

地域活動やボランティア活動を盛んにするために必要だと思うことは、「気軽に参加できる体制整備」が56.5%と最も多く、次いで「活動に関する情報の発信」が52.8%、「若い世代の参加」が39.2%となっています。

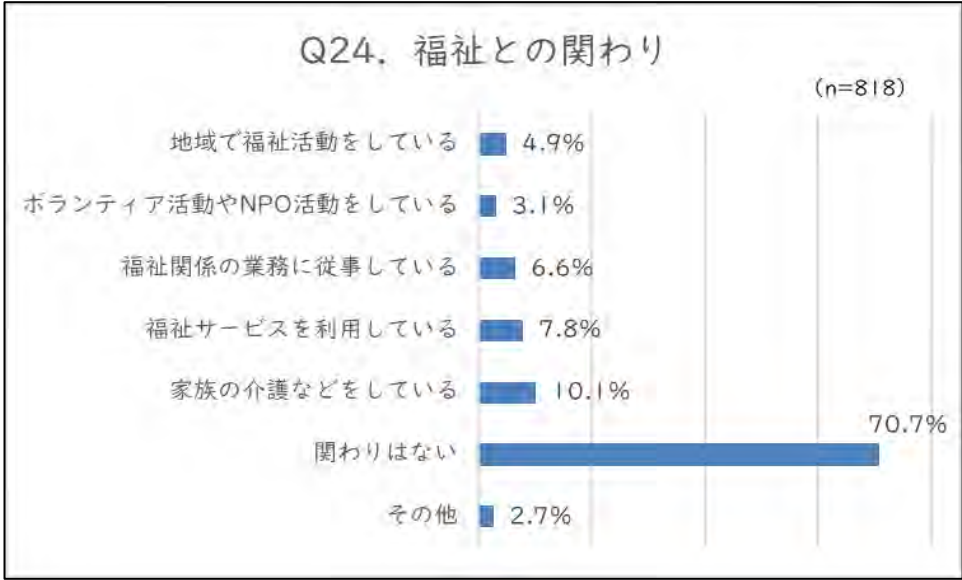


問21では「参加したことがない」人が6割以上を占めていますが、一方で、問22では「参加したい」と考えている人も6割を超えていることから、体制整備や情報発信の充実により、より多くの人の参加が期待できると考えられます。

□福祉施策について

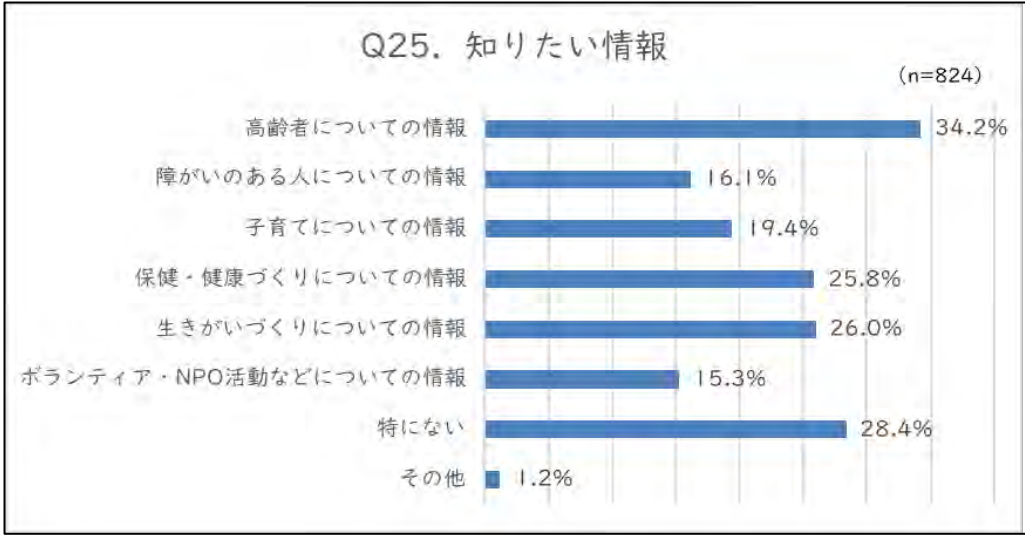
問24 あなたは現在福祉との関わりはありますか。(あてはまるものすべて)

現在の福祉との関わりについては、「関わりはない」が70.7%と最も多く、関わりがある人の中では、「家族の介護などを行っている」が10.1%、「福祉サービスを利用している」が7.8%などとなっています。



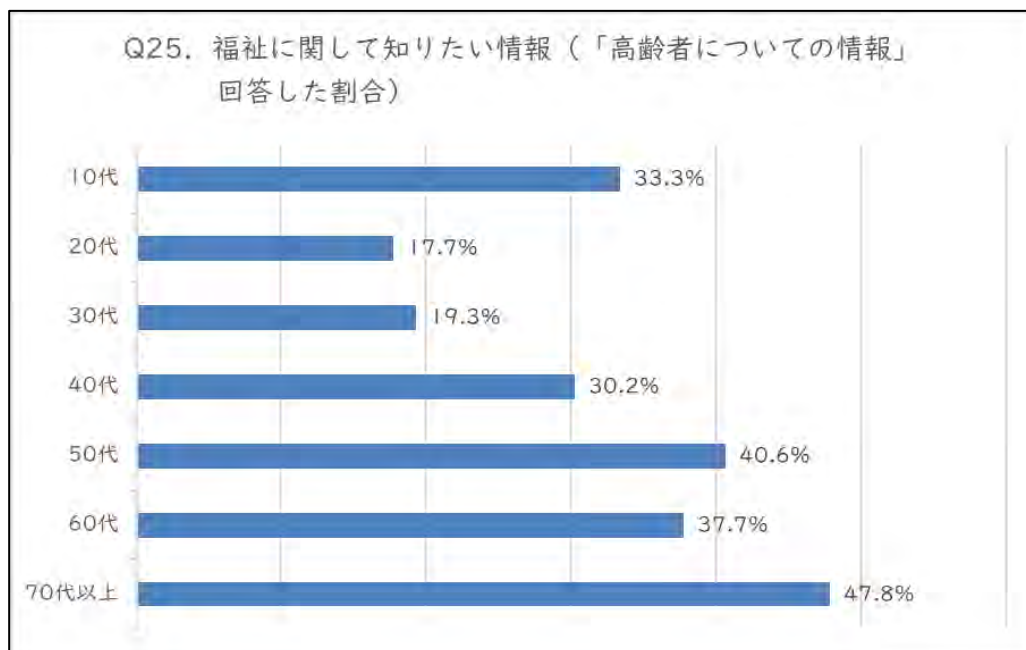
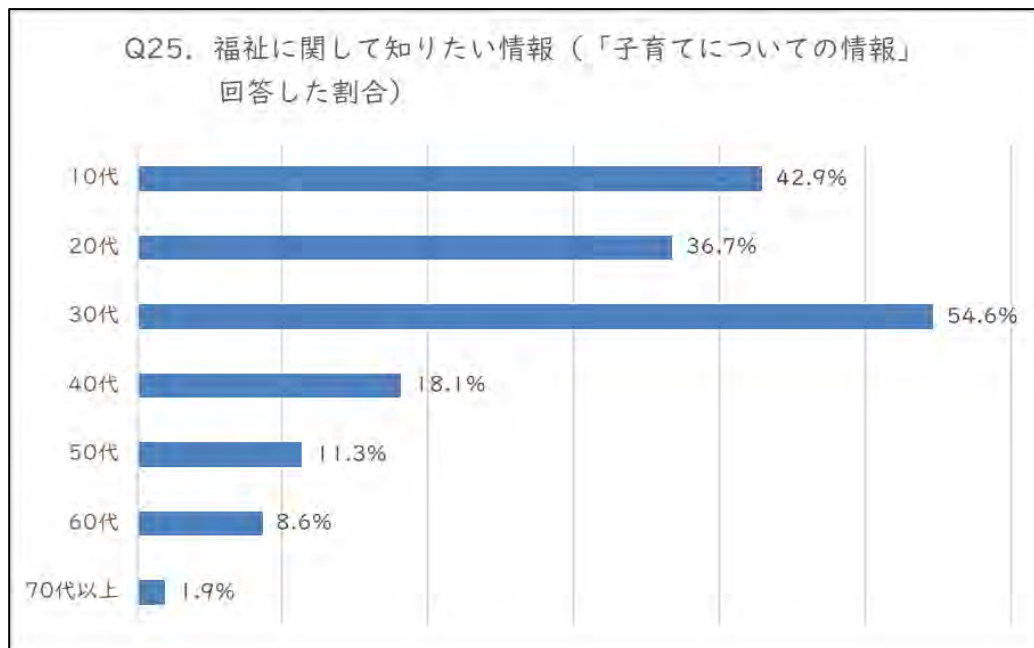
問25 あなたは福祉に関してどのような情報を知りたいですか。(あてはまるものすべて)

福祉に関して知りたい情報は、「高齢者についての情報」が34.2%と最も高く、次いで「特にない」が28.4%、「生きがいづくりについての情報」が26.0%、「保健・健康づくりについての情報」が25.8%となっています。問4で同居のご家族の中に「65歳以上の方」がいる人(本人を含む)が4割を超える結果となっているため、「高齢者についての情報」を求める人が多いと考えられます。



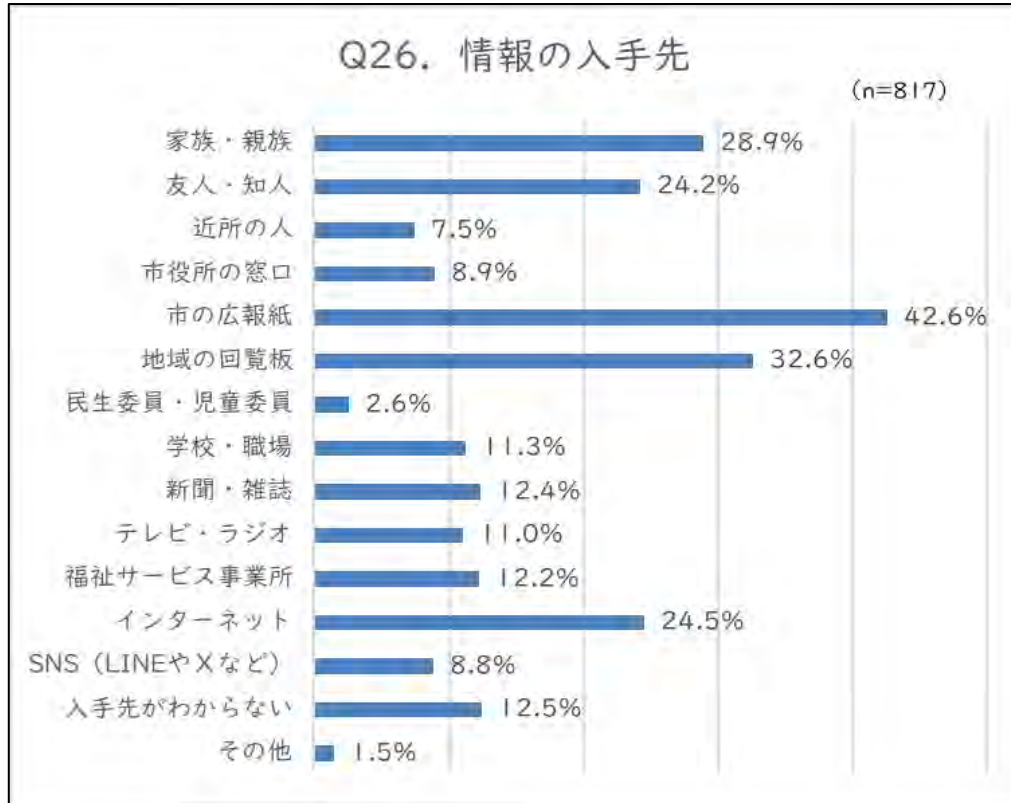
第2章 相馬市の現状と課題

また、年齢別に見ると、若い世代は「子育てについての情報」の回答割合が高く、年齢が高い人は「高齢者についての情報」の回答割合が高い傾向にあります。



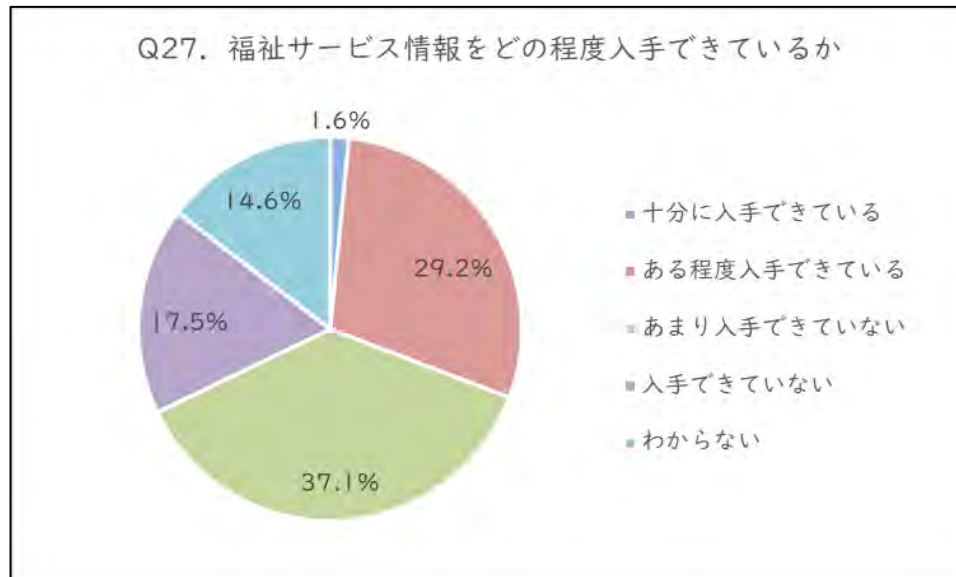
問26 あなたは福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
(あてはまるものすべて)

福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報誌」が42.6%と最も高く、次いで「地域の回覧板」が32.6%、「家族・親族」が28.9%、「インターネット」が24.5%となっています。



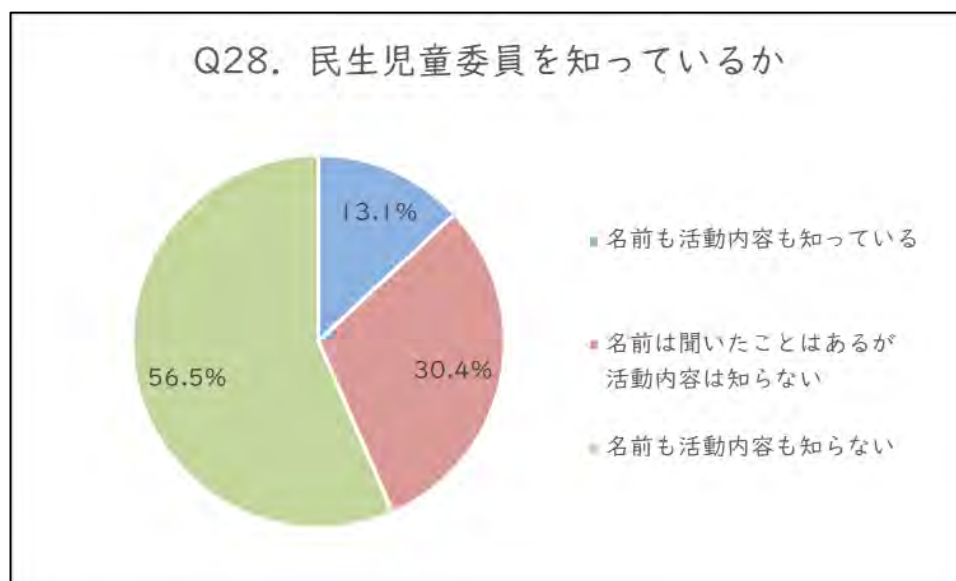
問27 あなたは福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていますか。(あてはまるものすべて)

福祉サービスに関する情報をどの程度入手できているかについては、「あまり入手できていない」が37.1%と最も多く、次いで「ある程度入手できている」が29.2%、「入手できていない」が17.5%となっています。「十分に入手できている」と回答した人は少なく、入手できていないと考える人が半数を超える結果となりました。

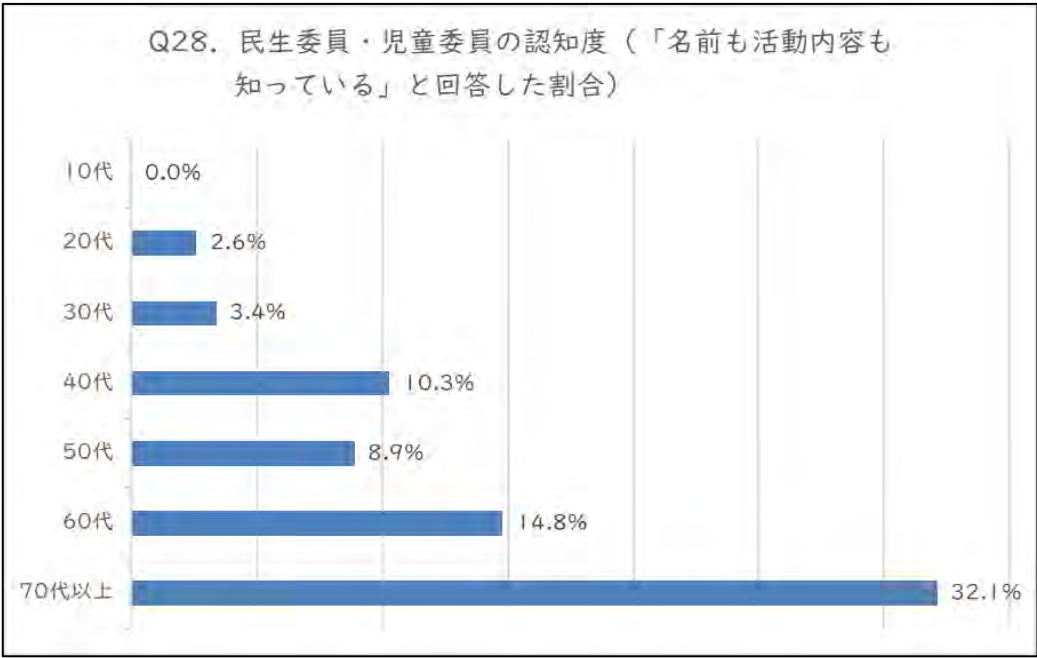


問28 あなたはお住まいの地域を担当する民生委員・児童委員を知っていますか。(1つだけ)

民生委員・児童委員については、「名前も活動内容も知らない」が56.5%と最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが活動内容は知らない」が30.4%、「名前も活動内容も知っている」が13.1%となっています。少なくとも名前を認知している人を含めても43.5%と半数に満たず、さらに認知度を高める必要があります。

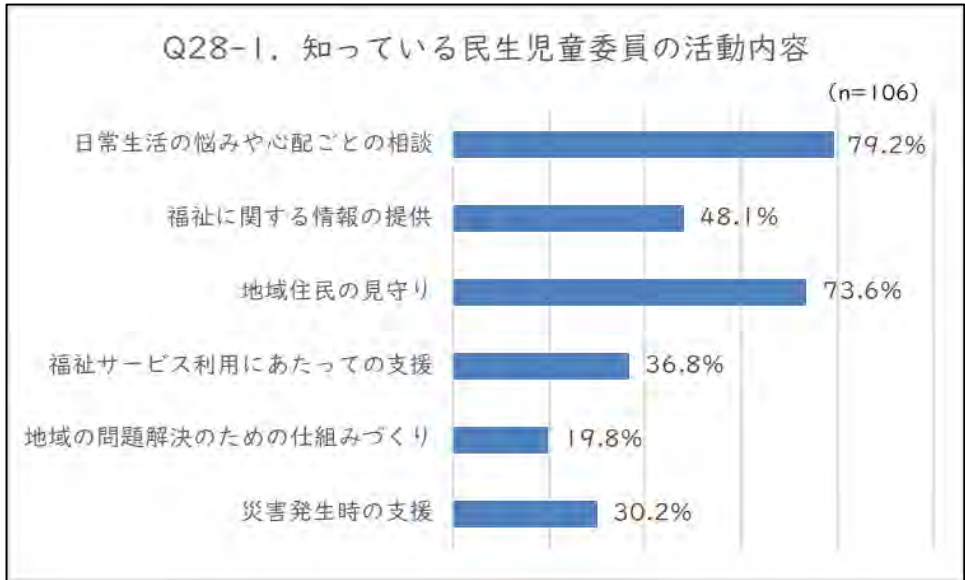


また、世代別に見ると、特に若い世代の認知度が低くなっています。



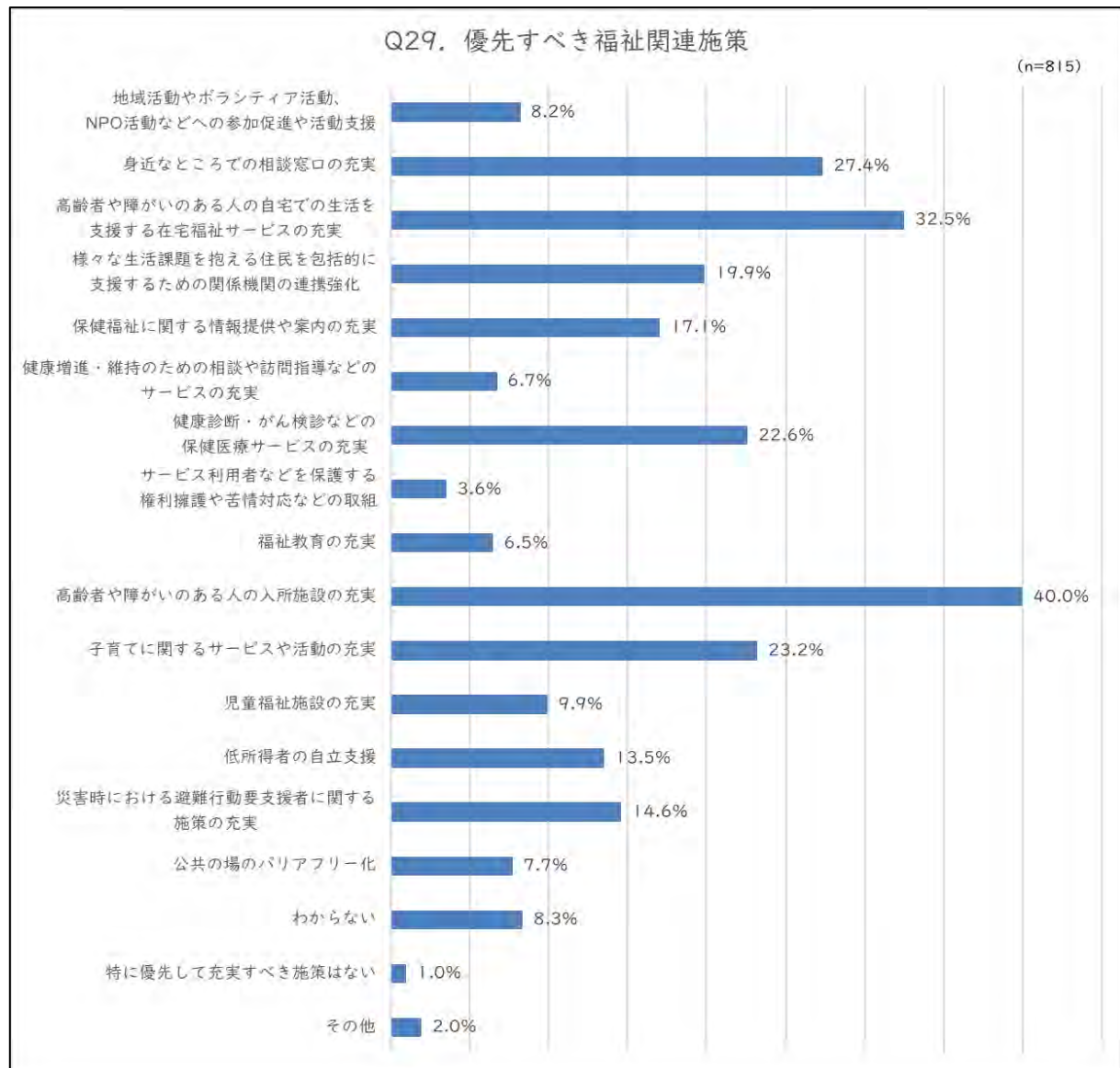
問28-1 【問28で「1」と回答された方にお聞きします】
民生委員・児童委員の活動内容について知っているものはありますか。（あてはまるものすべて）

民生委員・児童委員の活動内容について知っているものは、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が79.2%と最も多く、次いで「地域住民の見守り」が73.6%、「福祉に関する情報の提供」が48.1%となっています。



問29 今後、市は次のうち、どの福祉関連施策を優先して実施すべきだと思いますか。(あてはまるもの3つまで)

優先して実施すべき福祉関連施策は、「高齢者や障がいのある人の入所施設の充実」が40.0%と最も多く、次いで「高齢者や障がいのある人の自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実」が32.5%、「身近なところでの相談窓口の充実」が27.4%、「子育てに関するサービスや活動の充実」が23.2%となっています。高齢者や障がいを持つ方への支援に関する施策が重要だと考える人が多い結果となりました。



(2) 関係団体調査の概要**① 調査の目的**

地域で活動する各種団体・組織等の方々から、地域福祉における課題や取組等を把握し、計画策定の資料を得ることを目的に実施した。

② 調査対象

高齢者関係2団体、障がい者関係4団体、こども・子育て関係4団体、その他12団体の計22団体

③ 調査期間

令和6年9月5日～令和6年9月20日

④ 回収状況

配付数	回収数	回収率
22 団体	16 団体	72.7%

⑤ 調査結果

- ・関係団体へ「団体等で抱える地域福祉における課題等」「課題等を解決するため、取り組んでいる事業等」について調査した結果です。

団体 No.	貴団体・組織等で抱える地域福祉課題	課題解決に向け取り組んでいる事項
1	・ 基本的人権を尊重するため人権相談や啓発活動を行っているが、それだけでは末端の困っている市民まで浸透していない。	・ 人権相談の常設・特設相談会や人権 110 番ダイヤル相談など対応している。 ・ 子どもに関しては、「こどもの人権 SOS ミニレター」、「チャット人権相談」など、いろいろな手段で相談対応をしている。
2	・ (1) 多職種連携（①病院-診療所の連携、②医療-介護の連携、③介護職間の連携） ・ (2) 介護資源の不明瞭（主任ケアマネ問題） ・ (3) 医療・介護関係職種の人材不足 ・ (4) 在宅医療 ・ (5) 感染対策（介護施設内でのクラスター対策等） ・ (6) 認知症高齢者対策 ・ (7) 独居高齢者への対応 ・ (8) 緊急事態発生時における行政との連携・医療提供について	・ (1) ①に関しては、コロナ禍で中止されていた公立病院主催の「地域医療を考える会」を今年から再開（10 月予定）。 （1）②、③については、相馬郡在宅医療介護連携支援センター（まるっと）が主体となり取り組み中 ・ (2) ～ (7) についても、まるっとが主体となり課題解決の取組を開始しているが、行政側との更なる連携強化が必要 ・ (8) は、有事の際の情報共有の必要性をコロナ禍で感じた。行政側との連携を密にし、約束事の共有が必要（緊急連絡網の周知徹底含め）

第2章 相馬市の現状と課題

団体 No.	貴団体・組織等で抱える地域福祉課題	課題解決に向け取り組んでいる事項
3	【総務・地域福祉担当】 ・地域の課題や住民同士の交流、助け合い等に関して、住民と協議する場が少ない。 ・自治会への加入率が低下しており、地域のつながりが希薄化している。必要な地域情報が伝わらない。 ・災害対応時の協力体制の確保ができていない。 ・移動手段を持たない高齢者の支援が不十分 ・福祉教育が十分に行われていない。 ・マンパワー不足（認知症サポーターステップアップ研修の開催等） ・民生児童委員、老人クラブ、身体障がい者福祉会など各種団体の担い手、会員数の減少 【生活サポート相談センター・障がい福祉担当】 ・家族（機能）の弱体化 ・地域基盤の衰弱。住民相互の支え合い機能の低下 ・住まいの保証人確保が困難 ・障がい者雇用が少ない。 ・仕事（できる内容）と居所と自分のしたい生活が、相馬市で成り立たない。 ・認知症高齢者の運転免許の失効、無車検等、手続きをしないまま運転している。 ・ひきこもりの人に対する初動対応の困難さ。他機関との連携、関係性構築の難しさ。 ・コロナ禍以降の経済的困窮、無年金での困窮、長期無就労、8050 問題、経済的困窮者や生活保護受給者の増加。 ・金銭管理ができずフードバンクに頼る方の増加 ・企業や団体との連携不足 ・障がい児の受入施設が少なく、どの施設も満員で待機者がいる。 ・精神疾患等を抱える女性単身者の相談増加 【在宅介護支援センター担当】 ・高齢者向けのお弁当配達業者がない。 ・介護保険利用者のゴミ出しなど、近所や地域で支え合える仕組みがない。 ・ショートステイを利用できる施設が少ない。在宅介護を続ける家族の介護疲れが懸念される。	【総務・地域福祉担当】 ・住民座談会の開催、住民主体の活動場への参加 ・広報紙やチラシ等による PR 活動 ・カーシェアリングや相乗り、社会福祉法人の公益的な取組による福祉車両の貸出し検討 ・行政、企業、地域の幅広い関係者、団体との協働が必要 【生活サポート相談センター・障がい福祉担当】 ・生活困窮者支援による保護に至らないよう個別支援の実施 【在宅介護支援センター担当】 ・西部地区の「ちょこっとてつだう会」（市全体でできると良い） 【デイサービス担当】 ・地域のつながりの見直し

団体 No.	貴団体・組織等で抱える地域福祉課題	課題解決に向け取り組んでいる事項
	【デイサービス担当】 ・高齢一人暮らしや認知症、精神障がい者、生活保護受給など、日常生活上でサポートを必要とする方が増えている。 ・介護サービス利用時間外の一人暮らしや高齢者世帯にリスクがある。 ・他事業所や他職種との連携の仕方、協議の場が少ない。 ・介護職員不足、高齢化により、通所介護の存続が不安。人材不足が課題。 ・施設不足と待機者問題（希望利用日に空きがない） ・買物に苦慮している人の増加 ・ケアマネ任せになっている。 ・増加する独居の認知症高齢者に対する各事業所の支援のあり方 ・新型コロナの影響で現在も外出を自粛している人がいる。 ・見守りが必要な人が増加している一方で、公的サービスが追い付いていない。	
4	・高齢化や生活困窮、医療的ケアニーズの増加、無理解からくる社会的排除とも相まって障害福祉制度にとどまらない複合的な課題が山積している。 ・次々に国から降りてくる新制度や法改正に追われ、複雑に専門分化する制度への対応で一切余裕がなく、同じ障害福祉分野でも別事業のことは分からない状況となっており、地域で生きづらさを抱える障がい者の支援から逆行しているように思われる。	・個別の事案に対し、他分野との連携を進めながら解決に向け取り組んでいる。
5	・不登校、発達に課題がある家庭への関わりが困難	・子育て世帯に関わりを持とうとしているが、家庭に入って欲しくないと思っている方が増えている。関わりが難しく、見守りを続け関係機関と連携しながら進めている。
6	・障がい者虐待事案の増加 ・障がい福祉事業所のスタッフ不足 ・障がい者の移動支援がなく、外出・余暇支援も地域にない ・医療的ケア児のショートステイ先が身近な地域にない	・虐待案件の対応を市と連携で実施 ・事業所スタッフ向けの研修会を実施し資質向上を図る ・移動支援について市、事業所、自立支援協議会で協議している ・医療的ケア児のショートステイ先については現段階で難しい状況 ※地域の市民活動が少ない印象がある。市民自主活動を増やすような促しがあると良い。 ※移住者を受け入れる環境整備をしないと人口減少の歯止めとなるのではないかな。

第2章 相馬市の現状と課題

団体 No.	貴団体・組織等で抱える地域福祉課題	課題解決に向け取り組んでいる事項
7	・認知症等により見守り・支援の必要な人の増加への対応 ・身寄りのない方、人と人とのつながりの希薄化への対応 ・一世帯において抱える複数の問題への対応 ・免許証返納後の移動手段 ・疾患を抱える世帯の孤独・孤立を防ぐための対応	・食事サービス事業（安否確認及び健康保持） ・オレンジカフェ ・骨太けんこう体操 ・認知症サポーター養成講座 ・地域ケア会議の開催
8	・高齢者に限定することなく「地域づくり」、「健康づくり」に資する取組や世代間交流、地域共生社会の実現、地域の担い手など連合会の組織力を生かし、行政の補完的役割を果たすため活動しているが、若年高齢者の入会が減少しており、会員の高齢化による組織活動の継続が困難となっており、単位クラブ及び会員減少につながっている。会員減少防止が最大の課題。	・各单位クラブ定期役員会開催の指導徹底 ・老人クラブ会員増強運動の強化 ・高齢者と多世代との交流事業 ・福島県老人クラブ連合会担い手養成事業「老人クラブリーダーズカレッジ」への派遣などでの人材育成と活性化
9	・高齢者で車のない人の買物、通院が困難（タクシー代で生活がより苦しくなる。）	・特になし
10	・近隣に身内が不在の独居老人の増加	・施設併設居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急の場合は休日等に関係なく動く。併設施設は全面的バックアップ体制で対応する。
11	・看護職員や介護職員など人材の確保 ・職員の処遇改善や電子カルテ導入をはじめとする生産性向上等にかかる費用不足	・特になし
12	・障がい者共同生活援助事業所（グループホーム）の入居者が高齢化してきているが、保証人や身元引受人がいない方もおり、将来的に介護保険に移行するとき等に困る。 ・若い方でも保証人等がいないと民間のアパート等に移ることができず自立することができない。	・後見人制度の利用等
13	・障がい者の支援事業所を地域に知ってもらいノーマライゼーションの社会を実現したい。（障がいのある人にとって生活しやすい環境でないし、生活、就労、余暇の福祉資源を増やす必要がある。）	・マルシェを開催し、地域の人に知ってもらう。 ・プロのミュージシャンを招き「みんなのしあわせ音楽会」を開き、障がい者と市民の交流の場を設けている。

団体 No.	貴団体・組織等で抱える地域福祉課題	課題解決に向け取り組んでいる事項
14	・少子高齢化・核家族の中で家庭の教育力の低下、また地域社会の繋がりや支え合いの希薄化で地域社会の教育力の低下は否めない。同世代だけで異世代交流がなく見識が少ない。 ・全国的に福祉事業のヘルパーの人材不足が問題視されているが、当アトリエでも最近では求人を出しても以前ほどの反応が少ない。	・核家族が多くなっているため、子供も高齢者も異世代交流の場が必要と思う。当アトリエでは、未就学児から100歳の高齢者の方まで幅広い年齢層が親子教室、放課後児童クラブ、絵画造形教室、デイサービスで集い、子供達には優しい思いやりの心が芽生え、社会性が育ち、多様な価値観に触れる機会となり、高齢者は昔を思い出し関わり合う喜びなど、大きな成果をあげている。 ・合宿や絵画造形教室、親子教室、放課後児童クラブの活動の中で、高齢者の方とふれあう時間をセッティングしている。 ※国全体で解決策を考えるには、学校教育のカリキュラムや課外活動、ボランティア活動などで高齢者とふれあう場を設定し、各世代が分断されないシステムをつくる。
15	・保育士等の人材不足	・現在のところ、取り組む術がない
16	・子どもの減少	・0歳児（生後2ヶ月）～就学前までの保育 ・防災意識を高め避難訓練の強化 ・防災グッズや非常食を備蓄し、園児の安全を確保 ・地域行事への積極的な参加で交流を図る

(3) 統計資料・アンケート調査等からみる地域の傾向と課題

① 高齢者や障がいのある人への施策や取組

全体の傾向として、現在の地域に住み続けたいと思う人が多くいる中で、現状では高齢者や障がいのある人の多くが満足しているものではなく、更なる施策や取組の充実が多く求められています。特に交通や買い物の利便性、福祉サービスの情報入手や利用のしやすさなどの様々な場面において、高齢者や障がいのある人への配慮が足りていないと感じる人が多い傾向にあります。高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、暮らしやすさを向上させる取組や工夫が必要です。

② 子育て世代への支援

少子高齢化が進む中、特に若い世代から、子育てに関する支援や取組の強化を求める声が多い傾向にあります。子育て世代への支援を通して、若い世代の地域への定着を図る必要があります。

③ 地域活動やボランティア活動の参加に向けた働きかけ

地域活動やボランティア活動への参加割合が全体的に低い傾向にあります。支援を充実させるため、人員の確保や積極的な情報発信が必要です。

④ 防犯・防災への取組

安心した暮らしを守るため、防犯・防災への取組の充実が多く求められています。特に防災面については、東日本大震災や度重なる台風被害等を経験し、日頃から災害に対する不安を抱える人が多いため、施策や取組により、住民の安全を守ることが必要です。

⑤ 地域における助け合い、相互扶助への取組

地域との交流が希薄化しており、地域住民同士で助け合い、支え合う関係が構築できていないと感じている人が多い傾向にあります。地域への関心や繋がりが薄れてしまうと、地域活動の担い手不足にも繋がります。地域への関心を高め、地域住民同士で助け合うことのできる相互扶助の仕組みづくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

市民が 生きがいを持って

安心して暮らせる 相馬市を目指して

～市民が つながり、助け合い、支えあう 地域共生社会～

市の最上位計画である「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」では、5つの基本理念として「市民参画による協働で創る相馬市」「安全・安心が実感できる相馬市」「子どもたちが将来に希望をもてる相馬市」「いきがいをもって働くことができる相馬市」「高齢者がいつまでも健やかに暮らせる相馬市」を掲げ、福祉関連施策や地域づくりを推進しています。

このたび、地域福祉計画を策定するにあたり、本市における福祉施策の推進を図るため、「市民が 生きがいを持って 安心して暮らせる 相馬市を目指して ～市民が つながり、助け合い、支えあう 地域共生社会～」を基本理念に掲げ、市民が安全・安心に心豊かな生活を送ることができる地域を築くため、様々な福祉施策を展開していきます。

本市は、既に、高齢者に関する支援や、障がい者・障がい児に関する支援、子ども・子育てに関する支援、防災・減災に関する取組など、様々な面において地域共生社会の実現に向けた施策を行っていますが、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様性に伴い、市民一人ひとりが抱える生活課題も複雑・複合化しています。このような中、地域共生社会の実現には、市民一人ひとりが地域において役割を持ち、支え合い・助け合いながら、健やかに安心して暮らせる社会の構築が求められています。

国においては、市民の価値観や福祉ニーズが多様化する中で、公的な福祉サービスや行政だけでは支援が行き届かない現状があるため、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手といった関係を超えて、地域の多様な人・団体・関係機関が「我が事」として役割を持ち活躍できる社会の実現を推進しています。

本計画では、ソーシャルインクルージョン⁴の理念に基づき、市民一人ひとりが主体的に地域福祉に取り組み、市民相互に助け合う・支え合う地域づくりを目指すとともに、様々な生活課題・福祉課題の解消に自分ごととして関わり、地域共生社会の実現を目指すという考えのもと、地域福祉を推進します。

⁴ 社会的に弱い立場にある人々も含め、誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという理念。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての住民が地域で暮らしていることを意識し、その地域の中で互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会をつくっていくことが重要となります。

本計画においては、次の4つを基本目標として設定し、それぞれの基本目標に沿った施策を展開していきます。

基本目標1 協働・支え合いの地域づくり

地域共生社会では、支え手と受け手という固定した関係を超えて、地域において住民同士が助けあい、支えあう関係が必要となります。

身近な関係で、お互いの問題や困りごとを助け合って解消していけるような関係づくりと、「できる人が、できる時に、できることを行う」ような、持続可能な協働・支え合いの地域づくりを目指します。また、生活課題を抱える住民の早期発見・早期対応に対応できる体制づくりに努めます。

基本目標2 安全・安心な地域づくり

地域において住民が安心して生活を送るため、日頃から災害や犯罪に備えるなど安心・安全なまちづくりが求められています。地域や各種団体との連携や協力による防災・減災対策の推進に加え、防犯対策についても推進します。

また、地域において安心して暮らしていくためには、施設や設備といったハード面の整備、環境づくりも必要となります。バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

さらに、誰もがいきいきと地域で住み続けられるよう、包括的な相談支援体制の充実や、福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、多様なニーズに対応できる体制づくりを推進します。

基本目標3 生きがいを感じる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に、いきいきと暮らしていくには、健康増進や疾病の予防、治療、介護サービスといった保健医療・福祉サービスの適切な利用等が重要です。

各種サービスの情報提供やサービスにつなげる支援を推進するとともに、制度の狭間にある課題解消に取り組んでいくために、関係機関や多様な主体との連携に努めます。

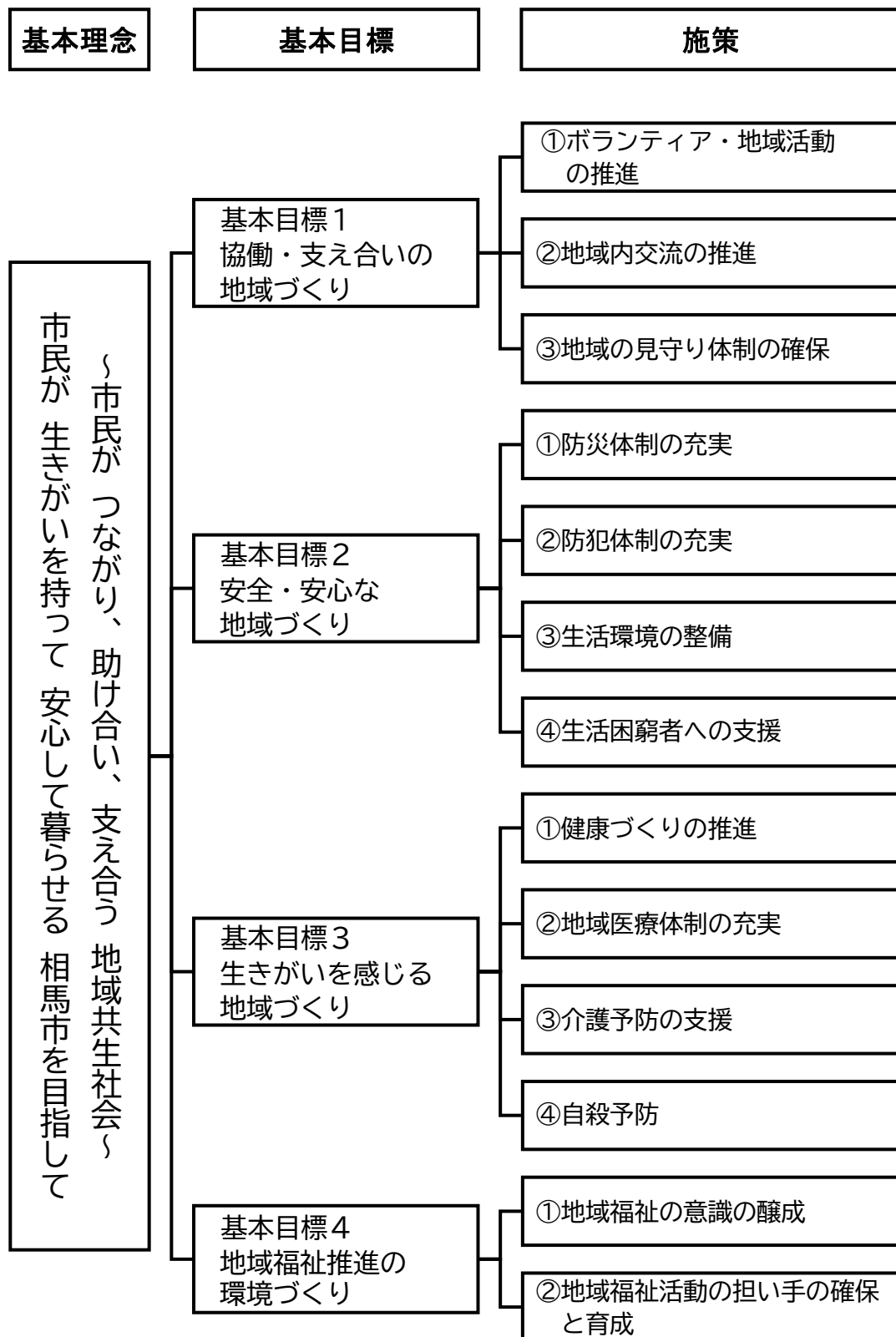
また、健康増進についても意識づけを推進します。

基本目標4 地域福祉推進の環境づくり

地域福祉の推進には、住民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。少子高齢化の進行や人間関係の希薄化等により、「互助」「共助」の重要性がより高まっている中で地域福祉を推進していくためには、地域福祉に対する住民の理解と意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手となる人材の確保と育成が必要です。

このため、住民に対する意識啓発・情報提供・交流機会の提供に取り組むとともに、地域福祉を担う人材を確保・育成する取組や住民による様々な活動の活性化を支援します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 協働・支え合いの地域づくり

① ボランティア・地域活動の推進

【現状と課題】

地域の抱える生活課題が多様化・複雑化する中で、公的なサービスだけではなく、ボランティア活動や住民同士の助け合い、支え合いの活動が重要になってきます。

人口減少や高齢化が進み、地域における活動の担い手は一層少なくなっていくことが懸念されますが、ボランティア活動等が継続的に行われていくことが必要です。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動について、「参加したことがない」との回答が63.4%であるなど、住民の地域活動等への参加は高いとは言えない状況です。ボランティア活動に参加したことがない理由としては、「時間がない」「活動に関する情報がない」との回答割合が高くなっています。

一方で、今後の地域活動やボランティア活動について、6割を超える人が「参加したい」との回答をしており、地域活動やボランティア活動に対する関心は高いことがうかがえます。ボランティア活動等に関する情報発信や体制整備などにより、今後より多くの参加が期待できると考えられます。

【取組の方向性】

ボランティア活動や地域活動に関する普及啓発や情報発信、研修などを通じて、住民に対するボランティア活動等への参加促進や担い手確保のためのきっかけづくりに取り組みます。

また、活動団体への情報提供や支援、団体同士の交流機会の設定などにより、活動しやすい環境整備を推進します。

市民の取組	○ボランティア活動や地域活動に関心を持ち、活動に参加します。 ○ボランティアについて学ぶ機会を増やします。 ○ボランティア活動や地域活動に参加する仲間づくりを進めます。 ○一人ひとりが地域の問題は自分自身のこととして捉えます。
-------	--

地域・団体等の 取組	○関係団体やボランティア等と地域の活動が連携・共有できる機会を作ります。 ○地域で活動するボランティアグループ等の情報を発信します。
行政の取組	○住民の自主的な活動を促し、地域や関係団体等を支援します。

【主な関連施策】

○ボランティア等支援機能の充実【関係各課】

○手話・点訳奉仕員養成講座の開催【社会福祉課】

② 地域内交流の推進

【現状と課題】

近所や地域の日常的な交流は、地域福祉を進めていくうえで重要になってきます。地域内交流における地域住民の意識啓発や交流の場の整備も必要です。

アンケート調査では、近所との付き合いについて、「あいさつする程度の付き合いがある」が48.4%と最も高くなっている一方、「ほとんど付き合いがない」が14.5%となっています。付き合いをしていない理由としては、「関わる機会がないから」「あまり知らないから」「特に付き合いを望んでいないから」の回答割合が高くなっています。また、「困ったときに相談や助け合いができる」との回答が9.6%となっており、近所や地域において深い関わりを持たない人が多い状況です。

【取組の方向性】

住民同士が交流することができる場や機会の充実を図り、住民同士の関係づくりや互いに支え合う地域づくりを推進します。

また、各世代の幅広い住民が地域内交流や地域活動を通じて、地域に参画できるような環境づくりを推進します。

市民の取組	○自治会の行事や地域の活動に参加します。 ○地域における交流する機会に参加し知り合いの輪を広げます。
地域・団体等の 取組	○地域活動と連携した世代間交流を推進します。
行政の取組	○地域活動への参加に向けた支援を行います。

【主な関連施策】

○自治会活動の支援【総務課】

③ 地域の見守り体制の確保

【現状と課題】

高齢化の進行により、見守りや支援が必要な高齢者世帯や認知症高齢者等の増加が見込まれます。地域住民同士が見守りなどを行い、必要に応じて行政や関係機関につないでいくことが必要になってきます。

アンケート調査では、困ったときに地域の人に支援してほしいことについて、「声かけや見守り」が46.9%と高く、また、地域で困っている世帯があるときに支援できることについても、「声かけや見守り」が61.8%と高くなっており、地域における声かけや見守りに対する意識は高い状況にあります。

しかしながら、地域活動への参加が少ない状況から、見守りなど活動の充実や担い手の育成・確保等が課題であると考えられます。

【取組の方向性】

地域における人材や資源を活用し、高齢者や障がいのある人等への見守り体制の充実を図るとともに、支援を必要とする人を相談機関につなぐことができる体制整備を推進します。

市民の取組	○近所のひとり暮らし高齢者や障がい者などへの積極的な声かけやあいさつを行います。 ○困っている人への手助けを行うように努めます。
地域・団体等の取組	○自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア等による地域での見守り体制を確保します。
行政の取組	○住民主体による地域づくりのための人材や組織の育成を推進します。 ○地域において生活支援を必要とする人を把握する仕組みづくりを検討します。

【主な関連施策】

- 高齢者見守り活動の推進【総務課、高齢福祉課】
- 消費者トラブルの相談支援【生活環境課】
- 孤立・孤独対策の推進【社会福祉課、こども家庭課、高齢福祉課】
- 虐待防止の支援【社会福祉課、こども家庭課、高齢福祉課】
- 民生委員・児童委員による訪問活動・個別相談【社会福祉課】

基本目標2 安全・安心な地域づくり

① 防災体制の充実

【現状と課題】

近年、全国各地で台風や線状降水帯の発生等による大雨、地震等の自然災害が多発しており、本市においても同様の災害発生が想定されます。災害時における公的な支援・サポートには限界があるため、地域における防災力を高めるとともに、自助・互助の取組が重要となってきます。

アンケート調査では、地域の課題として「防犯や防災の取組」が比較的重要視されており、日常生活で感じている悩みや不安では「災害に関すること」は38.0%と高くなっています。しかしながら、防災対策について「十分に行っている」が1割程度であり、広報活動や情報発信を充実させ、防災に係る行動を推進する取組も必要です。また、災害時に困ることについて、「支援者がわからない」「避難場所がわからない」「避難時の健康や体力に自信がない」が挙げられています。

災害時に重要なことについては、「危険箇所の把握」が56.7%と最も高く、次いで「避難経路や避難場所の確認」が49.4%、「手助けを必要とする人の把握」が41.2%となっています。

【取組の方向性】

住民や地域における防災意識を高め、地域の防災力の強化に取り組みます。

また、自力避難が困難な人を把握し、災害発生時に地域や関係団体等が連携して支援できる体制を構築するとともに、災害時の情報伝達や設備等の充実を推進します。

市民の取組	○「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、災害時に備え必要なものを準備します。 ○家族等で地域の避難場所や危険箇所を把握し、避難経路を確認します。 ○避難訓練や防災訓練に積極的に参加します。
地域・団体等の取組	○災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関・行政と連携します。 ○個人情報に配慮しつつ、自力での避難が困難な人の把握、災害時の支援に協力します。
行政の取組	○防災リーダーや自主防災組織を育成するとともに、防災訓練等の活動を支援し、地域防災力の向上に努めます。 ○消防団組織の充実を図ります。

	○避難行動要支援者への支援を推進します。 ○SNSなどを活用した防災情報提供体制の充実、防災備蓄品の継続的な確保、避難所の整備など、設備や物資等の確保に努め、防災体制を強化します。
--	--

【主な関連施策】

○自主防災組織の活動支援【地域防災対策室】

○避難行動要支援者に対する支援【地域防災対策室、社会福祉課】

② 防犯体制の充実

【現状と課題】

近年、住民の安全を脅かす犯罪は増加し、また、特殊詐欺など複雑化・巧妙化しています。地域住民や関係機関、行政が一体となって犯罪や事故の発生を防止し、安全・安心な地域づくりを推進することが求められています。

アンケート調査では、日常生活で感じている悩みや不安において「地域の犯罪に関すること」は15.4%となっています。また、地域の課題や問題において「防犯や防災の取組」を課題とする人は28.7%となっています。

一人ひとりの防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、地域や関係機関、行政が連携し、見守りを行うなど地域ぐるみの防犯体制を強化することが重要です。

【取組の方向性】

住民や地域における防犯意識の啓発に取り組み、防犯灯や防犯カメラの設置に対する支援や地域の防犯体制の強化を図るとともに、地域、関係機関、行政の連携による防犯対策を推進します。

市民の取組	○多様な犯罪被害の状況を報道等により把握するとともに、防犯意識を高めます。
地域・団体等の取組	○防犯に関し、関係機関・行政と連携を図ります。 ○登下校の見守りへの協力など、地域の防犯力の向上に努めます。
行政の取組	○防犯に関する住民一人ひとりの意識を高めるため、広報紙やホームページ、SNS等を活用し注意を促します。 ○犯罪防止活動の啓発や相談活動の充実に努めるとともに、非行の早期発見・非行防止や地域の防犯活動への支援を推進します。

【主な関連施策】

○防犯活動の推進【地域防災対策室】

○少年センター補導員の活動【こども家庭課】

③ 生活環境の整備

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人もない人もすべての人が地域において安全・安心に生活や外出できるようになるためには、施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を考えなければなりません。

アンケート調査では、地域の課題や問題において「道路や施設などの整備」が38.7%と最も高く、地域別に見ても10地区中5地区において最も重要な課題となっています。また、道路や公共交通機関に対する満足度も57.9%の人が不満と感じています。

安心して暮らすことのできる居住環境や移動環境の整備が求められています。

【取組の方向性】

利用しやすい移動手段・移動環境の充実を図るとともに、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、暮らしやすい環境の整備に努めます。

市民の取組	○誰もが暮らしやすい環境づくりに協力します。
地域・団体等の取組	○地域のニーズを関係機関や行政に伝えるとともに、地域のニーズに合わせた環境づくりに協力します。
行政の取組	○利用しやすい移動手段・移動環境の充実を図ります。 ○道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、暮らしやすい環境づくりに努めます。

【主な関連施策】

○利用しやすい移動手段の確保【企画政策課】

○道路・公共施設等の整備の推進【都市整備課、土木課、建築課】

○重度身体障がい者タクシー運賃助成事業【社会福祉課】

○人工透析患者通院交通費補助事業【社会福祉課】

○障がい者に対する日常生活用具の給付【社会福祉課】

○障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護・訓練等給付及び通所等の支援【社会福祉課】

④ 生活困窮者への支援

【現状と課題】

景気の低迷や疾病、障がい等により、経済的な困窮状態に陥る人が増えており、ひきこもりやこどもの貧困などの問題も深刻化しています。

生活困窮者自立支援法の施行等に伴い、生活困窮者の自立を支援する体制整備が求められており、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援を行っていく必要があります。

【取組の方向性】

地域から孤立している人や生活困窮者など、支援につながらない人や複合的な生活課題を抱えている人の把握や早期発見に努めます。また、生活課題に対する支援につなげるための相談体制の整備を図るとともに、関係機関や関係団体と連携し、生活困窮者の経済的自立や日常生活における自立支援に取り組めます。

市民の取組	○困っている人への手助けを行うように努めます。 ○支援が必要な人を見つけたら、行政や関係機関につなげます。 ○地域の中で孤立する人がないように地域活動へ参加を呼びかけます。
地域・団体等の取組	○地域の中で支援が必要な人を見つけたら、行政や関係機関につなげます。
行政の取組	○意識啓発や支援体制づくり等を進めます。

【主な関連施策】

○生活困窮者に対する相談・就労支援【社会福祉課、社会福祉協議会】

○住宅確保給付金の支給【社会福祉課】

○生活福祉資金及び生活援助資金貸付事業【社会福祉協議会】

基本目標3 生きがいを感じる地域づくり

① 健康づくりの推進

【現状と課題】

地域で、いきいきと暮らしていくには、本人の健康が大切です。介護や支援を必要とする状態にならないよう、予防のために特定健診や健康診査等を積極的に受診するとともに、食事や運動に対する意識の向上を図り、心身ともに健康であることが重要です。

本市の平均寿命（令和2年）は、男性が80.2歳、女性が86.6歳となっています。推移を見ると、平成12年と比較し令和2年は男性が3.8歳、女性が2.7歳伸びていますが、男女共に全国平均及び福島県平均を下回っています。

アンケート調査では、日常生活で感じている悩みや不安において「健康に関すること」と回答する割合が42.1%となっており、最も高い割合となっています。

住民が元気で、いきいきと暮らすことができるよう、主体的に健康づくりに取り組める環境づくりや意識の醸成を推進する必要があります。

【取組の方向性】

身体を動かし、生活習慣病の予防を図るなど、それぞれの状況に応じた健康づくりを推進します。また、地域で健康づくりの活動を行う人材等の育成・確保を推進します。

市民の取組	○健康を意識するとともに、適切な食生活や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組みます。 ○健康状態の確認と疾患の早期発見のため、定期的に健診を受けます。 ○各種健康教室等に積極的に参加します。
地域・団体等の取組	○身体を動かすことや健康を学ぶ機会を作ります。
行政の取組	○生活習慣病予防のための健康教室や健康相談 を推進するとともに、参加しやすい事業を実施します。 ○健診内容や健診体制を充実させ、健診受診率の向上を図ります。 ○健康増進計画に基づき、健康づくりに積極的に取り組むとともに、健康寿命の延伸に寄与する施策を推進します。

【主な関連施策】

○健康づくりの意識啓発【保健センター、各公民館】

- 特定健診や健康診査等の実施【保険年金課、保健センター】
- 精密検査対象者への受診勧奨及び重症化予防事業【保険年金課】

② 地域医療体制の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して最期まで暮らすためには、地域全体で住民の健康を支える医療及び介護の体制整備が必要です。

住民が求める医療や介護サービスにおいて、最も適切なサービスにつなげ、利用できる環境を整備することが重要です。

【取組の方向性】

地域の実情を把握・分析し、住民が地域で必要としている医療が受けられる体制の構築を図るとともに、医療機関との連携強化に取り組みます。

市民の取組	○医療制度について概要を知るとともに、正しい理解を深めます。 ○地域における医療機関を把握し、かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちます。
地域・団体等の取組	○医療機関は患者等の視点に立って、相互理解に努めます。
行政の取組	○地域の実情を把握・分析し、必要な医療体制の構築に努めます。 ○医療や介護サービスの関係機関との連携強化に取り組みます。

【主な関連施策】

- 地域医療体制の確保【保健センター】
- 適正受診・適正服薬についての啓発【保険年金課】

③ 介護予防の支援

【現状と課題】

高齢化が進行する中で、自立して生活できる期間を可能な限り延ばし、住み慣れた地域で安全、安心に暮らしていくため、住民一人ひとりが主体的に介護予防に取り組むことはもとより、事業者、行政等が連携することにより、介護予防を推進することが重要です。

令和6年4月1日現在の本市の高齢者人口（65歳以上）は10,756人で、高齢化率は33.1%となっています。高齢者数は増加傾向にあり、人口に占める前期高齢者（65～74歳）割合及び後期高齢者（75歳以上）割合も増加傾向にあります。

す。

アンケート調査では、日常生活で感じている悩みや不安において「介護に関すること」と回答する割合が26.7%となっており、回答者の4人に1人は介護に関して不安を抱えている状況です。

介護予防・重度化防止等に関わる相談、健康づくりに向けた各種の情報提供を通して、住民が関心を持って携わり、活動への参加を拡大させていくことが地域福祉の推進に必要となります。

【取組の方向性】

介護保険事業の適切な運用を図り、介護予防の効果が十分に得られるよう各種施策を推進するとともに、介護保険における限られた財源が有効活用されるよう、需要の把握、要介護認定、介護業務の評価などを適切に実施します。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの更なる深化に努めます。

市民の取組	○介護予防に対して主体的に取り組めます。 ○介護予防事業へ積極的に参加します。 ○介護保険事業等の理解を深めます。
地域・団体等の取組	○介護予防事業の支援に努めます。
行政の取組	○介護保険サービス等に関する周知・情報提供を強化します。 ○介護予防の知識の普及・啓発を図り、住民の介護予防の取組を支援します。 ○介護保険サービスの充実に努め、介護保険制度の円滑な運営を図ります

【主な関連施策】

○骨太けんこう体操を活用した介護予防の推進【高齢福祉課】

○介護予防講習会の開催【高齢福祉課】

○保健事業と介護予防等の一体的実施事業（フレイル⁵予防のための個別・集団支援）【保険年金課】

⁵ 要介護状態に至る前段階のこと。身体的だけでなく精神・心理的な面を含め多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスクな状態。

④ 自殺予防

【現状と課題】

自殺は、誰にでも起こり得る危機であり、その背景には、精神保健の問題だけでなく、過労、生活困窮、いじめや孤立などの様々な社会的要因が存在しています。

問題を抱える人の状態が悪化する前の早期発見や複合的課題に対応するための体制づくりなど、自殺予防対策の効果的な展開が求められています。

【取組の方向性】

「相馬市いのちを支える行動計画」に基づき、住民に対する啓発や自殺予防対策を支える人材の育成に取り組むとともに、地域におけるネットワークの強化やこどもたちの生きることへの包括的な支援を推進します。

市民の取組	○心の病や自殺予防対策について正しい理解を深めます。 ○地域の中で悩みや困難を抱える人を見つけたら、行政や関係機関につなげます。
地域・団体等の取組	○地域の中で悩みや困難を抱える人を見つけたら、行政や関係機関につなげます。
行政の取組	○心の病や自殺対策等についての意識啓発や支援体制づくり等を進めます。

【主な関連施策】

- 心の病・自殺予防対策の情報提供と啓発【保健センター】
- 相談体制の整備【保健センター】
- 児童生徒への包括的な支援【保健センター】
- ゲートキーパー養成講座の開催【保健センター】

基本目標4 地域福祉推進の環境づくり

① 地域福祉の意識の醸成

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化等の家庭環境の変化により、家族や住民相互のつながりが希薄化するとともに、人口は今後も減少が続くと予想されるため、高齢者や障がいのある人などを支える体制の維持に対する将来の不安は高まっています。地域共生社会の実現に向け、幅広い世代の住民が交流を通じ、ふれあいを深め、支え合い、助け合いの関係を築いていくため、地域福祉の醸成を図る必要があります。

アンケート調査では、福祉との関わりについて、「関わりはない」が70.7%と最も高く、「地域で福祉活動をしている」は4.9%、「ボランティア活動やNPO活動をしている」は3.1%となっています。

地域福祉への関心や意識を高めるため、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、地域福祉について理解することが必要です。また、地域の困りごとや問題は、行政や関係機関等と連携を図り、地域全体で解消していくとする意識を持つことも必要です。

【取組の方向性】

年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、地域や福祉についての啓発活動を推進します。

市民の取組	○地域福祉への理解を深め、身近な地域行事などに積極的に協力・参加します。 ○イベントに参加するなど地域福祉に対して興味・関心を持つ。
地域・団体等の取組	○地域福祉に関する情報発信や、学習の場、交流の場づくりを進めます。
行政の取組	○地域福祉に関する啓発活動や福祉教育活動を推進するとともに、住民同士の交流づくりを進めます。

【主な関連施策】

- 地域福祉に関する意識啓発・情報発信【社会福祉課】
- 多様な交流機会づくりの推進【各公民館】
- 手話・点訳奉仕員養成講座の開催【社会福祉課】

② 地域福祉活動の担い手の確保と育成

【現状と課題】

急速な高齢化の進行や、多様化する支援ニーズに伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材不足は全国的な課題となっており、本市においても同様です。

本市においては、高齢者が抱える日常生活の中での困りごとに対する支援を行う「市民団体ちょこっとてつだう会」といった市民活動団体や老人クラブ、NPO法人などが多種多様な活動に取り組んでいますが、今後、活動の継続を推進するには更なる支援等が必要です。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動への参加について、「参加したことがない」が63.4%となっており、関心を持ってもらい、参加者を増やすことが課題となっています。

ボランティア団体、NPO法人等の関係機関と連携し、地域福祉を担う人材の確保・育成、ボランティア活動等への支援が必要です。

【取組の方向性】

地域福祉活動の担い手の確保・育成に向けて、関係機関と連携し、活動の普及啓発を図るとともに、若い世代や地域福祉活動に関心を持っている人が活動に関わりやすくなるような仕組みづくり、環境づくりに取り組みます。また、地域福祉活動における負担感の軽減に向けて、相談や情報提供等を通じて支援を行います。

市民の取組	○地域活動やボランティア活動に関心を持ち、活動に参加します。 ○住民一人ひとりが地域社会に貢献できる役割があることを認識します。
地域・団体等の取組	○地域活動やボランティア活動に興味を持つ人等に活動への参加を働きかけます。 ○地域で実践している活動を広く住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかけます。
行政の取組	○地域福祉を担う人材の育成や確保を図るとともに、地域福祉活動、ボランティア活動への支援を進めます。 ○広報紙やホームページを通じて活動内容をわかりやすく発信し、活動への関心や理解を深めます。 ○関係機関と連携し、地域福祉やボランティア情報の共有化に努めます。

【主な関連施策】

○行政区加入の促進【総務課】

○地域福祉活動への意識啓発【社会福祉課】

第4章 施策の展開

- 手話・点訳奉仕員養成講座の開催【社会福祉課】
- 老人クラブの活動支援【高齢福祉課】
- 認知症への対応（認知症サポーターの養成）【高齢福祉課】

第5章 相馬市再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万4,000件をピークに、以降は減少を続け、令和3年には56万9,000件と、ピーク時の約20%まで減少しています。一方、検挙者数に占める再犯者数は減少傾向にあるものの、初犯者数も減少しているため、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も少なくありません。こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その生活等を支援するためには、刑事司法関係機関の取組だけでは、その内容や範囲に限界があります。そのため、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を国や地方公共団体、民間団体等が緊密に連携、協力して実施する必要があります。

平成28年に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

本市においても、相馬市再犯防止推進計画を策定し、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰の支援等の再犯防止の施策を推進するとともに、安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた地方再犯防止推進計画として、相馬市地域福祉計画と一体的に策定するものです。

また、相馬市地域福祉計画をはじめ、関連する行政計画とも連携しながら、法令や国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。

○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

計画の期間は、「第1期相馬市地域福祉計画」の計画期間に合わせて、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2年間とします。

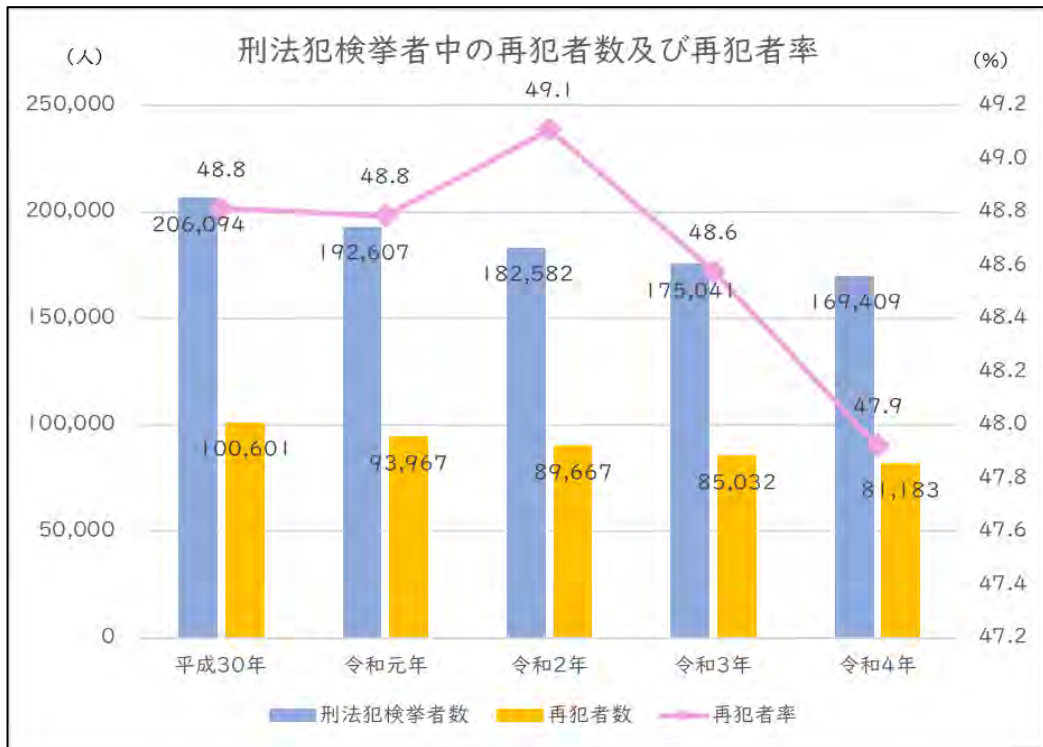
なお、法制度の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じ見直しを行います。

4 再犯防止を取り巻く状況

(1) 犯罪及び再犯の現状

① 全国の再犯者数及び再犯者率

全国における刑法犯検挙者数は年々減少しており、再犯者数も減少傾向にあります。再犯者の令和4年の検挙者に占める割合は47.9%と、前年度より0.7ポイント低下しましたが、検挙者の約半数を占めています。



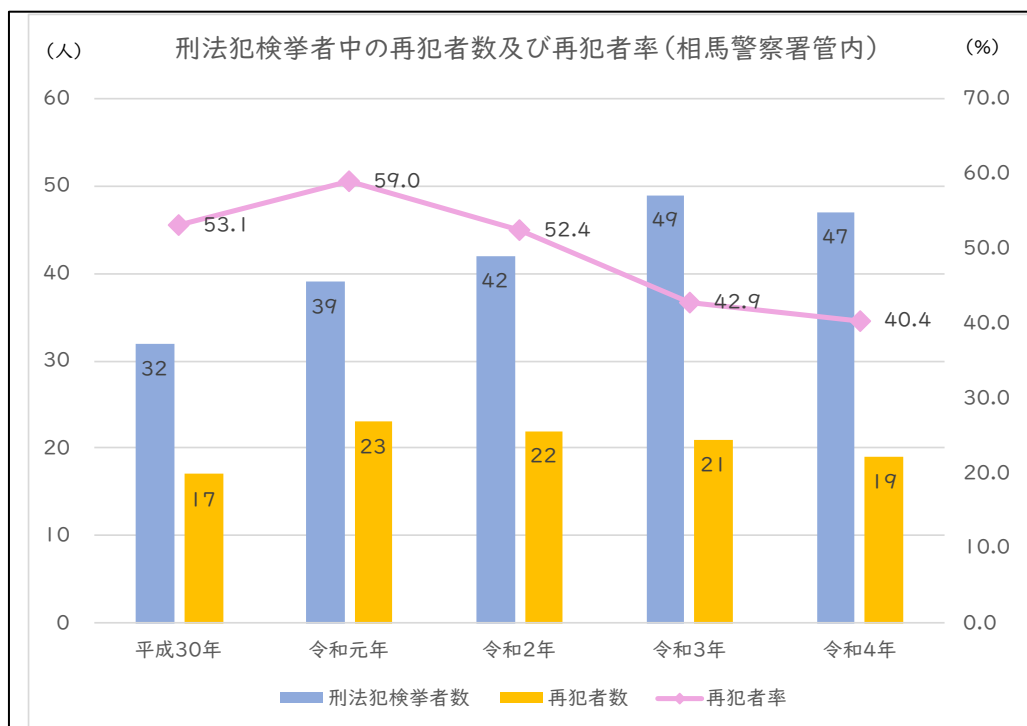
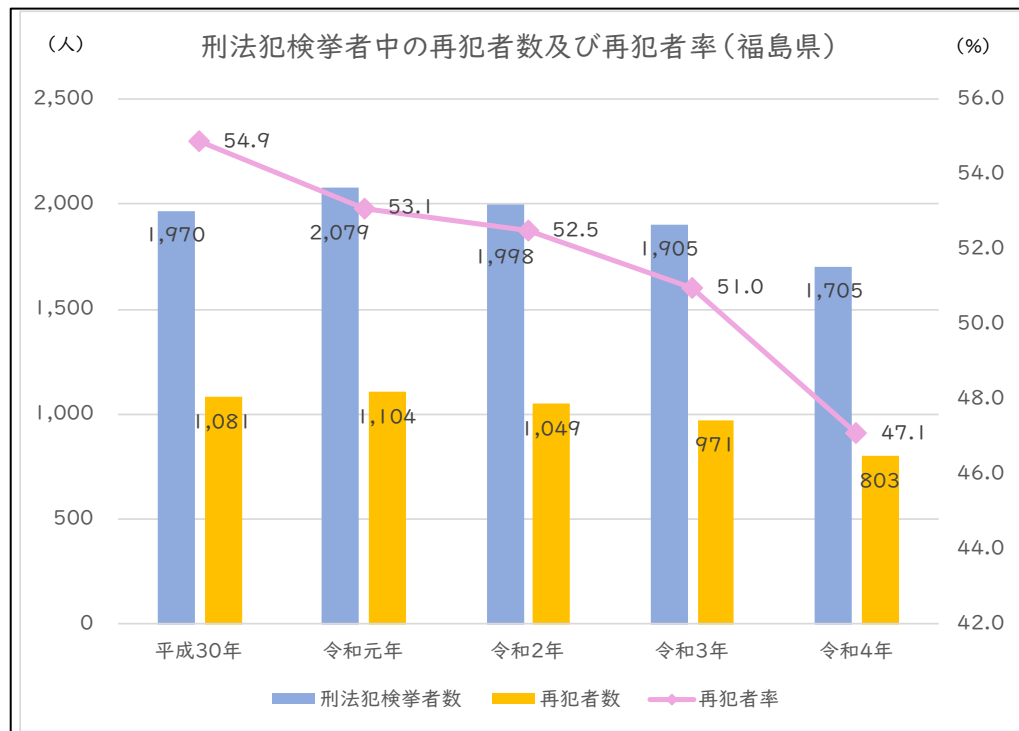
資料：法務省「令和5年版再犯防止推進白書」

② 福島県及び相馬警察署管内の再犯者数及び再犯者率

福島県においては、刑法犯検挙者数は令和元年以降減少しています。再犯者の割合も減少していますが、全国と同じく検挙者の約半数を占めています。

相馬警察署管内においては、刑法犯検挙者数は50人を下回る範囲で推移しています。再犯者の割合は、令和3年以降は全国や福島県より低い水準で推移しています。

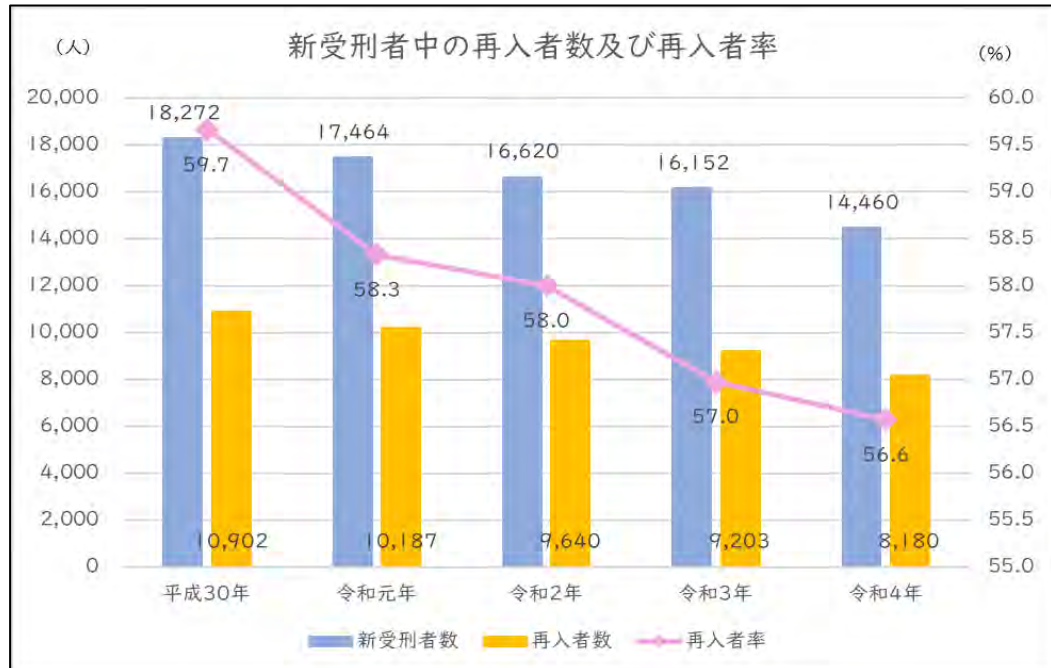
第5章 相馬市再犯防止推進計画



資料：法務省調べ

③ 新受刑者中の再入者数及び再入者率

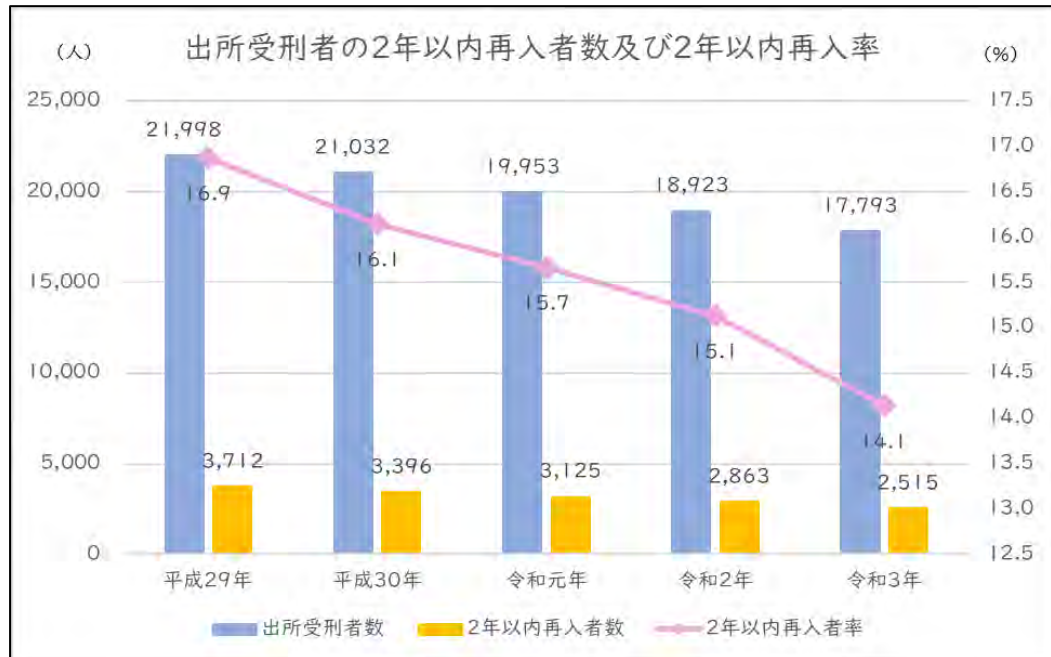
全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率を見ると、年々減少傾向にあります。令和4年の再入者率は56.6%と、半数を超えている現状にあります。



資料：法務省 令和5年版再犯防止推進白書

④ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

全国の出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率は、減少傾向にあります。平成29年の2年以内再入率は16.9%でしたが、令和3年は14.1%となっています。

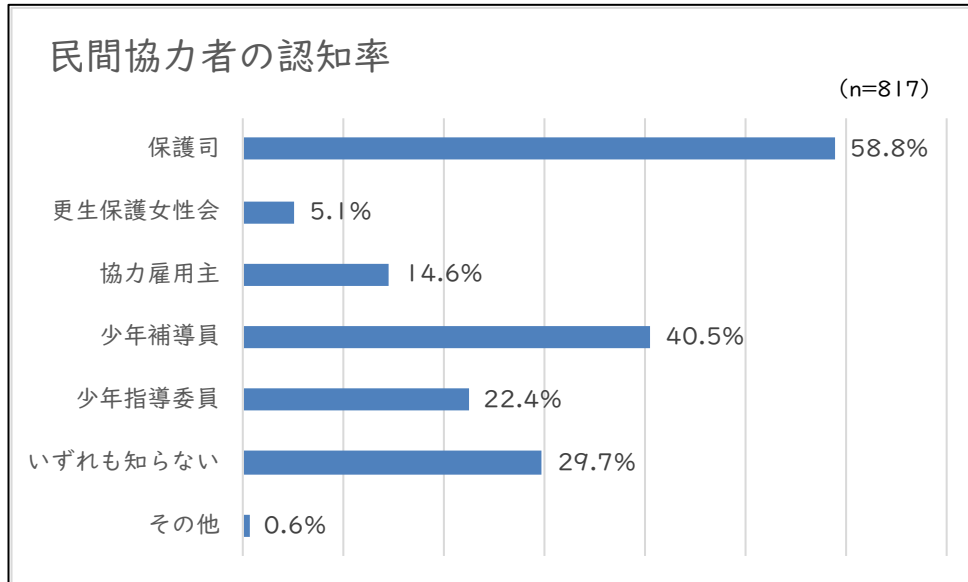


資料：法務省 令和5年版再犯防止推進白書

(2) アンケート調査からみる現状

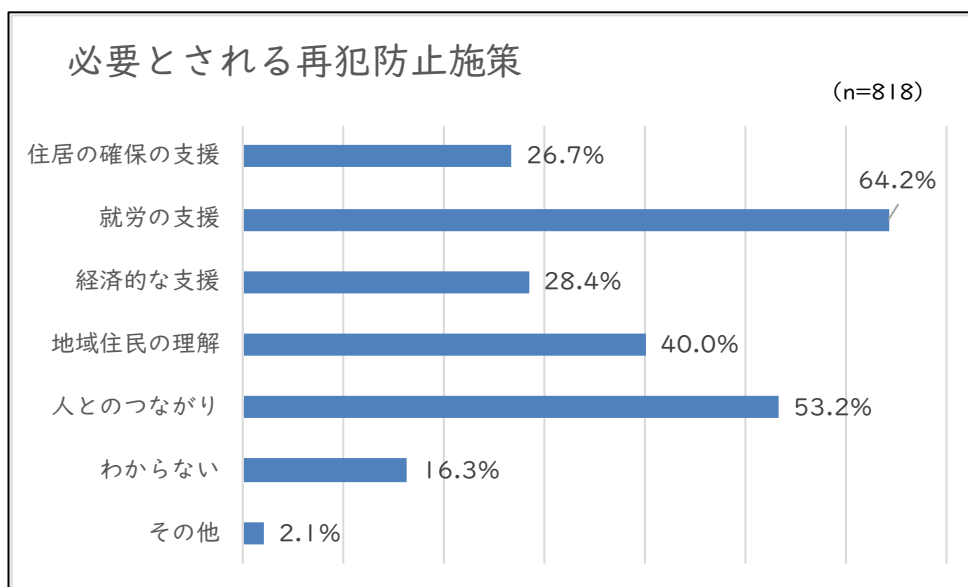
① 民間協力者の認知率

民間協力者の認知率については、「保護司」が58.8%と最も高く、過半数の人が知っている状況です。次いで「少年補導員」が40.5%となっています。「いずれも知らない」が29.7%となっており、約3割の人は民間協力者を知らない状況です。



② 求められる再犯防止施策

今後必要とされる再犯防止施策は、「就労の支援」が64.2%と最も高く、「人とのつながり」が53.2%、「地域住民の理解」が40.0%となっています。



※グラフの「n=〇〇」という表記は、その設問の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。設問や選択肢の一部を省略している場合があります。

5 基本方針

令和5年3月に閣議決定された国の「第2次再犯防止推進計画」、令和3年3月に策定された「福島県再犯防止推進計画」を踏まえ、犯罪や非行をした人が社会復帰後に地域社会で孤立させないための支援を進めるとともに、市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の施策を推進します。

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

6 施策方針

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送るには、犯罪の防止が重要です。住民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、自ら防犯対策を実施するとともに、地域全体で取組を推進する必要があります。

①防犯意識の向上

犯罪を防ぐためには、住民一人ひとりの防犯意識の向上が重要です。防犯に関する各種行事や広報紙、ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、地域における防犯意識の向上を図ります。

②地域活動の推進

住み慣れた地域で、安全・安心な生活が送れるよう、地域において見守り活動など防犯対策の推進を図るとともに、防犯灯の設置など防犯環境の整備に努めます。

(2) 就労・住居の確保

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が安定した職を得るとともに、地域に定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえた支援が必要です。

①就労支援の推進

犯罪や非行から立ち直ろうとする人を雇用し、更生を支える協力雇用主等の存在が不可欠であるため、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、地域の関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた就労支援を推進します。

②住居支援の推進

安定した生活を維持できるよう、市営住宅等への入居に関する情報提供や住居の確保が困難な方について、住居に関する相談支援を推進します。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

医療や福祉サービスを必要としている高齢者や障がいのある人などに対する支援が行き届かず再犯につながるケースがあると考えられています。地域で安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況や特性に応じ、各種サービスや支援につなげることが必要です。

①相談支援の充実

支援を必要とする人が様々な相談を気軽に行うことができるよう、関係機関と連携し、相談支援に努めます。

②保健医療・福祉サービスの提供

地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況や特性に応じた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげるとともに、必要とするサービス・支援の充実を図ります。

(4) 学校等と連携した修学支援の実施等

こどもたちの犯罪や非行を防ぐためには、学校や家庭、地域、行政等が連携・協力し、取組を推進することが必要です。

①相談支援の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことができるよう、関係機関と連携し、相談支援に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、修学支援や非行の防止に努めます。

②青少年健全育成の充実

小中学校等において、規範意識の向上を図るとともに、学校をはじめ、家庭、地域の関係機関や関係団体と連携して、児童生徒の見守りや非行防止の取組を推進します。また、地域全体でこどもたちの成長を支える環境づくりに努めます。

（５）民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

再犯防止の取組は、地域において犯罪をした人などの立ち直りを支える保護司、更生保護女性会など、多くの民間協力者により成り立っています。民間協力者の方々との連携により、犯罪をした人たちの社会復帰を支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と更生保護について地域の理解促進に努めます。

①民間協力者への活動支援の推進

更生保護活動が活発となるよう、保護司、更生保護女性会などの民間協力者の活動支援を推進するとともに、民間協力者との連携を深めます。また、更生保護活動の一層の充実を図るため、地域における活動拠点である地区更生保護サポートセンターの運営を支援します。

②広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と更生保護に関する住民や地域の理解を促進するため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止月間」等を通じて、広報・啓発活動を推進します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、様々な主体が互いに連携し、地域の課題に対応し、地域共生社会の実現を進めていくための計画です。

計画の推進にあたっては、住民や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、行政区、社会福祉法人、ボランティア・NPO法人、社会福祉協議会、行政など、地域に生活しているすべての関係者がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していきます。

(1) 市民の役割

市民は地域福祉の受益者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚し、地域の課題を「我が事」として捉え、地域福祉に対する理解や意識を高めていくことが大切です。

地域の実情を最もよく知っている市民が中心となり、自らが地域の課題を抽出し、解消していくという、自らの地域のことは自らの地域が決めるという意識をもつことが必要です。また、主体的に地域の福祉活動や交流する機会に参加することが期待されています。

(2) 地域の役割

自治会や民生委員・児童委員をはじめ、地域で活動する人や団体は、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉の担い手としての活動が期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、市民の多様なニーズに積極的に応えることが期待されています。利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供・公開、関係機関との連携を図ることが求められています。

また、行政や社会福祉協議会と連携し地域福祉活動を推進することも期待されています。

(4) 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域の課題、ニーズを的確に把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の確保・育成、関係機関との連携・協働の体制づくり等に努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

福祉分野をはじめ人権、男女共同参画、教育、防災等多方面にわたる全庁的な取組が必要となるため、関係課または関係機関と連絡・調整が図られる体制整備について検討します。

2 計画の進捗管理

本計画を推進していくために、市及び地域福祉計画策定推進委員会等において計画（各施策）の進捗状況について把握、評価、検証を行います。

本計画の進捗管理においては、「PDCAサイクル」を活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、施策の充実を図ります。

また、計画と実施状況に乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の周知・広報

本計画について、広報紙やホームページ、SNS等を通じて内容の周知を図るとともに、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗に関わる情報についても広く周知していきます。

資料編

1 相馬市地域福祉計画策定推進委員会要綱

(設置)

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、福祉分野の包括的な計画となる相馬市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図るため、相馬市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗管理に関する事項
- (3) 計画に係る調査等に関する事項
- (4) その他計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、市長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（報償金）

第7条 委員会の委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 相馬市地域福祉計画策定推進委員会名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	相馬人権擁護委員協議会	阿部 和夫	
	相馬市外部評価委員会	木幡 洋平	
保健福祉及び医療関係者	相馬市社会福祉協議会	只野 裕一	委員長
	相馬郡医師会相馬支部	米村 浩幸	
地域福祉関係者	相馬市・新地町地域自立支援協議会	荒川 雄久	
	相馬市民生児童委員協議会	建藤 洋悦	
	相馬市地域包括支援センター	佐藤 和子	
	相馬市子ども・子育て会議	田中 幸子	副委員長
	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏見 香代	
	相馬市地域包括ケア推進会議	山本 留美子	
地域住民の代表者	相馬市老人クラブ連合会	伊東 通夫	
	相馬市区長会	伏見 正	
その他市長が必要と認める者	相馬市	横山 哲也	

(敬称略)

3 相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ名簿

所属		職	氏名
総務部	総務課	課長	高橋 裕宗
企画政策部	企画政策課	課長	落合 武志
民生部	市民課	課長	佐藤 英光
	保険年金課	課長	寺島 賢二郎
保健福祉部	社会福祉課	課長	荒 秀明
	こども家庭課	課長	但野 拓也
	高齢福祉課	課長	岸 昌彦
	保健センター	所長	半谷 修一

4 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年 3月27日	相馬市地域福祉計画策定推進委員会要綱の制定
5月16日	第1回相馬市地域福祉計画策定推進委員会
5月23日	第1回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
6月17日	第2回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
6月27日 ～7月26日	相馬市地域福祉計画に関するアンケート調査
8月19日	第3回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
9月5日 ～9月20日	相馬市地域福祉計画策定に係る各団体・組織等における 課題調査
令和7年 1月24日	第4回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
2月7日	第2回相馬市地域福祉計画策定推進委員会
2月25日	第3回相馬市地域福祉計画策定推進委員会
3月21日	策定

第Ⅰ期相馬市地域福祉計画

令和7年3月

発 行 相馬市保健福祉部社会福祉課

住 所 相馬市中村字北町63番地の3

電話 0244-37-2258

ファックス 0244-37-2162

メール h-syakai@city.soma.lg.jp